

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和4年第3回幕別町議会定例会
(令和4年8月30日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第1

会議録署名議員の指名

10 野原恵子 11 田口廣之 12 谷口和弥

日程第2

会期の決定

（諸般の報告）

行政報告

日程第3

報告第10号 令和3年度幕別町健全化判断比率の報告について

日程第4

報告第11号 令和3年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告について

日程第5

報告第12号 令和3年度幕別町公共下水道特別会計の資金不足比率の報告について

日程第6

報告第13号 令和3年度幕別町個別排水処理特別会計の資金不足比率の報告について

日程第7

報告第14号 令和3年度幕別町農業集落排水特別会計の資金不足比率の報告について

日程第8

報告第15号 令和3年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について

日程第9

議案第74号 幕別町ナウマン公園キャンプ場条例

日程第10

議案第75号 幕別町公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

日程第11

議案第76号 幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例

日程第12

議案第81号 指定管理者の指定について

日程第13

認定第1号 令和3年度幕別町一般会計決算認定について

日程第14

認定第2号 令和3年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

日程第15

認定第3号 令和3年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第16

認定第4号 令和3年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

日程第17

認定第5号 令和3年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

日程第18

認定第6号 令和3年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

日程第19

認定第7号 令和3年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

日程第20

認定第8号 令和3年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第21

認定第9号 令和3年度幕別町水道事業会計決算認定について

日程第22

陳情第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書

会議録

令和4年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和4年8月30日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 8月30日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (16名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 | 6 若山和幸 |
| 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 10 野原恵子 | 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 |
| 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 | 16 藤原 孟 | |

- 6 欠席議員

3 内山美穂子 9 酒井はやみ

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義
教 育 長 菅野勇次
企 画 総 務 部 長 山端広和
保 健 福 祉 部 長 檜木良美
建 設 部 長 小野晴正
忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文
政 策 推 進 課 長 白坂博司
地 域 振 興 課 長 谷口英将
経 済 建 設 課 長 半田 健

副 町 長 伊藤博明
農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
住 民 生 活 部 長 寺田 治
経 済 部 長 岡田直之
会 計 管 理 者 合田利信
教 育 部 長 川瀬吉治
総 務 課 長 佐藤勝博
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲
保 健 福 祉 課 長 高橋宏邦

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

課長 北原正喜 係長 川瀬真由美

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 10 野原恵子 | 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 |
|---------|---------|---------|

議事の経過

(令和4年8月30日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより本日の会議を開きます。ただ今から、令和4年第3回幕別町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番野原議員、11番田口議員、12番谷口議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの23日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月21日までの23日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が、また北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査、総務文教、民生、産業建設の各常任委員会先進地視察調査にかかる議員派遣結果報告書が、議長宛てに提出されていますので、お手元に配布してあります。

後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

議事課長。

○議事課長（北原正喜） 3番内山議員、9番酒井議員から、本日欠席する旨の届け出を受けておりますので、報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 令和4年第3回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

はじめに、忠類簡易水道東部地区の漏水事故に伴う断水について申し上げます。

当該事故は、8月3日、午後3時50分頃、忠類総合支所前道道交差点付近において、配水管本管に

亀裂が生じ漏水が発生したことにより、東部地区の配水区域全域91世帯が断水に至ったものであります。

事故発生後、直ちに漏水箇所の特定に取り掛かるとともに、飲料水の確保策として、対象世帯全戸に給水パックの配送を行ったほか、これと並行して、防災行政無線により周知を行い、さらに畜産農家に対しましては、J A忠類のご協力をいただき、ファクスにより、断水の状況についてお知らせをしたところであります。

午後6時に着手した復旧工事は、翌4日午前0時に配水管本管を修復し、点検確認を行った後、午前1時から通水作業と管内の水の濁りを解消するための作業を行い、午前1時45分に水の濁りが解消されたことを確認し、全ての作業を完了しました。

なお、復旧作業が深夜に完了したことから、地域住民に対するお知らせにつきましては、午前8時に防災行政無線により行ったところであります。

断水発生から復旧完了まで約10時間を要し、その間の断水により、各家庭での食事の準備や酪農家の搾乳作業等にご不便をおかけいたしましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

本年も10月1日に126年目の開町記念日を迎えます。

偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不屈の精神で本町発展の礎を築かれて以来、町民各位の限りない郷土愛により、幕別町が十勝の中核的な町として発展を続けておりますことに対し、深甚なる敬意と感謝を捧げるものであります。

例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、各団体等から自治功労賞として1名、社会功労賞として4名、産業功労賞として2名の方々の推薦をいただいたところであります。

今後は、9月2日に開催されます表彰者選考委員会の答申を経て、表彰者の決定をさせていただく予定といたしております。

次に、本年度の普通交付税について申し上げます。

7月26日、国は「令和4年度普通交付税大綱」に基づき、各自治体へ交付する普通交付税の総額を16兆9,705億円、前年度との比較では5,784億円、3.5%の増と決定いたしました。

本年度の算定にあつては、昨年度から普通交付税の算定基礎となる人口が、令和2年国勢調査の人口に置き換えられたところではありますが、本年度は高齢者保健福祉費における65歳以上及び75歳以上人口が、また、徴税費及び戸籍住民基本台帳費における世帯数が新たに令和2年国勢調査数値に置き換えられることとなったとともに、寒冷補正の級地が10年ぶりに見直されたほか、地方公共団体が地域社会のデジタル化を一層推進するために、前年度に引き続き「地域デジタル社会推進費」が同額措置されたところであります。

こうした状況の下、決定されました本町の普通交付税額は58億9,707万6千円で、前年度当初算定額との対比では6,978万7千円、1.2%の増となりました。

なお、本年度の決定額と当初予算計上額の比較におきまして、約300万円の歳入不足が生じたところでありますが、令和3年度繰越金及び特別交付税などの財源の状況を勘案しながら、今後の財政運営を慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、不登校親子まなびサロン「N a n m o（なんも）」の開設について申し上げます。

町では、本年7月から、札内コミュニティプラザにおいて毎月1回、第3水曜日に、小学生から高校生までの不登校の児童生徒とその保護者が集い、相互交流や相談ができる、まなびのサロン「N a n m o（なんも）」を開設しております。

不登校については、教育委員会を中心に、学校における対応のほか、子ども交流施設「まっく・ざ・まっく」での支援等に努めているところでありますが、町のひきこもり相談の実態や、ひきこもり経験者の半数近くが不登校を経験しているという内閣府の調査結果などを踏まえ、ひきこもりに関して早期の対策を図るべく、新たにサロンを開設したところであり、7月、8月の参加者数は、保護者が延べ10人、その児童生徒が延べ2人となっております。

今後におきましても、学校等との連携の下、不登校の児童生徒とその保護者へのサポートに取り組んでまいります。

次に、全国和牛能力共進会北海道最終選抜会について申し上げます。

全国和牛能力共進会は、全国の優秀な和牛を一堂に集めて、改良の成果を競う場として、5年に1回開催される「和牛のオリンピック」と称される大会で、牛の姿・形を審査する「種牛の部」と肥育牛の肉質等を審査する「肉牛の部」からなっております。

今月10日に音更町で開催された北海道最終選抜会において、「種牛の部」で、糠内の山田貴赦さんと新川の西嶋一洋さん、「肉牛の部」で、軍岡の柴山匡さんの出品牛が北海道代表牛22頭の中に選ばれました。

本町の和牛生産改良組合からの選抜は、平成4年の第6回大会から7大会連続出場となり、この快挙は、生産者の日々の改良努力はもちろんのこと、JAをはじめとした農業関係機関の指導の賜物であると、敬意を表するところであります。

全国大会は、10月6日から10日まで鹿児島県で開催されることとなっており、3人の生産者におかれましては、出品牛の飼育管理に更なるご苦勞があるものと推察いたしますが、多くの人に十勝和牛の素晴らしさを認識していただける大会になることを期待しているところであります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

本年は、6月下旬からの長雨や日照不足、さらには、8月からの低気圧や前線の影響による多雨により、玉ねぎなど一部の作物に病害虫の発生が見られることから、今後の農作業や収穫期に向け、憂慮しているところであります。

8月15日現在の主な農作物の生育状況につきましては、秋まき小麦が、昨年と同日の7月19日に収穫を始め、7月31日に終えたところであり、10アール当たりの粗原単収は、平年並みの約10俵とのことですが、登熟期の天候不順の影響による製品歩留まりの低下が懸念されるとお聞きしております。

このほか、てん菜は、草丈はやや長く、根周も平年並みに生育しており、豆類は大豆と小豆は4日早く生育し、莢も順調に伸長しておりますが、手亡は、生育は平年並みながら、草丈・着莢数は平年を下回り、馬鈴しょも2日早く生育しておりますが、高温多雨の影響で小玉傾向となっております。

また、飼料用作物は、牧草が収穫期の天候が安定せず1番草の収穫が遅れた圃場も見られましたが、サイレージ用とうもろこしにつきましては、2日早く生育しておりますことから、良質な粗飼料の確保が期待されるところであります。

いずれの作物におきましても、今後、収穫期に向け、好天に恵まれ、農業者の皆さんの的確な管理により、農作業事故が無く、豊穰の秋を迎えられますことを心から願っております。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月30日現在の公共工事の発注済額は、21億8,756万円で、発注率にいたしますと84.68%となっております。

現在までのところ、土木関係では桂町1号、東1条2条仲通、忠類24号線などの道路整備工事を、建築関係ではあかしや南団地の公営住宅建替工事のほか、札内南小学校長寿命化改修工事、古舞地区共聴設備移設工事、アルコ236ろ過機等更新工事、幕別町民プール屋根改修工事などを、水道関係では道路整備工事に伴う配水管移設工事のほか、札内配水池電気設備更新工事などを、下水道関係では下水道処理区統合に係る連絡管渠の整備工事などの発注を終えております。

今後は、残る道路整備工事や橋梁長寿命化修繕工事の発注を予定しており、安全に工事が進められるよう適切な工期設定と適時発注に努めてまいりたいと考えております。

次に、本町における新型コロナウイルス感染症の感染状況等について申し上げます。

道内では、6月24日に感染力が強いとされるオミクロン株のBA.5系統の感染が初めて確認されて以降、急速に置き換わりが進み、7月下旬から新規感染者が急増し、今月4日には一日の新規感染者数が初めて7千人を超えるなど感染の急拡大が続いたことから、北海道は8月10日から31日までを集中取組期間とする「BA.5対策強化宣言」を行い、「保健・医療提供機能の十分な発揮」や「感

染防止行動の徹底とワクチンの接種」などの取組を集中的に展開するとしたところであります。

こうした中、本町における感染状況につきましては、6月の第2回定例会の行政報告以降、6月9日から昨日現在までの感染状況を申し上げますと、この間の新規感染者数の累計は1,708人となっており、このうち7月1か月間の新規感染数は256人でありましたが、8月1日から8月29日の約1か月の間に、その5倍を超える1,398人の新規感染者が確認され、特に、8月21日の週には一週間の新規感染者数が408人と初めて400人を超え過去最多を更新するなど、感染拡大が収まらない状況となっております。

また、町内の公共施設における新規感染者数は、同じく6月9日から昨日までに、小学校9校で児童172名、教職員8名、中学校5校で生徒51名、教職員6名、町立保育所3か所で児童27名、職員7名、へき地保育所2か所で児童1名、職員1名、学童保育所3か所で児童48名、職員5名、子育て支援センターで児童1名、職員3名、町立幼稚園で職員1名のほか、役場本庁舎等において職員25名の感染者を確認しているところであります。

次に、新型コロナワクチン接種の実施状況について申し上げます。

はじめに、3回目の接種状況についてであります。昨日現在、65歳以上の方で接種を終えられた方が8,579人で、2回目の接種を終えられた方に対する接種率は94.8%、64歳以下の方は、9,105人で、74.1%、合わせて17,684人で、82.9%となっております。

このうち、4回目の接種を終えられた方は、60歳以上の方が7,057人、18歳から59歳の基礎疾患を有する方が332人で、合わせて7,389人となっております。

また、5歳から11歳の方へのワクチン接種につきましては、昨日現在、対象者1,570人に対して1回目接種を終えられた方が391人で、接種率が24.9%、このうち2回目の接種を終えられた方が358人で、1回目の接種を終えられた方に対する接種率は91.6%となっております。

このほか、7月22日付け厚生労働省通知により、4回目接種の対象者に、重症化リスクが高い方にサービスを提供する者として「医療従事者」や「高齢者施設等の従事者」を新たに加えることとされたため、該当するご本人や各所属医療機関等からの申請に基づき接種券を発行し、接種を進めているところであります。

次に、5回目の追加接種についてであります。7月22日付け厚生労働省通知及び7月26日と8月9日に開催されました自治体向け説明会において、接種対象者、接種開始時期、接種券の発送準備等に係る取り扱いが示されましたことから、これらの情報を基に現在準備を進めているところであり、今定例会に関連する予算について提案させていただいたところであります。

なお、5回目の追加接種対象者は、初回接種2回目までの接種を完了した全ての方を想定しており、使用するワクチンにつきましては、10月中旬以降は従来のワクチンに代わりオミクロン株に対応した新たなワクチンとすべく、現在、製薬会社において、日本国内での承認に向け申請準備を進めているとのことでありますことから、今後、国からの情報を基に速やかに接種体制の整備を図るとともに、希望される方が、安心して接種を受けられるよう正確な情報の提供に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した経済対策等の取組について申し上げます。

はじめに、「スーパープレミアム商品券発行事業」の実施状況についてであります。幕別町商工会において、7月8日から22日までを期間として購入申込の受付を行い、4,717人から予約販売数15,000セットに対し22,606セットの申込みがあり、抽選の結果、3,272人の方に購入引換券を発送し、8月3日から引換を行ったところであります。

今回の商品券の利用期間は、消費活動が高まるお盆時期に間に合うよう、8月3日から9月30日までとしたところであり、金額にして総額1億1,250万円となりますことから、消費拡大による経済効果を大いに期待しているところであります。

次に、原油価格、物価高騰に直面する生活困窮者等に対する支援事業として、今回先行的に、「高齢者等物価高騰対策緊急支援事業」と「子育て世帯生活応援給付金給付事業」の二つの事業を実施す

ることといたしました。

支援事業の一つ目、「高齢者等物価高騰対策緊急支援事業」につきましては、物価高騰に伴い光熱水費や食費など生活費の支出が増大する中、生活の安定を図ることを目的に、北海道の補助事業を活用し、いずれも住民税非課税世帯である65歳以上の高齢者のみの世帯、身体・知的・精神に重度の障がいのある方がいる世帯、ひとり親世帯のほか、生活保護の受給世帯を対象に、生活費の一部として1万2千円を支給するものであります。

二つ目の「子育て世帯生活応援給付金給付事業」につきましては、町単独の事業となりますが、18歳以下の児童等のいるひとり親世帯や住民税均等割非課税世帯など低所得の子育て世帯に属する児童を対象に、一人当たり5万円を支給するものであり、先に支給しております「子育て世帯生活支援特別給付金」の6万円と合わせると、児童一人当たり合計11万円の支給となるものであります。

なお、これら原油価格、物価高騰に対する二つの支援事業につきましては、特に、低所得者、とりわけ子育て世帯への影響が大きいことから、「スーパープレミアム商品券発行事業」に引き続く第2弾の支援事業として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、今定例会に関連予算を提案させていただいたところではありますが、今後におきましても、「福祉灯油支給事業」など、更なる生活困窮者等に対する物価高騰対策につきまして、適時実施してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、報告第10号、令和3年度 幕別町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第10号、令和3年度幕別町健全化判断比率の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度の実質赤字比率等の健全化判断比率を、監査委員からの審査意見を付けて、議会に報告しようとするものであります。

監査委員からは、別添写しのとおり、令和4年8月25日付けで「特に指摘事項はない」旨の審査意見が提出されております。

はじめに「実質赤字比率」についてであります。

算定対象となる一般会計において、実質収支が黒字でありましたので、算定されておられません。

「連結実質赤字比率」につきましても、算定対象となります一般会計と国民健康保険特別会計以下、7特別会計及び水道事業会計において、各会計の実質収支等の合計が黒字でありましたので、算定されないものであります。

次に、「実質公債費比率」についてであります。

令和3年度は9.1%で、令和2年度の9.0%に比べ、0.1ポイント増加しております。

主な要因は、比率算定において「分子」となる「公営企業会計の地方債の償還財源に充てたと認められる一般会計から繰入金」の増加であります。

次に、「将来負担比率」についてであります。

令和3年度は82.5%で、令和2年度の85.9%に比べ、3.4ポイント減少し、改善しております。

主な要因は、比率算定において「分母」となる「普通交付税額や臨時財政対策債の発行可能額」の増加であります。

算定された実質公債費比率と将来負担比率は、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定める「早期健全化基準」を下回っております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号を終わります。

日程第4、報告第11号、令和3年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから日程第8、報告第15号、令和3年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告についてまでの5議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第11号、令和3年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから、報告第15号、令和3年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告についてまでを一括して、ご報告申し上げます。

議案書の2ページから6ページまでにわたっております。

この度の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の会計ごとに、本町においては、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計、農業集落排水特別会計と水道事業会計の5つの会計であります。この5つの会計の令和3年度の資金不足比率を、監査委員からの意見を付けて議会に報告しようとするものであります。

監査委員からは、別添写しのとおり、令和4年8月25日付けで、5つの会計のいずれにおいても「特に指摘事項はない」旨の審査意見が提出されております。

5つの会計の「資金不足比率」につきましては、いずれの会計も実質収支等が黒字となっておりますことから算定されないものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第11号から報告第15号までを終わります。

[議案審査]

○議長（寺林俊幸） 日程第9、議案第74号、幕別町ナウマン公園キャンプ場条例から、日程第11、議案第76号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例までの3議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第74号、幕別町ナウマン公園キャンプ場条例、議案第75号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例、議案第76号 幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の7ページとA3版一枚ものの議案説明資料をご覧ください。

このたび、公の施設として、設置条例を制定いたします。ナウマン公園キャンプ場は、平成10年に、忠類村が、ナウマン象記念館をはじめ、ナウマン公園、道の駅、アルコ236などを配置するエリア一体の周辺整備の一環として、パークゴルフのチャンピオンコースの造成と同時に整備し、翌11年に供用開始したものであります。

町は、本年2月、使用料と手数料について、その算定方法を明確化することで料金の適正化を図るとともに、受益者負担の原則の徹底と減免基準の見直しにより、負担の公平性と公正性を確保するこ

とを目的に、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定し、関連する条例案を第1回町議会定例会に提出し、成立いただいたところであります。

この基本方針に基づき、「幕別町ナウマン公園キャンプ場条例」により公の施設として位置づけ、併せて「幕別町公の施設の使用料等に関する条例」にキャンプ場使用料を定め、令和5年度から有料化することとし、加えて、関連する「幕別町都市公園等条例」の一部を改正しようとするものであります。

はじめに、議案第74号幕別町ナウマン公園キャンプ場条例についてであります。

A3版の議案第74号説明資料「ナウマン公園キャンプ場全体平面図」をご覧ください。

平面図上段右側に第1キャンプ場として芝生テントサイト28区画を上段左側、ナウマン象記念館の裏手にあたりますが、ここに第2キャンプ場として、芝生テントサイト24区画を、下段中央、パークゴルフファミリーコースの東側に第3キャンプ場として、砂利敷きのテントサイト16区画を、3箇所合わせて68区画を設定しようとするものであります。

右下側に「施設概要」を記載しております。

「1施設の概要」であります。

第1キャンプ場は、主に単独でのキャンプや少人数での利用を想定し、区画面積を43平方メートルから93平方メートルとし、対象車種は、普通車、軽自動車、二輪車であります。

第2キャンプ場は、主に家族やグループでの利用者を想定し、区画面積を56平方メートルとし、対象車種は、普通車と軽自動車であります。

第3キャンプ場は、キャンピングカーなど大型車での利用を想定し、区画面積を72平方メートルとし、サイト内での駐車が可能な設定としております。

議案書の7ページをご覧ください。

第1条は、「設置」であります。

町民の健全なレクリエーション、健康増進及び余暇活動の充実を図るとともに、観光の振興に資する施設として設置すると定めております。

第2条は、「名称及び位置」であります。

名称はナウマン公園キャンプ場、位置は幕別町忠類白銀町390番地4他であります。

第3条は、「開設期間及び使用時間」であります。

町長が別に定める旨を規定しております。規則において定めようとするものであります。

第4条は、「使用等」であります。

キャンプ場の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定める旨を規定しております。

第5条は、委任規定であります。

附則についてであります。

第1項は、この条例は、令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

第2項は、準備行為を定めております。

以上で、議案第74号、幕別町ナウマン公園キャンプ場条例の説明を終わります。

次に、議案第75号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の8ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

本条例は、「幕別町ナウマン公園キャンプ場条例」の制定に伴い、別表にナウマン公園キャンプ場の使用料の額等を加えるものであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

使用料は、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に定める受益者負担割合の考えに基づき、施設の管理コスト総額の100%相当額を、開設期間での稼働率を考慮した68区画全体の年間延べ利用見込み数で除して算定いたしました。

別表に、「18 ナウマン公園キャンプ場」を加えるものであります。

占用使用に係る使用料を、いずれの区画も「1泊につき」1,500円と定めるものであります。

議案書の8ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、この条例は、令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

第2項は、準備行為を定めております。

以上で、議案第75号 幕別町公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

次に、議案第76号 幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の9ページ、議案説明資料の2ページをお開きください。

本条例は、「幕別町ナウマン公園キャンプ場条例」の制定に伴い、改正を行うものであります。

議案説明資料の2ページをご覧ください。

第2条は、公園の名称等を定めております。

省略しておりますが、第1項は、公園の名称と位置を別表で定めると規定しております。

第2項は、公園内の公園施設で、別に設置条例を制定している明野ヶ丘スキー場や幕別運動公園陸上競技場などは、当該個別条例において、その設置及び管理に関して定めるものとする、と規定しております。

下線で表示しております下から3行目以降に、「幕別町ナウマン公園キャンプ場については、幕別町ナウマン公園キャンプ場条例に」と加えるものであります。

議案書の9ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和5年4月1日から施行する、と定めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号から、議案第76号までの3議件については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

たがって、議案第74号から、議案第76号までの3議件については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第74号、幕別町ナウマン公園キャンプ場条例から、議案第76号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例までの3議件については、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第12、議案第81号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第81号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の17ページ、議案説明資料の22ページをお開きください。

はじめに、議案書の17ページをご覧ください。

本議案は、幕別町忠類歯科診療所の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

「1施設の名称」は、幕別町忠類歯科診療所であります。

「2指定管理者」の候補者は広尾郡広尾町本通11丁目10番地、医療法人社団航慎会理事長中野慎一氏であります。

「3指定の期間」は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

議案説明資料の22ページをご覧ください。

「1 指定管理者が管理を行う施設の概要」であります。

幕別町忠類歯科診療所は、「幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例」により設置している公の施設で、昭和46年8月に「地域住民の健康の保持と医療福祉の増進を図る」ことを目的として開設後、昭和51年9月の忠類コミュニティセンター竣工時に同コミセンに併設され、現在に至っております。

「2 指定管理者が管理を行う業務」であります。

指定管理者は、歯科診療所での診療の実施と当該施設等の維持管理に関する業務などを行うものであります。

次に、説明資料には記載しておりませんが、指定管理者の候補者の選定経過について、申し上げます。

候補者の選定は、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、公募を行い、指定管理者選定委員会の意見を聴いて、指定管理者の候補者を選定いたしました。

6月22日に、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の規定に基づき、識見を有する者と施設利用者の町民委員あわせて4名と町職員4名の計8名で組織する選定委員会を開催し、公募要項を定め、6月23日に公募を周知いたしました。

参加表明届が提出されたのは、1応募者で現在の指定管理者の医療法人社団航慎会であります。

応募者の資格審査を経て、8月9日に開催した選定委員会において、候補者選定基準に基づき、応募者からのプレゼンテーションとヒアリングを行い、候補者を選定したところであります。

選定委員会においては、歯科診療所の管理運営の基本的な考え方をはじめ、安定した運営が可能となる組織体制や財政基盤の有無、加えて、指定管理料等の収支積算などの項目で、委員一同から高い評価が得られましたことから、医療法人社団航慎会を指定管理者の候補者として選定したものであります。

議案説明資料に戻りまして、「3 医療法人社団航慎会の概要」であります。

同社は、平成26年3月12日に設立されております。資産の総額は、1億2,421万1,827円、令和3年度の売上高は、1億7,168万181円であります。

職員数等は、理事5名、監事1名、職員14名であります。

事業内容であります。

理事長の中野氏は、平成26年の法人設立に先立ち、平成11年4月に広尾町に「なかの歯科医院」を開院し、現在24年目であります。

現在は、「なかの歯科医院」の他に、札幌市において「北区しんた歯科」を経営されております。

平成30年4月から来年3月までの5年を期間とする「幕別町忠類歯科診療所」の指定管理者であります。

「指定管理者候補者の選定結果」であります。

選定委員会の委員8人の平均点数は、100点満点中、75.5点であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第81号、指定管理者の指定については、民生常任委員会に付託いたします。

日程第13、認定第1号、令和3年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第21、認定第9号、令和3年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの、9議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり、委員会条例第5条及び第7条の規定により、議長及び議員選出監査委員を除く16人の委員で構成する令和3年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思います。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件については、議長及び議員選出監査委員を除く16人の委員で構成する令和3年度、幕別町各会計 決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに、決定いたしました。

日程第22、陳情第5号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。

ただ今、議題となっております、陳情第5号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書は、民生常任委員会に付託いたします。

〔休会〕

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明8月31日から9月5日までの6日間は、休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、明8月31日から9月5日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

〔散会〕

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月6日、午前10時からであります。

10：50 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和4年第3回幕別町議会定例会
(令和4年9月6日 10時00分 開会・開議)

	開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
	議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第1	会議録署名議員の指名
	13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文
日程第2	一般質問（6人）

会議録

令和4年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和4年9月6日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月6日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員

- 5 出席議員 (16名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 | 6 若山和幸 |
| 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 10 野原恵子 | 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 |
| 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 | 16 藤原 孟 | |

- 6 欠席議員

- | | |
|---------|---------|
| 3 内山美穂子 | 9 酒井はやみ |
|---------|---------|

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 町 長 飯田晴義 | 副 町 長 伊藤博明 |
| 教 育 長 菅野勇次 | 代 表 監 査 委 員 八重柏新治 |
| 企 画 総 務 部 長 山端広和 | 住 民 生 活 部 長 寺田 治 |
| 保 健 福 祉 部 長 樫木良美 | 経 済 部 長 岡田直之 |
| 建 設 部 長 小野晴正 | 会 計 管 理 者 合田利信 |
| 忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文 | 札 内 支 所 長 新居友敬 |
| 教 育 部 長 川瀬吉治 | 政 策 推 進 課 長 白坂博司 |
| 総 務 課 長 佐藤勝博 | 地 域 振 興 課 長 谷口英将 |
| 糠 内 出 張 所 長 宮田 哲 | 農 林 課 長 高橋修二 |
| 住 民 課 長 本間 淳 | 学 校 教 育 課 長 西田建司 |
| こ ど も 課 長 平井幸彦 | 保 健 課 長 宇野和哉 |
| 防 災 環 境 課 参 事 山岸伸雄 | |

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

課長 北原正喜 係長 川瀬真由美

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
|---------|---------|---------|

議事の経過

(令和4年9月6日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番芳滝議員、14番千葉議員、15番小川議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

町長から、令和4年度幕別町功労者の報告についてが議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○議事課長（北原正喜） 3番内山議員、9番酒井議員から、本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に酒井はやみ議員の順番になりますが、諸般の報告にありましたとおり、本日、酒井議員は欠席をしております。

したがって、会議規則第61条第4項の規定により、酒井議員の通告は効力を失います。

なお、本日の一般質問は、谷口議員までといたします。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○10番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

1、子どもの人権、ジェンダー平等を柱にした性教育を。

2009年にユネスコが発表した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」では、性と生殖の健康に関する内容ははじめ、人間関係、人権、ジェンダー平等など幅広い内容を扱う「包括的セクシュアリティ教育」が推奨されています。その人らしい性の在り方（セクシュアリティ）は基本的人権そのものであり、性教育は現代社会では不可欠としています。

これまで幕別町でも学校教育の中で性教育を行ってきましたが、性の研究が進み、専門家から命の

尊厳を理解するには0歳からの性教育が必要と提起されています。家庭、保育所、幼稚園での性教育が大切です。

学習指導要領では、小学校5年生の理科で「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」とし、さらに中学校3年生の保健体育では「妊娠の経過は取り扱わない」としています。2023年度から文部科学省が推進する「生命（いのち）の安全教育」が本格的に実施されますが、性暴力や性被害の予防や対処に関する教育という形に位置づけられ、性教育として不十分です。しかし、教材として利用できるパワーポイントのスライドについては、各学校や地域の状況等に応じて内容の加除や改変を行った上での使用も可能としています。包括的性教育を行うため、必要な内容を付け加えながら、暴力をなくし人権を尊重する「からだの権利教育」という視点で性教育を行っていくことが必要と考えます。

（1）性に関して正しい価値観を身につけるためには、0歳からの性教育が推奨されてきている。保育所・幼稚園での性教育はどのように行われているのか。また、保護者・保育士・幼稚園教諭の研修状況は。

（2）子どもたちの性情報は、インターネット、テレビ、ラジオ、漫画、ロコミなどのゆがんだ情報が多く、身近にあふれている。子どもたちの環境に適した性教育が不十分であると考えられるが、手だては。

（3）性教育は学校、保護者、地域の連携により理解が深まり、子どもたちを守ることにつながる。地域で子どもたちを守る環境を築き、科学的な性教育など学習の場を設けること。

2、パートナーシップ制度の導入を。

日本では、戸籍上同性である場合や、自らの性自認（心の性）での入籍は制度上利用できません。このため、パートナーとともに生活を行っている LGBT 等の方は、配偶者や家族に認められている制度やサービスが利用できないなど、様々な困難や生きづらさに直面しています。性の在り方に関わらず、誰もが個人として尊重され安心して住める町として、パートナーシップ制度を導入すべきであり、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 野原議員のご質問にお答えいたします。ご質問は町と教育委員会にわたるものでありますので、私からは、ご質問の1点目につきまして答弁をさせていただきます。

「子どもの人権、ジェンダー平等を柱にした性教育を」についてであります。

性犯罪、性暴力の根絶を求める社会的機運が高まる中、国では令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防の取組の一つとして、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないように、令和3年度から4年度にかけて、全国の学校において地域の実情に応じて段階的に「生命（いのち）の安全教育」を推進することとされたところであります。

また、ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤とした「包括的性教育」に関して、国際連合教育科学文化機関、いわゆるユネスコが中心となって作成した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」が公開されており「ジェンダーの理解」「暴力と安全の保持」「性と生殖に関する健康」など8項目の主要な枠組みを示しており、海外においては国際的な標準的指針として利用されております。

ご質問の1点目「保育所・幼稚園での性教育はどのように行われているのか、また、保護者・保育士・幼稚園教諭の研修状況は」についてであります。

町立保育所及びわかば幼稚園は、それぞれ国が定める「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」に基づき「基本的な習慣や態度を育て健全な心身の基礎を培う」など、保育・教育で同様の目標を掲げ、その目標達成に向け保育・教育を行っているところであり、性教育については、その中で明確に位置づけられてはおりませんが、「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う」ことをねらいとして取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、乳幼児のおむつ交換の際には「おむつを替えるから、体を触るね」など、乳幼児の体に触れるときには乳幼児の気持ちを大切に接し、不意に体を触られたり、自分が触られたくないときに「嫌だ」と言えるように乳幼児の同意を得るようにするなど、言語化して伝えることに取り組んでいます。

また、プライベートゾーンは人に見せない、触らせないことを、年齢や発達状況に合わせて児童に伝えており、水遊び後に水着を脱いで体を洗う際には、周囲から見えないように目隠し用の仕切りを設けているほか、4歳児及び5歳児では男女別に着替えを別の場所で行い、女児に対しては個室に入ったらドアを閉めることなどを指導しています。

さらに「体の仕組み」に関する絵本を使って男女の違いに気づかせたり、自分の体についての興味や関心を持てるように取り組んでおり、その中から「自分を大切にする」「自分らしく生き生きと過ごすことができる」意識を持てるようにするほか、児童とは「男の子だから、女の子だから」といった言葉遣いをしないなど、多様な価値観を妨げないような対応を心がけています。

保育士、幼稚園教諭の研修状況につきましては、これまでも園内外の保育・教育に関する様々な研修において、性教育に関する研修も行ってきたおり、一例で申し上げますと、本年度開催された「幼児教育初任保育者研修会」における児童虐待に関する講義においては、児童が性的虐待を受けないためには、幼児期からプライベートゾーンの大切さを理解させる性教育を行うことが望ましいとする内容について学ぶなど、様々な研修から性教育に関する理解を深めております。

児童の望ましい成長にとって、性教育は大変重要であると認識しておりますことから、今後におきましても、保育士、幼稚園教諭の研修の充実を図ってまいります。コロナ禍で研修会自体が開催できていない保護者研修会については、今後、開催する際には、保育士や幼稚園教諭が研修で得た性教育に係る保護者の役割や子どもへの対応方法など、保護者が性教育に関する理解を深められるよう取り組んでまいります。

ご質問の2点目「子どもたちの環境に適した性教育が不十分であると考えられるが手だては」についてであります。

小中学校における性教育につきましては「学習指導要領」において、児童生徒の実態や課題に応じて、教育活動全体を通じた各教科等の中で関連づけて指導することとなっており、教育課程の中では、体育科や家庭科はもとより、道徳科、総合的な学習の時間などを活用し取り組んでおります。

また、インターネットやSNS等が急速に普及し、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、性情報に関する有害サイトや、スマートフォン等の利用により児童生徒がSNS等を介した事件等に巻き込まれないようにするためには、利用に伴う危険性などを児童生徒にしっかりと理解させる「情報モラル教育」が重要であると考えております。

具体的には、道徳の時間などに、インターネットの適切な活用や情報モラルの指導と併せて、個人情報の流出や有害情報の閲覧、SNSを使った犯罪などインターネットの危険性について、児童生徒の発達段階に応じた指導に取り組んでいるほか、専門的な知識を有する講師を招き、講演なども行われているところであります。

また、こうした取組は学校や家庭、地域が連携して進めることが大切であり、平成29年3月には、教育委員会、校長会、町PTA連合会の三者による連名で「携帯電話・スマートフォンのルール」を发出し、児童生徒には、夜9時以降の使用、写真画像の公開、誹謗中傷の書き込みをしないこと、困ったり、分からないことがあったら保護者や先生に相談することを約束事に掲げ、現在も各小中学校で指導を行っています。

加えて「生命（いのち）の安全教育」について、児童生徒が生命（いのち）の貴さ・すばらしさや、自分を尊重し大事にすること、相手を尊重し大事にすること、一人ひとりが大事な存在であることを、地域の人材の協力も得ながら、また保護者の理解を得ながら推進しており、これまでも発達段階に応じて身につけるよう取り組んでまいりました。

具体的に申し上げますと、小学校の体育や中学校の保健体育、特別活動などの授業の中で触れるほ

か、専門的知識を有する警察官や、町の保健師、医師、助産師などを講師に招き、講話を開催しているところでもあります。

さらに、今後におきましては、国から昨年4月に示された、発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」の教材や啓発資料を活用するなど、学級活動や総合的な学習の時間を通して、児童生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育と啓発に取り組んでまいります。

ご質問の3点目「地域で子どもたちを守る環境を築き、科学的な性教育など学習の場を」についてであります。

科学的性教育として位置づけられている包括的性教育については、現状では学習指導要領に明確に位置づけされていないことから、各学校においては、保健体育や総合的な学習の時間の中で性教育として取り扱っているほか、道徳や学級活動などで生命の尊さや男女の相互理解、人権問題などの学習を通し、部分的に取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、小学校においては、第4学年の体育科で思春期の体の変化に触れ、体つきに男女の特徴があること、思春期には初経、精通、変声、発毛が起り、異性への関心も芽生えることなど、個人差があるものの、大人の体に近づく現象であることを理解し、さらに全ての学年の学級活動では、現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動することを理解するよう、発達段階に応じて指導を進めているところであります。

「包括的性教育」については、教育を効果的に進めるため、5歳から18歳までの4歳ごとの年齢段階別に学習目標を提示しており、主要な枠組みの8項目の中の性と生殖に関する健康の妊娠と避妊で申し上げますと、5歳から8歳で受精で妊娠が始まることなどを知り、9歳から12歳で妊娠の兆候や避妊などを知り、12歳から15歳で避妊方法やその有効率、早産のリスクなどを学び、15歳から18歳で健全な妊娠を脅かす妊娠前の行動を考えることなどを掲げています。

包括的性教育は多岐にわたるものであり、学習指導要領に盛り込むなど国がしっかりと方向性を示した上で進めるべきものであることから、教育委員会といたしましては、引き続き小中学校の児童生徒に対して、教科等横断的な視点に立った教育活動を通して、性に関する知識をはじめ、人権やジェンダー観などのほか、国が示す「生命（いのち）の安全教育」について取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「パートナーシップ制度の導入を」についてであります。

パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が法的に認められない日本において、自治体が独自にLGBT等のカップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書の発行や届出を受理することにより、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度で、平成27年11月に渋谷区と世田谷区が先駆けて制度を導入し、現在、府県を含め223自治体が制度を導入しております。北海道内では、これまで4自治体が制度を導入しており、十勝管内では帯広市が本年12月1日から運用を開始すると伺っております。

制度を利用して受けられるサービスの例としましては、自治体では公営住宅への入居、民間では携帯電話の家族割適用や生命保険の受取人指定といったものが挙げられますが、一方では、法で認められた婚姻制度と異なり、健康保険の被扶養者やパートナーが亡くなった際の相続人になることはできません。

LGBT等の方々は社会生活の様々な面で生きづらさを抱えているとされており、性的指向や性自認に伴う差別や偏見を解消し、日常生活の困難や生きづらさの軽減を図るために、パートナーシップ制度を導入する自治体が増えつつあります。

これまで制度やサービスについて具体的に相談を受けた例はありませんが、本町においてもパートナーシップ制度の創設を望んでおられる方が潜在的に存在しているものと推測されますことから、制

度の導入を見据え、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） （1）のことについて再質問をさせていただきます。

今、保育所・幼稚園での性教育のことで答弁をいただきました。私も、本当にそのとおりにされているということで、よかったなと思います。

それで、もう一点お答え願いたいというか、現場の方でないと分からないと思うのですが、子どもたちが本当に純粋な気持ちで性について質問されることがあると思うのです。具体的にはここではちょっと差し支えるかなと思うのですが、例えばお父さんとお母さんがどういう関係にあるのか、そういうようなことを聞かれたりとか、具体的な質問に対して、きちんと科学的に小さい子どもであっても伝える、その場で保育士や幼稚園教諭などが答えられない場合には、きちっと後で伝える、こういう姿勢が、ここが一番問われるのではないかなとは思うのですが、そういう対応もされているのかどうか、分かる範囲内でお答えをいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 保育所における状況でございます。

確かに具体的な質問というところとそれぞれありますけれども、お父さん、お母さんが仲よくとかというところで、質問には、その家庭状況も踏まえて、できるだけ保育士の分かる範囲でと、どうしてもそのときにいいながら、かみ砕いたお答えにはなるかと思えます。ですけれども、もちろんその子どもの年齢というところもございまして、理解のできる年齢かも踏まえて、一人ひとりの性格、価値観というか、そういうところには向き合って対応しております。

そして、答弁の中にもありますけれども、例えば言葉で伝えるというより、保育所はやはりまだ理解が難しいところもありますので、保育の中で言うと絵本を使っているということもありましたけれども、そのようなものも活用しながらというところで、科学的根拠というところまでは保育所の中ではございませんけれども、できるだけ向き合っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 今、0 歳児からの性教育が研究されてきているのです。そういう中では、小さい子どもであっても科学に基づいたきちとした対応が必要、これが研究されております。ですから、専門職の方、それから家庭でも同じような対応が必要だと私は思います。

若いお母さんたちに、この質問をするに当たりまして何人かに聞きました。そのほかにも声は届いていたのですが、自分たちが学校の中で、きちっと科学的な性教育を受けてこなかったのも、子どもたちに聞かれたときに曖昧にしまったり、きちっと答えられなかったと。ですから、そういう意味では研修の場も欲しい、これは小学校の保護者からも届いている声なのですが、そういう声が届けられております。

ですから、コロナの関係でなかなか保護者との研修もできないというお答えでしたけれども、落ち着いて、そういう場がきちっと設けられる状況になったときには、やはり並行してやっていくのが一番いいと思うのですが、そういう研究、それから議論、みんなで性に対する科学的な知識を深めていく、これはお母さんもお父さんも、また、おじいちゃん、おばあちゃんもそうなのですが、そういう研修の場が必要ではないかと思っておりますので、そういう対応もこれから進めていくことが必要ではないかと私は思います。プライベートゾーンとかそういうことでの対応というのは本当に、これは家庭でもされている方もだんだん増えてきているかなとは思うのですが、きちとした知識、ここが大事だと思いますので、そういう手だてをこれから講じていく必要があるのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（榎木良美） 0 歳児からの性教育ということで、現在、ママカフェの中で、今年度につきましては2回ほど、0 歳児から始める性教育ということで、助産師のほうから関わり方を講義と

いう形で若いお母様方にお伝えをしているところであります。0歳児からの性教育ということで、性教育といっても0歳児は何も分かりませんので、なかなか難しいと思うのですが、子どもに対して愛情をいっぱい注いで、スキンシップをいっぱい図って、子どもが自分がすごい愛されているのだ、大事にされているのだなということが感じられて、命の大切さとかそういうことを感じ取ってもらって、大きくなって行って、少しずつその年齢に応じて性教育というか、そういうことにつながっていくのかなと思っています。

そして、保育士の研修においても、以前、やっぱり性教育に関しての研修を、若い保育士が多くなってきているので、やったほうがいいねというようなお話もあったのですが、やはりこのコロナ禍でちょっとできていないので、これが落ち着いたら、またやりたいなというような話も出ているところでありますので、そういった形で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 私、そこが本当に大事だと思います。性教育というのは、生きるということと、りっしんべんの性、これが一体ようになって、子どもたちが本当に大切にされる、そういうことを実感して、人との関わりを大切にしながら、自分を認めながら周りからも認められる、そういうことも含めて私は性教育だと思うのです。ですから、今ご答弁いただいたのですが、そういう形で、ぜひ0歳児から、保育士、幼稚園教諭、それから保護者を含めて、地域全体で子どもたちを大切に守っていく、そういうことをこれからも深めていっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2番目なのですが、今、本当に子どもたちの性情報は、いろいろなところからの性情報、学校での情報、教育はもちろんなのですが、それ以上に、1回目の質問でも私もしていますが、ゆがんだ情報のほうが多い、こういうことも資料や何かから明らかになっています。

高校生の性知識ということでアンケートを取ったものがあるのですが、これは2019年なのですが、これは内閣府の青少年のインターネット利用環境実態調査、これで明らかになっているのですが、正しい性知識の回答率というのが平均して30%なのです。高校生でも、こういう性知識というのが間違った知識が7割だということが、この調査で分かるのです。ですから、学校での性教育がいかに大事か、このことが問われているのではないかと私は思っています。それで、性情報ではなくて、いろんな情報も含まれてはいるのですが、ここで本当に科学的な教育というのがいかに大事かということが、この点からも明らかになると思います。

もう一つの情報といたしましては、婦人科の先生たちの調査もありまして、その調査の中でも、きちっとした性情報が伝えられていないために、人工妊娠中絶なども、今、15歳、16歳から非常に多くなっていると。そこで、やっぱりきちっとした教育が必要ではないかということも、調査の中で明らかになっているのです。

それで、答弁の中で、包括的性教育は学習指導要領の中できちっと国が定められていないというふうにお答えをいただきました。それで、学習指導要領というのは、最低限のきちっとした教育をということが定められていると思うのですが、その中で今回「生命（いのち）の安全教育」これが始まります。そういう中では、こういう教育をしていくけれども、いろんな資料を使って、その地域で必要な教育を受けることもできることも定められて報告されているのです。ですから、こういう状況を踏まえたと、やはりきちっとした性教育、科学的な性教育、それが必要ではないかと私は思うのです。今、答弁の中では、いろいろ発達段階に応じて指導を進めているということもお答えになっております。包括的性教育について、教育委員会ではきちっとその点について押さえられていると思ひまして、そういう教育をしていくということを答弁されております。

ですが、今、産婦人科の先生たちの資料によると、そういうふうにして非常に子どもたちの実態というのが、もう抜き差しならぬような状況、望まない妊娠が報告されているのです。そういう中では、産科医が性交についてきちっと教えないと駄目ではないかということ言われているのです。今、答弁の中では、いろんな答えが出されてはいるのですが、肝心のそのことを教えない

と、性暴力ですとか性被害とかがなくならないのではないかとということも報告されているのです。確かに、この点のところをきちっと学校教育の中で教えなければならないということは、高校生のこのアンケートの中でも明らかではないかと思うのです。

それで、私、保護者の方からもこういう相談があったのですけれども、小学校の中学年で異性が好きになった、だけれども自分たちはきちんとした教育を受けていないので、子どもたちにどう対応したらいいか分からない、学ぶ機会が欲しい、こういう声が聞こえてきています。また、学校の先生たちも、そこも含めての教育をしていくには、保護者とか地域との連携がないとなかなか難しい、そういう点もあるのですということも聞いております。ですから、今、産婦人科の先生たちが危惧しているような、そういうところまでの教育を学校の中で、今、行っていく必要があるのではないかと。私はそう思うのですけれども、その点についてのお答えをいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 学校での性教育についてでありますけれども、野原議員、はじめに言われたとおり、学校教育のベースというのは学習指導要領にありまして、それを基本に教育課程を編成し実践していくという流れになっております。もし、その包括的性教育に取り組むということであれば、これは答弁でも申し上げましたけれども、国がしっかりと認知をした上で学習指導要領に位置づけをして、対応する時数についても、現在よりも性教育に関する時数をもっと増やさないとできないと思っておりますので、現段階では難しいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） そこが一番の問題かなと思うのです。学習指導要領は学校での教育の最低の基準、ここは学校の中で教育しなければならない、そういう指針ではないかと思うのです。ですから、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することもできるのではないかと、それが「今回の生命（いのち）の安全教育」その中で地域に応じたことも足したりなんかしてできるという、そういうところを活用して行うことが必要ではないかと思うのです。

今、資料が出てきました。日本産婦人科医会では、性教育の必要について 2016 年の中絶統計を示して、15 歳までに 839 人、16 歳では 1,452 人の中絶者がいることを明らかにして、「子どもたちの性の実態は中学校で性交や避妊を取り上げるべきではないなどと悠長なことを言っていられない」、このように指摘しているのです。ですから、これ 2016 年です。今、2022 年、6 年たっています。こういう中で、先ほどもお話ししましたように、正確ではない性情報に子どもたちはさらされているのです。アンケートの中でも、学校の中でそういうことをきちっと学んだという認識の高校生、中学生は約 7 % ぐらいだという結果も出ているのです。

ですから、確かに性暴力ですとか性被害のことは、学校では性教育として行っているとは思いますが、肝心なところを学習指導要領に定められていない、国の指針ではないからできないという答えでしたけれども、秋田県などでは実際に行っています。それで子どもたちの被害がというか、それが減ってきているという経験も統計的に示されているのです。ですから、そういうところでは、今、待っていられない状況ではないかと私は思います。ですから、今回あえて質問をしたのですけれども、そういう視点に立った性教育、心の人権問題ですとか、体の人権問題、そういう視点からの性教育が必要ではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 子どもたちがゆがんだ情報というか、正確ではない情報にさらされていると。産婦人科医の先生が言われる、望まない妊娠も増えているのではないかとというようなことは、実際あるのかなというふうには思うのですけれども、学習指導要領を逸脱したというか、それから外れた、超えた指導については、どうなのかなと思うのですけれども、秋田県で行っている内容がどのようなものかというのは、私、承知していないので、その辺はちょっとまた研究してみたいと思いますけれども、基本的には、先ほど申し上げましたように、国が示す学習指導要領を逸脱するということは、私は好ましくないというか、できないと思っておりますので、先ほども申し上げましたように、現段

階では包括的性教育について学校の中で指導していくことは難しいと思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 逸脱すべきではないかというのではなくて「生命（いのち）の安全教育」がこれから実施されますよね。そういう中で、教材としてできるパワーポイントですとか副教材、そういう中で地域の実情に応じて行うことができると文科省でも示しているわけですから、そういうところを活用すれば、何も学習指導要領からはみ出したことではないと私は思うのです。だから、こういうところを活用して、教職員、いろんな保健の先生ですとか、そういうところときちっと研究を重ねて行っていく必要があるのではないか、そういう視点に立てないのかどうかということをお伺いしているのです。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 「生命（いのち）の安全教育」で使われております教材につきましては、例えば小学校の低・中学年用の教材で申しますと、18 枚のスライドで自分の体もほかの人の体も大切である、自分だけの大切なところ、自分の大切なところに誰かが触ってきたらどうするというようなことを自分でも考えさせながら、そういう場面を設けるといふか、スライドで示して、自分で主体的に考えさせるような仕組みのものになっています。中学校はもうちょっと進んでいる形になりますけれども、野原議員が言われる科学的根拠という意味合いでは不足している部分はあるかもしれないですけども、ただ、現状としては、まずはこの「生命（いのち）の安全教育」の教材の内容をしっかりと子どもたちに理解させることが先決かなというふうに考えておりますので、基本となる現行の教材をベースとして活用しながら、子どもたちの理解を深めてまいりたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 教育長のお考えとしてはそういう視点なのかなと思いますけれども、現実に子どもの置かれている環境をしっかりと見極めた上で、では学校、教育委員会として何ができるか、そのところをもっともっと、子どもの体のきちっとした教育、心と体の教育、その視点に今、立たなければならない時期に来ているのではないかなと思うのです。国のほうで科学的な性教育を前に進められない、そういうところでは 2000 年にこういう裁判や何か、性教育のことで裁判が起きたことがあります。七生養護学校の問題や、その後から性教育に対するバッシングが始まって後退したという時期があるのですけれども、それでは本当に子どもの体を、命を守るのか、そういう視点に立ち返っていく必要があるのではないかなと思うのです。ですから、今もいろんな事件が社会で起きているのですけれども、その一環として子どもの命とかそういう性に対することも後退してきているという一面は切実に感じるのです。だからこそ、学校もきちっと科学的な性教育、そして保護者も含めて科学的な性教育を学んでいく、そういうことが地域全体で子どもたちを守っていくことになるのではないかな、これは私、急がれる問題だと思うのです。望まない妊娠があったという報告も実際にあるわけです。この幕別町で起こらないとも限らないのです。ですから、そういう視点で性教育を行っていく必要があるのではないかな、そこをもっともっと、学習指導要領に定められているからそれ以上はできませんではなくて、子どもたちの実態に合わせた性教育というのを研究していく必要があるし、急がれると私は思いますけれども、その点はいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 学校教育の範ちゅうに関しましては、先ほど申し上げましたように、指導のベースが学習指導要領にあるということですから、その部分はいかんともしい難いと思っておりますけれども、社会教育的な分野では、やっぱり家庭教育というのにも必要になろうかと思えます。

例えば昨年ですけれども、図書館では、町の保健課とコラボした性教育に関する特別展示を開催して、包括的性教育の内容を含む図書、性教育の参考となる図書、家庭でのそういった性教育に資するような図書を紹介するような事業も実施をいたしました。その展示した図書については、現在、常設展示を行っておりますので、いつでも閲覧し、貸出しが可能ですので、そうしたことから、図書館が性教育に関わる学習の場としての機能も果たしているのかなという気はしております。

そういったことから、社会全体で国民的理解が得られた上で進めていくというのが、やっぱり一番大事なかなと思うのですけれども、部分的には先ほど言ったように、町としても図書館等でそういう事業も行っておりますので、そういったことで進めてまいりたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 学習指導要領から、ちょっと学校教育の中ではできないということであれば、私はそこが一番、要かなと思うのですけれども、今、保護者から正しい性知識を学びたい、30 代、40 代の子育て中のお母さんたちから、そういう声も届いております。であれば、PTA の中でそういう研修をしたい、こういう声が出てきたときですとか、そういうときにはぜひ応援をしていただきたいと思います。

また、社会教育の中でということもありました。私、図書館でそういう本も展示するのが必要かなと思いましたが、実際にもう展示されているということでしたので、やはり地域でそういう教育、性教育が今、世界的に先進国では進められているのだということも含めて、社会教育の中でもそういう研修の場とか学習する場を設けていただければ、積極的にお母さんたち、お父さんたちにも、おじいちゃん、おばあちゃんたちにも学んでもらう、そういう機会をぜひ設けていくことが必要ではないかと思っておりますので、そういう点でもやっぱり推進していただきたいと思います。その点についてはいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 町として、この包括的性教育を進めていく。先ほど図書館の例もお話はしましたが、図書館というのは知の拠点として、あらゆる知識について町民にそういった情報を提供していくのが役割の施設であると考えておりますので、いろんな議論はある中であっても、一方の議論に関する書籍であっても、他方の反対する意見の書籍であっても、それは両方とも図書館は紹介をいたしますし、図書館にはそういう役割があるのだろうと思います。

包括的性教育の関係については、先ほども言いましたが、国民的理解といいましょうか、広く社会全般に行き渡っている、理解がなされている、いろんな議論もある中でされているかという、まだそこまでの段階には至っていないのかなというような気がしておりますので、行政、町として積極的に推進していくというのは、今の段階では難しいかなとは感じております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 積極的というのは難しいということでしたけれども、それでは図書館とか、そういうところで啓発していく、そういう視点、本当に大事だと思います。私も保護者にそういうお話をするときには、やはり図書館を利用してください、できれば社会教育でやっていくというのがいいのかなと思うけれどもというような対話を進めながら、やはりこういう今、子どもたちの性教育はこういう状況なのですよということもお話ししながら、地域で子どもたちに接していけるような対応をしていきたいと思っておりますので、教育委員会としても、ぜひ包括的性教育の立場で推進していただくよう求めて、次の質問に移りたいと思います。

次、パートナーシップの件についてですけれども、答弁の中では、研究をしていきたい、このようにお答えになっております。今、多様な生き方ということでは、やはりこの幕別町でも何人かいらっしゃるということで答弁になっております。今、帯広市でこういうのを 12 月 1 日から本格的に進めるということでした。そうしますと、幕別町の住民で帯広市に転居したり、通勤している人とかも対象になると帯広市では言うておりますけれども、この幕別町に住み続けていきたい、そしてこういう制度もあれば活用したいと願っている方もいらっしゃると思うのです。実際に町には申し出ていない、こういう制度をつくってほしいという申出はないにしても、願っている方はいると思うのです。幕別町にこういう制度がありますよというふうになれば、この幕別町でこういう制度を利用して住み続けられる、こういうことにもつながると思うのです。多様性を認めた幕別町、こういう視点からであれば、そういう申出がなくても、きちっと制度というのを導入していくことが必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そういう思いを込めまして、先ほどの答弁をさせていただいたつもりであります。ですから、導入を見据えた中で研究を進めていくというお答えをさせていただいたわけで、実はこの件に関しては、もう1年以上前から私の中では課題であるというふうに思っていて、時間はかなりかかってはおりますけれども、やはりこれは潜在的に、直接の申出はないまでも、人口比率あるいは認定件数からすると、あるというふうに思うべきであると思っていますので、そこはそんなに時間をかけることなく導入に向けた方向性を出していきたいなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 前向きのご答弁でしたので安心しているのですが、まだまだLGBTの方たちは声を上げづらいという社会環境にあると思うのです。ですから、こういう制度を導入することによって、その人たちに安心してこの幕別町に住んでもらう、ここが大事だというふうに私は思います。他町村に行って、そこで、ではこういう制度を導入しようというよりも、幕別町で、ここで暮らしていきたい、そういう意味で、なるだけ早めに導入に向けての検討をしていただきたいと思いますが、その点について、もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○議長（飯田晴義） そういう思いを持って先ほど答弁させていただいたつもりでありますけれども、本当にだらだらと時間をかけるつもりは毛頭ありませんので、隣の帯広市が12月1日から制度を導入していくということであります。ちょっと変わった制度なので、ここも研究をしなければ駄目だなと。ほかにはないような制度、証明と登録という形で2つに分けておりますので、この辺の課題としてはあるのか、ないのかということも含めまして、先進自治体、道内で言うと4、全国で223ありますので、そういったところの現状を研究した上で、どういう制度にするのがいいのかについて固めていきたいと思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） どういう視点で研究をしていくのかというのが答弁の中で見えなかったものですから、今、町長のご答弁で、そういう点を研究していきたいということで理解をいたしまして、早急の結論を、導入を進めていっていただきたい。このことで質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩いたします。

10：56 休憩

11：05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○16番（藤原孟） 通告に従いまして、質問いたします。

幕別環境ひろばの開設を商店街に。

全ての町民が気候危機を自分のことと捉え行動を変えることが必要と考え、エコな暮らしを気づいて築くため、日々の暮らしを明るく楽しく、そのような生活の応援をする場を商店街の空き店舗に開設してはどうか。

国の脱炭素政策はエネルギーの供給側の画期的な新技術の開発が主流であるが、近年の傾向として産業や運輸、家庭、農業など需要側の対策を詳しく検討し、それを進めようとしている。それゆえに脱炭素社会の実現に少しでも貢献するため、低コストで身近な対策の一つとして幕別環境ひろばの開設を求める。

開設の目的1つ目は、地域の交流拠点として、環境問題を暮らしの中から見だし、ごみの減量活

動やリサイクルを実際に行う。

2 つ目は、限りある資源の有効活用を未来の子どもたちのために、エコ情報を発信する拠点として整備し環境型社会の構築を目指す。

3 つ目は、環境問題に住民の意向を反映させ、企業や行政との新しい協働関係を創造していく。

以上の目的を実現するため、具体的な課題について伺います。

1 点目、開設すべき場所は、昭和の風情が残り、町民にとっては公共的財産であったことから、地域の交流拠点として廃業した銭湯を使い、開設してはどうか。

また、家庭の不用品をリユース・リサイクルすることで町民の交流が期待できると考える。

2 点目、管理する人材は地域おこし協力隊で、町に定住してもらう仕事の一つとして、また、世代を超えた交流や気軽に立ち寄れる場への期待が持てる。地域の居場所として親近感のある対応が可能と考えられる。

3 点目、町からの支援策は、商店街活性化店舗開店等支援事業があるが、他に手だてはないのか。

4 点目、将来を担う子どもたちへの町としての環境教育の取組について。

5 点目、3R・低炭素社会検定の受験を進めるため、小中高の若者に助成することはできないのか。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は町と教育委員会にわたるものでありますので、私からは、ご質問の 1 点目から 3 点目と 5 点目につきまして答弁をさせていただきます。

「幕別環境ひろばの開設を商店街に」についてであります。

気候変動問題は、私たち一人ひとり、この地球に生きる全ての生物にとって避けることのできない、喫緊の課題であります。

既に、世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇等が観測されており、日本においても、平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が見られています。

このような気候変動の要因は、人為起源の二酸化炭素をはじめとした、温室効果ガスの排出によるものであることが極めて高いとされ、その継続的な排出は、さらなる温暖化と気候システム全ての要素に長期にわたり変化をもたらし、人類や生態系にとって深刻で、広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まるとされており、今を生きる私たち一人ひとりが、環境に対する意識を高め、行動していくことが、極めて重要であります。

ご質問の 1 点目、「幕別環境ひろばを廃業した銭湯を使い開設しては」と、ご質問の 2 点目、「管理する人材に地域おこし協力隊の活用を」、ご質問の 3 点目、「町からの支援策は、商店街活性化店舗開店等支援事業があるが、他に手だては」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

地球温暖化に伴う気候変動リスクを軽減し、持続可能な地球環境とすることは、今を生きる私たちの責務であります。

私たち一人ひとりが、環境問題に関心を持ち、意識を高め、行動することが重要でありますことから、全国各地で環境を考え、学び、体験をする「場」として「環境ひろば」が設けられております。

しかしながら、そのほとんどは、環境を考えるイベント的な開催となっておりますが、中には気候変動問題や SDGs、食品ロス削減等について定期的に研修会を開催しているほか、リサイクル広場として開催し、その中で環境について考えるきっかけとしているなど、様々な方法で環境について考える「場」として実施されております。

ご提案のありました廃業した銭湯を活用した環境問題等の各種取組につきましては、いずれも町民や事業者が、環境を考え、意識の向上を図り、行動へと結びつけていく機会としては大切なことでもあります。

このことから、町として、今月中に大学教授や事業者、町民等の代表者 15 人で組織する「幕別町地

球温暖化対策推進委員会」を立ち上げ、具体的な温室効果ガス削減目標やその対策及び行動計画等を定めた（仮称）「幕別町地球温暖化対策実行計画」を策定しますが、その計画の実効性を確保するためにも、町民等とともに環境を考え、意識を共有しながら策定を進めていくことが大切でありますことから、今後、提案がありましたことも含め検討してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「3R・低炭素社会検定の受験に対する小中高の若者への助成は」についてであります。

温室効果ガスの継続的な排出は、人類や生態系にとって深刻で、広範囲にわたり影響が生じる可能性が高まるとされ、国が地球温暖化対策計画で目標としている2050年カーボンニュートラルの社会の中心を担う将来世代に対する環境教育は特に重要であります。

これらのことから、一般社団法人持続可能環境センターにおいて、環境理念に対する理解度ををはかるための検定として、2009年から「3R検定」として始まり、2011年には「低炭素社会検定」も加わり、これまで全国に8千人を超える合格者が、知見を生かし、それぞれの企業や自治体、地域等においてリーダーとして活躍しております。

町といたしましては、原則、個人の資格につながる各種資格試験等に対する助成は行っておりませんが、幕別清陵高等学校におきましては、町からの高校支援策である「魅力ある高校づくり支援事業補助金」を活用し、進学や就職に向けたキャリアアップを図るための資格検定料等の一部について補助が行われております。

このため、幕別清陵高等学校における資格検定料等の支援対象として「3R・低炭素社会検定」が選択肢の一つに考えられないか、高校と協議を進めてまいります。

以上で、藤原議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の4点目、「将来を担う子どもたちへの町としての環境教育の取組について」であります。

国では、豊かな環境を維持しつつ、持続可能な発展ができる社会を構築するためには、広く国民全体で環境の保全に取り組むことが必要であり、学校、家庭、地域が連携し、子どもから大人まで一人ひとりが、知識だけではなく体験活動を通じ、環境保全に対する理解と関心を深め、具体的な行動に結びつけられるよう環境教育を推進することが重要であるとしています。

本町の小中学校における環境教育については、学習指導要領に基づき、学校経営計画の一つとして環境教育計画を定め、環境や資源、エネルギー等に関心を持ち、自然を大切にしようとする心を育むことなどを目標に掲げ、社会科や理科のみならず、様々な教科で教科等横断的に学習しております。

また、昨年7月に締結した、本町と一般社団法人帯広青年会議所の「SDGs推進に関する連携協定」に基づき、昨年度から、中学校でSDGsを学習する取組の一つとして、カードゲーム公認ファシリテーターを講師として出前授業を実施しており、その中でも持続可能な環境について学習しているところであります。

現在、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題になっていることから、環境教育は持続可能な社会の構築に向けて大切な取組の一つであると認識しており、小中学校におきましては、引き続き教科等横断的な視点に立った教育活動を行っていく中で、子どもたちが環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいけるよう努めてまいります。

以上で、藤原議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16番（藤原孟） それでは、私の質問に1、2、3点まとめて答弁がありました。特にこの質問に対して町長から、今月中に幕別町地球温暖化対策推進委員会を立ち上げる、そしてそこで、いわゆる大学教授だとか、事業者、町民、15名の方が集まって協議していくと。私、この質問をするのに1名で考えて苦労した、非常に難しい問題であります。答弁の最後に提案がありましたことを含め検討し

てくれるということですので、再質問というのはなかなかしづらいのではないかな、そう思います。極端に言えば、これで止めたいぐらいなのですが、私の趣旨というか考えたことだけは述べて終わりたいと思います。

町長、まず、この現庁舎の商店街の周りを見てください。もう廃業、廃業、廃業、それは理由は様々です。ですけれども、一番この地区が廃業しているのではないかと。町で建てたのは、結局、倉庫があります、備蓄庫1つだけ町が建てていた。本町地区の本当に商店街の活性化、これを考えたのは、私は、多くの議員もそうでしたけれども、この地に庁舎を建てる、それによってこの地域の活性化を守れるのではないかと思います、残念ながら役場庁舎に出入りする町民は少なかったです。

そういうことを考えたら、最後の手段として環境の問題、いわゆる環境の問題を解決する、リユースでありリサイクルのそういう場をつくったり、情報発信をする場、それを庁舎内に置いたのでは敷居が高くて町民は誰も入りません。小学生が役場に入ってくるということもない。それゆえに違う場所に、役場の目の前に大きな施設とすれば銭湯がありました。そういうことを、それを使ってぜひまちおこしをやりたいなという思いで質問をしました。特に銭湯自体は昭和の匂いも感じられるし、それから大人と子どもが、いわゆる交流する場でもあったと。そういういろんな意味で、今、全国的に銭湯もまちおこしの一つとして使われているということも聞きましたので、ぜひ銭湯の利用、そこまですでいなくても、ぜひこの庁舎の周辺で何か興していただきたいと思います。

また、地域おこし協力隊の方を使えないかという提案でしたけれども、皆さん、地域おこし協力隊の方がこの町に定住することを町民も当人も全て望んでいることだと思います。そこで、最近報道で、十勝総合振興局から「ゼロカーボン北海道」という記事がありまして、そこで各自治体では脱炭素化に向けた推進計画を進めているが十分な手が回らないと。人材も知見もなかなかないし、いないのだということで支援が必要だというコメントが出ていました。ただし、そういうことを読んだ後、忠類に行きましたら、地域おこし協力隊の方でエコピープル、いわゆるエコ検定の合格者がいるということが分かりました。他町村に引き抜かれる前に、町長、任用期間3年に関わらず、私は早々にゼロカーボン推進計画にこの方を雇用し、ただし、資格にふさわしい条件です。雇用して、定住を勧めたらいいのではないかなと思い質問いたしました。

次に、町の融資でありますけれども、今、金融機関では融資の条件が環境に関しては非常に緩くなって、前は国際基準にのっとっていないと融資はできないというのが、もう銀行で全て独自の政策でどんどん環境に対する融資というか、それを進めております。ぜひ幕別町も、これから協議会で検討するということですから、しっかり融資に関して、特に今までは町の建物も商店街の空き店舗もそれなりに、そんなに古くはなかったのですけれども、今はもうあれから何年もたっているとかなり古くなって、限度額100万円では正直言って改修もできない、せめて500万円だとか、1,000万円だとかという金額にしていかないと。そのぐらいの金を出せないやつなんか商売すると言われてればそれまでですけれども、やはり環境問題に関しては、それが一番大事ではないかなと思いました。

それで、まず5番目の3R・低炭素社会検定の補助について、多分答えはできないということであると思っておりました。だけれども、他府県の事例を見ますと、検定に挑戦しようということで、特に将来を担う子どもたちの環境への関心を高める、そういう行動を始めさせるためにいろんなやり方があるということで、特に対象は小学校3年、6年までやりながら、教育委員会の環境教育指導資料に基づきながら、県、道、そういうところで独自で検定問題をつくって、「目指せ環境博士」という題で子どもたちに試験を受けさせております。決して、試験の目的は可否の判定ではなくて、あくまでも子どもたちに興味を持たせるということをやっていると聞いております。町として何か独自でそういう方向に向けていく考えは、町長、どうですか、持てないものですかね。いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ゼロカーボンに向けた取組、これは我が町だけではなくて、日本全体の今や最重要課題であるというふうに言ってもいいのだろうというふうに思います。それに向けて様々な方策というものもありますし、どの部門でどういう手法によって減らしていくのかということもありましょ

う。ただ、一番言えることは、町民一人ひとりが、事業所全体が自分事としてこの環境問題を捉えて、町ぐるみで向かっていくことが必要である、これは間違いないわけでありますので、そのための様々な推進策というのは、まさにこれがどういったことがいいのかということが、いろんな意見をいただきながら決めていかなければならないというふうに思っています。その中の補助制度も当然ありましょう。その一つとして、今、提案がありましたので、これは本当に政策として町がやらなければならないとなれば、これは政策としてやることも不可能ではないというふうに思います。ですから、そこは全体バランスの中で、どういった方策を取り込んでいくのかという中の一つとして検討する価値はあると思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16 番（藤原孟） 委員会で十分にもんで、いい答えを出していただければと思います。

学校教育の取組ということであります。やはり子どもたちにはいかに見える化をするかということが一番大事なのだらうと思っております。そのことについて、まず教育長のお答えを欲しいと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 見える化ということですが、議員からお話がありました、例えばそういう環境ひろばをつくってということであれば、これは当然見える化につながって、より実践的な学習になるのだらうなと私も思います。ただ、現状としては、そういう場というのがないものですから、答弁でも申し上げましたように、学習指導要領に基づいた中で環境教育に取り組んでいるところでありますけれども、より実践的な学習ということで、答弁の中で申し上げました青年会議所と結んでおります連携協定に基づいた授業ですとか、清陵高校については、開設以来 SDGs について勉強しております、非常に進んでおります。そういったこともあって、小学校に清陵高校の生徒や先生が来て出前授業をやったりですとか、そういったこともやっておりますので、そういった実践的な学習に、より一層取り組んでまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16 番（藤原孟） いわゆる見える化だとかそういうことを、私はこの前見に行ってきたのは、札幌の桑園 SDGs 環境ひろばという、そこへ行ってきました。そこには、やはり地域の小学生が見に来まして、いろんなコメントが出されておりました。実にやり方として、やはり子どもに対する期待感というか、それが一番大きいのだなと思って見てきました。

それと、他の町村のことなのですが、子どもと大人の世代間交流ということで、子どもと大人の組合せでエコ見回り隊、エコオフィス点検という仕事をやっている、2 万人ぐらいの町なのですが、そういうことをやっている町村もあります。ぜひ、それは評価は当然子どもや素人の大人が行って見るものではなくて、第三者が評価するのでありますけれども、いかに環境をやるというときは見える化、これに力を入れているかと。それと、一緒に子どもと実施するというのが一番大事なのだと思いますので、教育の問題で教育長としてどう取り組むか、もう一度答弁願います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 見える化というか、先ほども申し上げましたけれども、より実践的な学習ということで、先ほど町長からの答弁にもありましたように、環境問題については喫緊の課題というふうに学校教育としても認識をしておりますので、町の計画の策定に合わせてそういった事業についても取り組んでいくよう研究してまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16 番（藤原孟） 環境教育指導資料というのによりますと、小学生は 3 年生から環境授業をやる、環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育てる、随分大きな課題を持って、この環境教育指導というのをやっていくのだなと思っております。私もそういう子どもができることを期待しております、ぜひ最後に、環境ひろばが開設されたら、キャッチフレーズとして SDGs、S は商店街の S、D は出会いです。G は元気で、s はずっと末永く笑顔で、そういうキャッチフレーズをぜひ使っ

て、環境問題の委員会にも、ぜひこの言葉を推薦してもらっていただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○7番（岡本眞利子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

子どもの未来を守り育てる取組について。

子どもを産み育てることに喜びを感じられる社会を目指して、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、未来を担う子どもたちの総合的な支援の推進が必要と考えることから、以下の点について伺います。

1点目、リトルベビー（低出生体重児）支援について。

低出生体重児とは2,500グラム未満で生まれた赤ちゃんのことで、全出生数における割合は約10%、妊娠週数によらず出生時の体重のみで超低出生体重児（1,000グラム未満）、極低出生体重児（1,500グラム未満）、低出生体重児（2,500グラム未満）の3つの段階に分けられるそうです。

（1）本町における直近の低出生体重児数とその後の支援体制は。

（2）リトルベビーハンドブックの導入に向けた動きについての本町の認識は。

2点目、3歳児健康診査の視力検査について。

子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成すると言われています。

3歳児健康診査において強い屈折異常や斜視が見逃された場合に治療が遅れ、十分な視力が得られないとの指摘もあり、早期発見、早期治療が必要であります。

（1）本町における3歳児健康診査の現状は。

（2）直近の精密検査対象者数と、弱視と診断された人数は。

（3）屈折検査機器についての認識と導入の考えについては。

3点目、夏休み明けに「子どものSOSを見逃さない」ための対応について。

夏休み明け児童生徒の自殺が増えることを受け、不登校やひきこもり専門紙を発行するNPO法人全国不登校新聞社は、保護者や教職員に対し「学校に行きたくない」という子どもの声に理解を求めるアピールを発表しております。

新型コロナウイルス流行により、学校生活に影響を受け、2020年の小中高生の自殺者が過去最多となる中、周囲の大人が自殺につながるSOSを見逃さない対応が求められております。

町教育委員会として、子どものSOSを見逃さない取組、また、保護者に対して伝達がどのようにされているのか。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は町と教育委員会にわたるものでありますので、私からは、ご質問の1点目と2点目につきまして、答弁をさせていただきます。

「子どもの未来を守り育てる取組について」であります。

未来を担う子どもたちを地域社会一丸となって守り、育てることは、超高齢社会となった現代の我が国で重要な課題となっており、子を産み、育て、成長を見守る過程で様々な問題を抱える保護者や子どもに対し、幼児教育の無償化などの経済的な支援等に加えて、保健師による妊婦訪問、新生児訪問や担当者による窓口での相談など、悩みや困り事を抱えた保護者に寄り添った支援を行うとともに、周りの大人たちが子どもの僅かな兆候や小さなきっかけを見逃さないことが重要となっております。

ご質問の1点目、「リトルベビー（低出生体重児）支援について」であります。

低出生体重児とは2,500グラム未満で出生した児をいい、そのうち1,500グラム未満で出生した児

を極低出生体重児、1,000 グラム未満で出生した児を超低出生体重児といますが、我が国では、出生数は減少傾向にあるものの、出生数に占める低出生体重児の割合は 1980 年代頃から増加傾向にあり、現在は 9 % 台で横ばいが続いていますが、この割合は単胎児に比べ、多胎児における割合が格段に高くなっております。

1 つ目の「本町における直近の低出生体重児数とその後の支援体制は」についてであります。

本町における直近 5 年間の低出生体重児の数は、平成 29 年度は 13 人、30 年度 12 人、令和元年度 17 人で、このうち極低出生体重児が 2 人、2 年度 11 人、3 年度 9 人となっており、5 年間で低出生体重児は 62 人、このうち 2 人が極低出生体重児となっており、5 年間の出生児数 754 人に占める割合は低出生体重児が 8.2%、極低出生体重児が 0.3% となっております。

低出生体重児のうち、1,500 グラム以上の出生児につきましては、特に重篤な合併症などの心配がない場合が多く、比較的早期に自宅に戻って生活が可能となりますが、2,500 グラム以上のいわゆる正出生体重児と比べて小さく出生したことで、自宅に戻ってからの子育てに不安を抱く親が多く、新生児訪問や乳幼児健診時に、保健師がより細やかで具体的なアドバイスを行っているところであります。

また、1,500 グラム未満の極低出生体重児、1,000 グラム未満の超低出生体重児につきましては、各臓器の機能などが十分に成熟していないことや、重篤な合併症を抱えていることなども多いため、医療機関で必要な治療が行われた後に、自宅に戻って生活を始めることとなります。

極低出生体重児、超低出生体重児の医療機関における治療経過や児の様子については、医療機関から保健師に情報提供され、その情報を基に、通常は児より先に退院して自宅生活を送る母親に対し、特に小さく産んでしまったことに対する精神的な落ち込みや、児の退院後の生活に関する不安や悩みなどを解消してもらえるよう、電話や訪問などにより相談支援に努めております。

この 3 段階の低出生体重児の育児については、正出生体重児の成長に関する数値などを参考にすることが難しいため、保健師による妊婦訪問や新生児訪問をはじめ、助産師による産後ケア事業において、個々の児に合わせた子育て方法や母親の悩みの解決が図られるよう、より親身になった支援を行っております。

2 つ目の「リトルベビーハンドブックの導入に向けた動きについての本町の認識は」についてであります。

「リトルベビーハンドブック」は、低出生体重児を出産した家族のための冊子で、発行する自治体により内容は異なりますが、先輩ママからのメッセージ、医療機関からのアドバイスのほか、低出生体重児の育児情報、母子健康手帳では記載できない体重 0 キログラムからの発育曲線を記載することができるなど、低出生体重児を育てる家族を支えることを目的に作成されているものであります。

本町においては、低出生体重児を出産した母親の新生児訪問や乳幼児健診時に不安や悩みの相談に応じるとともに、低出生体重児の保健指導マニュアルや参考文献、過去のデータや他自治体のリトルベビーハンドブックなども参考にしてその児にふさわしいアドバイスを行うなど、丁寧な対応を行っているところでありますが、現在、道においてもハンドブックの作成の検討をしているため、完成した際にはそれを活用し、より母親の気持ちに寄り添った支援をまいります。

ご質問の 2 点目、「3 歳児健康診査の視力検査について」であります。

弱視とは、医学的に「視力の発達に障害されて起きた低視力」のことを指しており、眼鏡をかけても十分な視力を得られない状態のことをいいますが、早期発見、早期治療により弱視になることを免れるケースがほとんどであると言われております。

人間の視力は、言葉や歩行と同様に成長に伴い獲得する能力で、0 歳では視力が 0.1 程度しかなく、3 歳頃までに急速に発達し 6 歳頃までに完成すると言われておりますが、見えないことを言葉にできるのは 4 歳以降で、6 歳を過ぎると視覚の感受性期が過ぎてしまい、視覚の獲得が困難となるため、適切な時期に弱視を発見し、治療を行うことで、矯正視力の改善につなげることが重要になっております。

1つ目の「本町における3歳児健康診査の現状は」についてであります。

本町の3歳児健診は、母子保健法に基づき、厚生労働省児童家庭局長通知による乳幼児健康診査実施要綱に沿って3歳4か月児を対象に実施しております。

このうち視力検査については、一次検査として、家庭において問診の記入と動物などのイラストが書かれた絵視標での視力検査を行い、二次検査では健診会場において問診の記入内容と視力検査の結果を確認するほか、家庭で十分な検査ができなかった場合などには再検査を行い、健診担当医師の診察を受けた上で精密検査が必要と判断された場合は、専門医療機関を受診していただいております。

なお、精密検査の結果、弱視と診断された場合は、その後に治療が行われ、経過観察と判断された場合は、保健師が保護者に状況を確認し、保健指導や帯広盲学校の教育相談への紹介などを行っております。

2つ目の「直近の精密検査対象者数と弱視と診断された人数は」についてであります。

直近3か年では、令和元年度が3歳児健診受診者数167人のうち、精密検査が必要と判断された児は7人で、弱視は0人、2年度が受診者数182人のうち、精密検査が必要と判断された児は12人で、弱視は1人、3年度が受診者数192人のうち、精密検査が必要と判断された児は6人で、弱視は0人であり、3か年合計では、健診受診数541人のうち、精密検査が必要と判断された児は25人で4.6%、弱視は1人で0.2%となっております。

3つ目の「屈折検査機器についての認識と導入の考え方については」であります。

平成3年に現在の視覚検査が導入され、全国で絵視標により行われてきましたが、弱視の有病率が日本眼科医会の統計によると約2%にも関わらず、発見率が非常に低いため、日本眼科医会などにより、検査方法について疑問視されてきた経緯がありますが、弱視の原因となる斜視や屈折異常などを発見できる唯一の方法である屈折検査機器の有効性や実用データが少なく、導入も進んでおりませんでした。

令和3年11月に日本眼科学会の専門家から、3歳児健診における屈折検査機器の導入の要望書が提出され、視力検査とともに屈折検査を実施することで、早い段階で弱視を発見し、早期に治療を開始することで、弱視の児の治療可能なタイミングに合わせた適切な治療につなげることが提言されております。

さらに、令和4年度から、国による自治体への導入支援として、母子保健衛生費国庫補助金の母子保健対策強化事業の中に屈折検査機器導入に関するメニューが新設されたことで、十勝管内でも本年度中に10の自治体で購入又は屈折検査機器を用いた検査を導入しており、さらに5年度に購入を検討している自治体もあると伺っております。

本町の視力検査においては、対象児によっては、絵視標活用による検査方法が正確に行えていない場合や、実際には見えていなかった場合であっても、偶然、絵の内容と名称が合致してしまうなど、検査の精度には限界があるため、本来は精密検査の必要性がある児であっても専門医につなぐことができない可能性があることは否定できないものと考えております。

このため、できる限り弱視の児を早期に発見し治療につなげることができるよう、現在、屈折検査機器の導入について検討しているところであり、まずは本年度中に帯広盲学校において機器操作等について保健師の研修を行うとともに、実際の3歳児健診の現場で指導等を受けるなど、導入の際にスムーズに屈折検査が行えるよう準備を進めてまいります。

以上で、岡本議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の3点目、「夏休み明けに『子どものSOSを見逃さない』ための対応について」であります。

国は、平成18年に自殺対策基本法を施行し、学校において児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んできたところでありますが、警察庁・厚生労働省の自殺統計によると、令和3年の児童生徒の自殺者数は473人であり、2年の499人から減少したものの、4年1月から5月までで156人

という状況からも、引き続き憂慮すべき状況にあるとしています。

また、「自殺対策白書」でも指摘されているとおり、18歳以下の自殺は学校の長期休業明けの8月下旬から9月中旬にかけて急増する傾向があるとして、本年6月に国は、各都道府県教育委員会に対し、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施するよう通知したところであります。

児童生徒の自殺予防に係る取組の内容については、「学校における早期発見に向けた取組」として、きめ細かな健康観察や健康相談の実施等により、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーによる支援を行うなど、心の健康問題への対応を徹底すること、「保護者に対する家庭における見守りの促進」として、保護者が把握した児童生徒の悩みや変化は積極的に学校等に相談するよう周知することなどのほか、「学校内外における集中的な見守り活動」「ネットパトロールの強化」の4点の実施についてであります。

この通知を受け、北海道教育委員会から、国が示す取組のほか、北海道教育委員会が作成した「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」や「SOS の出し方に関する教育を始めましょう！」等を活用し、児童生徒の発達の段階に応じた組織的・体系的な取組を進め、不安や孤立感を抱えている児童生徒一人ひとりに寄り添った心のケアに努めるよう通知があったところであります。

本町におきましても、本通知のほか、さらに、長期休業中は児童生徒の生活が不規則になること、問題行動や不慮の事故が発生しやすいことなどが懸念されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策に伴う生活環境の変化により、児童生徒が様々なストレスを抱えているものと考えられますことから、7月の夏季休業前に開催した校長会議において、「夏季休業に向けての児童生徒の指導等について」の通知を発出したところであります。

通知の中では特に、「自殺予防に向けた取組」「児童虐待の防止対策、早期発見・早期対応」「相談窓口の周知」の3点について留意の上、児童生徒の実情に応じて適切に指導するなど、児童生徒の命と心を守る取組に万全を期すようお願いいたしました。

また、各小中学校においては、学校内で教育相談体制の確認を行った上で、児童生徒に対する「SOS の出し方に関する教育」にも努めており、各保護者に対しても、学級通信や北海道教育委員会広報紙「ほっとネット」などで、家庭内での見守りの促進や相談窓口等の周知を行ったところであり、長期休業中から現在までの間で問題となる事例はなかったことを確認しているところであります。

どのような原因や理由があるとしても、児童生徒のかけがえのない生命が自身によって絶たれてしまうことは、あってはならないことであり、今後も引き続き、児童生徒と教職員、児童生徒同士の信頼関係の構築に努め、児童生徒に対して、不安や悩みを抱え困った場合には気軽に相談できるということの理解を促すとともに、児童生徒の悩みや不安に寄り添う相談体制の再確認、さらには児童生徒のSOSを見落とさないことなど、児童生徒の命と心を守る取組に万全を期してまいります。

以上で、岡本議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 質問の途中ですが、この際、13時00分まで休憩いたします。

11:57 休憩

13:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岡本議員。

○7番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

リトルベビー（低出生体重児）についての再質問ということで、厚生労働省の人口動態統計によりますと、体重が2,500グラム未満で生まれる低出生体重児の割合は、1980年頃から増加傾向にあります。2020年に、道内で生まれた赤ちゃんが29,523人のうち、出生時に2,500グラム未満だった赤ちゃんは2,703人で9.2%、このうち、極低出生体重児の子どもは210人で0.7%、さらに超低出生体重

児の子どもは 92 人で 0.3%ということです。そこで、本町の低出生体重児の子どもが、5 年間で 62 人ということですが、この生まれた赤ちゃんは、この子どもを産んだお母さんにすると、とても不安が尽きないものと思います。産後ケア事業としまして、本町としても、保健師さんが訪問されていると思いますが、母親や、そしてご家族の声など、具体的に伺っているのか、どのような声があるのか、お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 産後ケア、それから新生児訪問などにおけるご家庭からの声ということでもありますけれども、もちろん小さく子どもが生まれたことで、お母さんが悪いなどということは全くないのですけれども、その出産を経て、小さく産んでしまった我が子が保育器ですとか、集中治療室ですとか、そういったところに入っている姿を見ることで、どうしても罪の意識を感じたり、精神的に落ち込んだりすることがあるというようなことも伺っております。そうした個々の母親、それから子どもの状態に合わせて、専門的な知識を有する保健師、それから経験豊富な助産師が、個々、具体的に支援に当たっているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7 番（岡本眞利子） 先ほどの答弁にも、退院してから、お母さんだけ先に退院して、そして子どもさんが後でということもあるのですけれども、そのときに、退院した後に、生活に関する不安や悩みを解消してもらうために、町としては電話や訪問など、相談支援に尽くしているということでありましたが、これにも定期的に行政のほうから電話をしたり、また訪問をされているのかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） まずは、その低出生体重児の情報については、入院中ですかそういったときに、産科の医療機関から情報を得ております。その時点で、先に退院されている母親のほうに、まだ日が明けていないということもあって、お電話で状況を確認するというようなことをしております。その後、子どもが退院してきて、速やかに新生児訪問などを行ったり、適宜、必要と思われる方のご自宅には訪問などを行って、支援を行っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7 番（岡本眞利子） お母さんがやはり悩んで、相談をしたいということですのでしてくれる分にはいいのですけれども、なかなかそのようにできないというお母さんもしらっしゃるのではないかと思いますのですが、そういうときに町として、定期的に相談ができるような、どうですかというような声で、町から声をかけているのかということをお聞きしたいのですけれども。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 申し訳ありませんでした。こちらのほうから保健師が、そういう低出生体重児のお宅については、電話で状況を確認したり、訪問したりといったことはさせていただいております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7 番（岡本眞利子） 町のほうから、そのように気をつけながら、日にちを見ながらということで、定期的に電話や訪問をしているということでもありますので、とても安心するところでもあります。そしてまた、親としても初めて産む子ども、そしてまた、生まれてきてちょっと小さく生まれてきてしまったということの悩みなどもすごくあると思うのですが、そういう悩みを同じくする低出生体重児の親の会なども、ご紹介などもされているのかをお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 本町におきましては、先ほど申し上げましたとおり、人数的にかなり低出生体重児の出生自体が少ないものですから、低出生体重児の母親でのグループというようなものは本町では確認はしておりませんけれども、そこら辺は、助産師ですとか保健師が、今までの経験ですとか知識を基に、相談に応じて支援している状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） うちの町としては、本当に人数的にももちろん少ないのですけれども、少ないからこそ支援をしていただきたいというふうに思うわけであります。

では、2番目の質問なのですけれども、低出生体重児が生まれると、母親や家族の心の中には、生まれてきてくれた喜びと将来に対する不安があるといえます。小さく生まれた赤ちゃんを前に、小さく産んでごめんねという言葉が口から漏れたと伺いました。そして妊娠したときに、市町村からもらう母子手帳の子どもの体重や身長グラフに記入する発育曲線においては、体重が1キログラムから、身長は40センチメートル、からの目盛りになっているため、小さく生まれた赤ちゃんには記入する目盛りがありません。さらには、保護者の記入欄には、はい、いいえで記入するものが多く、いいえの丸が増え、悲しい気持ちを感じ落ち込んだとするお母さんの心理的負担が強くなり、自責の念でつらさや悲しさ、不安を抱えているといえます。そこで安心して子育てができるよう、行政として、どれだけ家族に寄り添ってサポートしているのかが重要だと、私は感じたところであります。

そこで今、全国の自治体で、小さく生まれた低出生体重児の家族を支える手帳、リトルベビーハンドブックが注目をされております。本町としての必要性ということでお聞きしたところでありますが、ご答弁いただいた中には、道で今検討しているので、そこを見ていきたいとお答えをいただきましたが、道の動向を見ながらというのでは、ちょっと遅いのではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 確かに、岡本議員おっしゃられるように、母子健康手帳の現在使っているものについては、1キログラム以下の出生児について育児の状態を書き込む欄がないのですけれども、過去5年間、1,000グラム以下のお子さんがいなかったということもあって、そのあたりは対応できているのかなと思っております。また、母子健康手帳の中にある発育曲線も、その伺った保健師、助産師が、基本的にあなたの状態はここですよというような説明を、丁寧にさせていただいておりますので、基本的にはその発育曲線からずれても、お母さんが不安のないように説明はさせていただいております。

それから、町長からの答弁の中で、道で作成しているリトルベビーハンドブック、実際に完成本をちょっと確認させていただいて、私たちが今アドバイスしていることに加えて、補完的に、さらに例えば、先輩お母さんの同じ境遇にある方の状況ですとか、そういったことをお話しできるような、そういう材料があれば一緒に活用していきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 母子健康手帳なのですけれども、これは厚生労働省では、2023年に10年ぶりにリニューアルするというので今検討されているようのですけれども、この母子健康手帳とリトルベビーハンドブックとは別だと思うのですよね。ですから、もちろんその中身は、母子手帳は今の社会情勢を見ながら作られると思うのですが、母子手帳というのは、町独自のものも付け加えてもいいという規定になっておりますので、町としてやはりお母さんを支援するという意味で、本当に書きやすい、子どもが、赤ちゃんが、少しできたものを一つずつ書き込んでいけるような、そのような優しい場面も必要ではないかなというふうに感じます。もちろん母子健康手帳は来年検討がされているわけでありますが、その中で、うちの町独自でリトルベビーハンドブックを作成するというのは、対象人数を考えますと、とても厳しいものがあると思います。したがって、国が出す母子健康手帳の中に、町独自としての、そういうリトルベビーのためのページを作ったり、またそういう欄を作るといったことはできないものか、お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 現在の母子健康手帳については、その改訂に合わせて、中身がどのようになるかというのも確認していかなければいけないと思うのですけれども、先ほど答弁させていただきましたとおり、むしろ低出生体重児のお母さんに対して書いてあることというよりは、具体的なデータ

とか経験とかを基に、直接個別に丁寧に対応しておりますので、そのあたりで解消していきたいと考えております。リトルベビーハンドブックについては、全国で作られているという状況は存じ上げておりますけれども、やはり都道府県単位で今作成が進んでいて、まだ個別の自治体は6自治体ほどということもありまして、なかなか個別に作ることが難しいと思いますけれども、状況を見ていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） そうですね。本当に個別に町村一つで作るというのは大変だと思いますので、そのようなところもちょっと配慮していただきながら進めていただきたいと思います。また、本町にも外国から来て生活されている方もいらっしゃると思います。また、男性育児なども推奨していることから、外国人家族への支援とか、父親、そして祖父母の育児参加などというような欄も作りながら、家族で子どもを、赤ちゃんを育てるという思いを込めて、いい方向に作成をしていただきたいと思います。うふうに思います。小さく生まれた赤ちゃんの育児に悩んだり、つらい思いをしたりという親の思いを、自治体が受け止め、手帳を通して支援し、誰一人取り残さない、切れ目のない支援をしていただきたいということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

2点目の、3歳児健康診査の視力検査についてであります。3歳児健康診査は母子保健法に基づき、3歳4か月児を対象に実施をしていると思いますが、1次検査で問診と絵視標で視力検査、2次検査で会場での問診と家でできなかった視力検査が行われていると思いますが、家で視力検査ができなかったお子さんはどのぐらいいたのか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 申し訳ありません。具体的な数字はちょっとつかんでおりませんが、そんなに多くない数の方が、会場で集中した環境でできるように2次検査のほうを行っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 1次検査ということで、問診、アンケートを書いたりということで、家でしてくるということでありますが、絵を見せて、ご答弁にもありましたが、たまたま言った絵の答えが合致したりということはあると思うのですが、本当に、これ国の動向ですから、うちの町が悪いと言うわけではないのですが、ランドルト環のCの文字を書いた検査とかというのは、本当に正確な検査ができるのかなという疑問を持つところでありまして、親御さんからお声は、そのような声は伺っていないのかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 本町では、ランドルト環ではなくて、基本的に絵視標を使った視力検査をしておりますけれども、やはり絵を4枚描いた絵視標を切って、やり方をこちらからお示しして、家でやっていただくのですが、家だと子どもがどうしても集中できなくて検査ができないですとか、具体的にまだ絵の内容を理解できなくて、検査ができているかどうか分からないというようなお話は、お聞きしているところです。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 日本眼科学会によりますと、弱視の子どもは、もともと見えにくい状況が当たり前として生活しているため、見えないとか見えにくいと自らがほとんど言わないそうです。片方が見えていると、子ども自身も親も異常に気づきにくいと思いますが、このような検査では、やはり弱視などを見逃してしまうというようなところがあるのではないかと思います。また、今小さいうちから、スマホのゲームやスマホの漫画なんかを、タブレットで見せたりというようなこともしておりますので、そのようなことから弱視に気づきづらい親御さんが多いのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 絵指標による検査だけでは、確かに見えているか見えていないかというのが、まず精度に限界があるというのと、それから3歳児ですので、見えないという状況を伝えられるのは、

基本的に4歳以降になってからというようなデータもありますことから、検査には限界があるのかなとは、こちらのほうとしても捉えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） そして保護者の再検査ですね、精密検査ということで、検査をさらに受けなければいけないことに対して、保護者からの質問や理解不足によって受診されなかったという例はなかったのか、お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 3歳児健診の場で、精密検査の対象となった方が34人いらっしゃいまして、先ほどの答弁の中でもお答えしましたが、受診した方が25人です。9人ほど経過観察ですとか、それから受診しなかったというような事例があったかと押さえております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） では、受診しなかった親御さんには、どのようにこちらで支援をしているのか、お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） こちらのほうからは、精密検査を受診していただくような勧奨を行っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） では、何度もお電話したり、お手紙を出したりということでされていると思いますが、それでも行かなかったというお子さんはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） そうですね。数としては、勧奨したにも関わらず、精密検査を受けられなかったというお子さんはいらっしゃるかと思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） ですから、このようなことがないようにというか、もう本当に精密な目の視力検査ができるようにということで、この屈折機器を導入することによって、正しい数値が上がってくるのではないかなというふうに私も感じるところであります。厚生労働省では、22年度の予算で、この機械を導入する費用として、半分の補助をいただけるということでありますので、ぜひともこの早期に導入を検討していただきたいということを申し上げたいと思います。

続きまして、次の質問に入りたいと思います。

3番目の、「夏休み明けに『子どものSOSを見逃さない』ための対応について」ということで、小中学校の夏休みを終えて、2学期に入る夏休み明けは不登校や自殺が増える傾向にあるといます。長引くコロナ禍によるストレスの蓄積が、精神状態に影響を与えることも考えられるようです。そこで、教育委員会として、子どもたちに教職員から休み明けにいろいろな状況をお聞きしているのか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 夏季休業明けの状況、こちらのほうについては、各小中学校に確認しており、その中でもやはり出てこれない状況にある、そういう児童生徒も確認はしております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 夏休みも、長期休業の以前から、この悩みを抱えているということに対しましても、休みが明けた後の、やっぱり学校に来るということの悩みもすごく多いかと思います。そうすると、楽しく通学ができるというふうには私は思えないのですが、その中で、やはり子どもたちと向き合う時間、特にこの長期休暇が終わった後は、教職員の方も大変気を使っていると思うのですが、ふだんから子どもたちと触れ合う時間が取れるのか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 今おっしゃったような内容は、常に学校のほうでは見守りというものを

大事にしておりますので、また児童生徒、そして教員、また児童生徒同士の信頼関係の構築に努めているものでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） もちろん見守りということは、大変大切なことだと私も感じているところであり、ヤングケアラー問題にもこれは共通すると思いますが、心身の健康、そして友人関係、学業、進路などに関して、悩みを打ち明けられるようなこともあったのか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） ただいま進路に対する悩み等ということで、それぞれ児童生徒、様々な悩み、そういったものはもちろんあるかと思えます。そういった部分は教職員、先ほどお話ししたように、日常の児童生徒の観察を大事にして、全教職員で見取りですね、そういったものを行っておりますので、SOSのサインは見逃さないようにしているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） やはり夏休み明け、長期間の休み明けに限らず、ふだんから教職員が子どもたちに目を配っていくということがとても重要ではないかと思えます。夏休み明けは、心身の不調を訴え、不登校になり、自殺につながるという兆候の一つであるということでもあります。子どもがSOSを出せるということはいいことですが、SOSを出せない子どもにとって、居場所ということが大切ではないかと私は思っております。環境、この居場所の環境をつくってあげるのが行政ではないでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） どうしても言葉等でのSOSのサイン、出せない児童生徒もいるということで、それは先ほど答弁のとおり、日常の変化を見逃さないようにということで対応しているところなのですけれども、今お話あったように、どうしてもそういう場面でも学校に登校しづらい児童生徒、いるということももちろん考えられますので、幕別町には、まっく・ざ・まっくも開設しており、そちらを利用している児童生徒もおりますので、そういう場合については、そちらのほうを利用させていただくというふうに促しているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 夏休み明けから、特にうちの教育委員会といたしましても、子どもたちに気を遣いながらということで、先生方にも通達をしているということでもありますので、そこはとても安心をするところであります。夏休み明けだけではなく、ふだんからのSOS、小さな変化を見逃さないよう、最善の注意を心がけていただきたいということを教育委員会に申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、13時35分まで休憩いたします。

13:24 休憩

13:35 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18番（中橋友子） 通告に従いまして、質問を行います。

「町民・事業者・行政」が一体となり、脱炭素社会の推進を。

今年も、全国各地で降水量が観測史上最高を記録する大雨災害が発生しています。発生の頻度も高く、温暖化現象はもはや気候危機の状況に立ち至ったと言える状況です。2021年、COP26で合意された2050年までに温室効果ガスの排出量を吸収量と均衡させ、ゼロにするカーボンニュートラル社会

の実現は必須の課題です。

幕別町でも、地方公共団体実行計画の策定に向けて取組が開始されています。脱炭素社会実現のためには、二酸化炭素の排出量を削減する省エネルギーと、再生可能エネルギーの導入が要になります。

町民全体が共通の認識を持ち計画の推進に当たるためには、計画の策定の早い段階からの町民参加が必要です。

以下、具体的課題について伺います。

1、二酸化炭素排出量削減の一環として、ごみ処理の基本的な考え方を、現在の焼却から資源化に切り替えてはどうでしょうか。現在の在り方では、2050年になってもごみを燃やし続け、二酸化炭素を排出し続けることになってしまいます。くりりんセンターに持ち込むごみの量を少しでも削減し、焼却の量を減らし、資源を生かす循環型にすることが求められますが、どうでしょうか。

2、再生可能エネルギーの普及について。

(1) 2016年度から家畜ふん尿利用のバイオガスプラント建設の検討がされてきましたが、専門家や酪農家との協議は中断しているのでしょうか。送電線や売電価格の課題が示されてきましたが、可能性は見いだせないのでしょうか。これまでの経過と課題について伺います。

また、自然環境を守る上でも、エネルギーの自給のためにも大変必要な事業であり、実現に向けての考えはどうでしょうか。

(2) 太陽光発電の普及促進のため、個人住宅設置と蓄電池に補助政策を実施してはどうか。

3、環境省の地球温暖化対策計画は、2030年までに温室効果ガスを2013年度から46%削減、さらに2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする目標であります。達成のためには「町民・事業者・行政」が一体で取り組まなければ実現できません。講座などの学習の機会をつくり、計画策定段階から、町民の参加で進めるべきではないでしょうか。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「「町民・事業者・行政」が一体となり、脱炭素社会の推進を」についてであります。

近年、平均気温の上昇、大雨の頻発などによる災害の増加、農産物の品質低下、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が現れてきており、気候変動問題は、人類や生態系にとって、生存の基盤を揺るがす「気候危機」と言われております。

このような地球の危機とも言える気候の変動に対処すべく、その要因である温室効果ガスの削減を世界各国で取り組むことが喫緊の課題であるとし、2021年英国・グラスゴーで開催された、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）において、今世紀半ばまでの温室効果ガス排出実質ゼロ及びその経過点である2030年に向けて野心的な緩和策及び適応策を締約国に求めるとし、産業革命以前と比べて気温上昇を1.5℃に抑える目標が明記されたところであります。

また、世界で5番目の二酸化炭素排出国である日本においても、2020年に「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会を目指す」ことを宣言し、国の「地球温暖化対策計画」で、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減するとともに、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくとしております。

ご質問の1点目、「二酸化炭素排出量削減の一環として、ごみ処理の基本的な考えを、焼却から資源化に切り替えては」についてであります。

現在、生ごみや、再生がされない紙類、衣類、木製品、おむつ類等は、本町を含む1市14町村で共同処理しております十勝圏複合事務組合のくりりんセンターに搬入し、焼却処分しております。

また、町としてごみの減量化を図るため、特に一般家庭から排出される可燃ごみの中で、大きな割合を占める生ごみの減量化を図るための堆肥化資機材について、平成元年度から生ごみ処理容器、13年度からは電動生ごみ処理機の購入経費について、一部助成を行う事業に取り組んできたところであります。

現状の可燃ごみの排出量は、「第2期ごみ処理基本計画」の基準年である平成28年度と比較した、令和3年度の排出量は、計画収集ごみである家庭系で1.0%増、直接搬入ごみの事業系で13.1%減となっており、搬入総量としては3.8%の減となっております。

要因といたしましては、コロナ禍において、在宅時間等が伸びたことにより家庭系ごみが増加した反面、事業系では、営業時間の短縮や経済活動の縮小等が影響しているものと考えられます。

可燃ごみの減量は、焼却に伴い発生する温室効果ガスである二酸化炭素等の排出抑制を図り、環境に配慮したごみ処理を、これまで以上に進めていく上で重要でありますことから、今後は、温室効果ガス排出量の「見える化」について、現在その手法を含め検討を進めていくこととしており、その中で、ごみの焼却量の削減や資源化について、町民や事業者の皆さんと一緒に考えてまいりたいと思います。

ご質問の2点目、「再生可能エネルギーの普及について」であります。

1つ目の「2016年度から家畜ふん尿利用のバイオガスプラント建設の検討がされてきたが、専門家や酪農家との協議は中断しているのか、送電線や売電価格の課題が示されてきたが、可能性は見いだせていないのか、これまでの経緯と課題は。自然環境を守る上でも、エネルギーの自給のためにも必要な事業であり、実現に向けての考えは」についてであります。

はじめに、「専門家や酪農家との協議は中断しているのか」「送電線や売電価格の課題が示されてきたが、可能性は見いだせないのか」「これまでの経過と課題は」についてであります。

本町におきましては、平成24年度に創設された固定価格買取制度、いわゆる「FIT制度」を利用したバイオガスプラントの導入、事業化を目指し、28年度に北海道の補助事業により「幕別町家畜ふん尿バイオマス導入調査事業」を実施いたしました。

本事業においては、畜産農家164戸を対象としたアンケート調査や勉強会の開催、本町における最適な家畜ふん尿処理システムの検討を進めるとともに、帯広畜産大学の教授など5人の委員で構成する「幕別町家畜ふん尿バイオマス事業推進協議会」を設置し、バイオガス事業の実用化技術の検証と効率的な利用モデルの策定などを行ってまいりました。

しかしながら、平成30年4月以降、電力会社の送電線の容量不足により、10キロワット以上の発電設備からは送電系統への新規接続ができなくなり、本町を含め十勝管内におけるバイオガスプラントの建設を停止せざるを得ない状況にあるというのが実態であります。

このため、専門家や酪農家との協議につきましては、電力会社との情報交換を随時行うとともに、毎年、畜産農家に対して導入希望調査を実施しており、令和3年度末におきましても6件18戸が導入を希望もしくは検討すると回答しておりますことから、継続して畜産農家や農業関係機関等と、事業導入に向け情報共有を図ってまいります。

また、令和3年1月から、新たに送電線が逼迫した際には、出力制御に応じる条件付きで送電系統へ接続することができる「ノンファーム型接続制度」の適用が開始されましたが、電力会社側の出力制御の頻度が不明なため、売電収入による採算性が見通せないことや、出力制御装置などの整備に係る費用を発電事業者側で負担しなければならないなど、導入に当たり収支の均衡を図ることが極めて困難なため、事業実施に踏み込めないというのが現状であろうと認識しております。

管内的な取組の経過といたしましては、平成30年度に、十勝管内の自治体、農業関係機関及び金融機関等で構成する「十勝バイオガス関連事業推進協議会」が設立され、本町もその一員として、家畜ふん尿を利用したバイオガスプラントに関する調査研究のほか、国や電力会社等に対するFITの継続、補助事業の拡充及び系統連系の優先接続等についての要請活動に取り組んでいるところであります。

しかしながら、平成30年度以降、送電系統への新規接続が認められず、先ほど申し上げましたノンファーム型接続制度では、採算性が見通せないことや出力制御装置などの整備費用を負担しなければならないなどの課題があると認識をいたしております。

次に、「自然環境を守る上でも、エネルギーの自給のためにも必要な事業であり、実現に向けての考えは」についてであります。

町といたしましては、家畜ふん尿を利用したバイオガスプラントは、地球温暖化対策のみならず労働力不足や臭気対策など、家畜ふん尿処理に係る課題を解決する有効な手段と認識しておりますことから、引き続き、十勝バイオガス関連事業推進協議会をはじめ、十勝圏活性化推進期成会や全国町村会等を通じて、国や電力会社等に対し粘り強く要請活動を継続してまいりたいと考えております。

2つ目の「太陽光発電の普及促進のため、個人住宅設置と蓄電池に補助政策を実施してはどうか」についてであります。

地球温暖化対策を進める上で、廃棄物の焼却等により発生する温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、その地域や町に賦存するエネルギーをいかに活用するかが重要であり、本町を含む十勝地方は太陽光エネルギーの賦存量が多いとされております。

本町における、太陽光を活用した住宅屋根等における太陽光発電の賦存量は、環境省から提供されている「再生可能エネルギー情報提供システム」による推計値において、約7万5千メガワットアワーで、この量は、現状の本町における温室効果ガス排出量等を推計した「自治体排出量カルテ」の令和元年度の電気消費量約10万8千メガワットアワーの約7割を賄うことができる量となります。

太陽光発電はその設置場所、条件等により、その全量がエネルギーとして活用できるものではありませんが、そのエネルギーを最大限活用する方策についての検討は必要であると考えております。

このことから、現在、本町における二酸化炭素等排出抑制及び太陽光発電やバイオマス等再生可能エネルギーの活用による、地球温暖化対策を進めるための、（仮称）「幕別町地球温暖化対策実行計画」を策定すべく、国の補助事業を活用し取組を始めたところであり、ご提案がありました太陽光発電施設の個人住宅設置と蓄電池の普及手法も含め、本町の再生可能エネルギー全体について、その活用方策及び支援策等について検討を進めてまいります。

ご質問の3点目「地球温暖化対策計画の温室効果ガス排出の目標達成のために、学習の機会をつくり、計画策定段階から、町民参加で進めるべきでは」についてであります。

前段でも申し上げましたが、現在（仮称）「幕別町地球温暖化対策実行計画」を策定すべく取組を始めたところであり、策定に当たり大学教授や団体、学校関係者、公区長及び公募による町民5人を含めた、15人で組織する「幕別町地球温暖化対策推進委員会」を組織し、その中で様々な意見を伺うとともに、アンケート調査やパブリックコメントを行うなど、町民の意見を十分反映した計画の策定を行ってまいります。

また、地球温暖化対策を確実に進めるためには、行政はもとより町民や事業者の意識の向上を図り、町全体で継続的に活動を推進することが不可欠であります。

このことから、幕別町地球温暖化対策推進委員会における議論をはじめ、計画策定段階から継続的に町民や事業者との意見交換を行い、一人ひとりの町民が温室効果ガス排出削減を自分事として認識してもらうことにより、計画の実効性を確保してまいりたいと考えています。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） それでは、再質問を行います。

カーボンニュートラルの目標の期限が決められておまして、まず46%削減の2030年までは今年度を入れて8年間、さらに50年までには28年間、決して余裕のある期間ではないのではないかと思います。もちろんいろいろな知恵を集めて目標達成に全力を挙げる、達成させるということが行政に与えられている大事な課題だと思います。

環境省は2021年4月6日にカーボンニュートラルに向けた廃棄物分野の脱炭素対策について、「ごみの焼却量を限りなくゼロに近づける」と発表されました。私はこの発表を見て、これまでも幕別町のそのごみ焼却の在り方について、何とか資源化生かせることにならないのかとずっと思っていたものですから、これの提起を受けて、さらに踏み込んだ議論もしながら何とか実現に向けることができたらいいなと思ってまいりました。

幕別町では、「幕別町第2期ごみ処理基本計画」というのが出されまして、この計画そのものは平

成 30 年でありましたけれども、くりりんの使用が 2 年間遅れたということが要因で、今年度 4 月に改訂版が出されました。改訂版の中身を見て、ごみがどれだけ資源化に有効に活用される計画になっているのか、また、ごみを減らしていく努力というのもどんなふうになっているのかということで、委員会でも示していただきましたし、改めて再度読ませていただきました。そうしますと、この計画そのものは削減には向かっているのですけれども、大きく今までの取組が変わっていくということではありませんでした。

例えば搬入のごみの量ですけれども、今後、令和 8 年までの計画なのですが、6.0%の削減を目指しますよということでありました。また、リサイクル率についても、これは同じく令和 8 年度まで 2%ということでありますから、これまでの 37%から 39%にと、2%しか動かないという状況であります。1 つはごみをリサイクルさせる、つまり有効に活用する循環型の資源化にするという考えに立つと、この数字はどうか、あまりにも低過ぎるのではないというのが一つです。

それともう一つは、焼却が多いわけですから、焼却をすることによって今のカーボンニュートラル、二酸化炭素を少しでも減らしましょうということに対しては逆行していくのではないかと、そういう 2 つの疑問があります。まずこのことについて、町長どうお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 計画上はできる限りの手法を講じて減らしていこう、そういう考え方の下で計画策定をしました。ただ、現実的には、画期的な方法がなければ、そう簡単には減らないということも事実でありますので、これから人口も減っていきますので、それぞれ減るにしても、あるいは持ち込むごみに水分量が多ければ、これ水分少なくすることによって重量も減っていくということはありませんけれども、なかなか画期的に減らない。それともう一つは、埋立てのほうにはなりますけれども、例えばプラスチック類については、きちんと洗えばリサイクルに回せるものが、そこを手を抜いてしまっ、どうしても埋立てごみに回してしまうと、燃やせないごみですね。そんなこともありますけれども、本当にできるだけ努力をして計画づくりに取り組んだということは、これは間違いないところでありますけれども、今後、新たな減量に関する手法があれば、それはもう随時取り組んでいかなければならないなと思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 私はやはりここでは、先進の事例に学ぶということが大事なのかなというふうに思います。それで、その焼却、今ありましたように、十勝の全市町村が 1 か所ということで、全部の市町村が全てを持ち込んでいるわけではありませんけれども、しかし焼却をすると。この焼却の計画は計画でやっていただいているのですが、今のそのカーボンニュートラルの 8 年間、それから 28 年間のこのロードマップと、それから焼却施設に持ち込んでいって計画を持って、具体的な詳細分かりませんけれども、同じような時期、例えば 1 つ焼却炉を造ると、これ 30 年スパンで今まで来たのだと思うのですよね。これ 30 年スパンと、そしてゼロカーボンのその 8 年、28 年のスパンがかぶってちょうど同じ時期に行くと。

ですから、できることからやっていくことと、視点としては循環型、自然を大事に、自然を怒らせない、生かすということになるのだと思うのですよね。そうすると、特別な手だてがないからこまで来たという段階から、もう一步踏み込んだやり方、つまり先進地に学ぶということが必要だと思いますが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そのことは全く否定するつもりはありません、いい方法があれば。しかも、多くの町民がかなりの努力をしなければならないというのは、なかなか難しいのでありますけれども、そこは理解を得ながらやれるのであれば、それに取り組んでいくということも必要だろうと思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 当然、先進地となると、ほかの自治体の事例を出すということになるのですけれ

ども、私、実は平成 30 年の 9 月議会で、ごみをゼロを目標にしている富良野市の紹介させていただいたのですよね。改めて、今、富良野市がどうなっているのか、現時点でやってきた取組は失敗なく、あるいはきちんと市民に評価されながら根づいているのかということをはもといてみたのですけれども、やっぱり前進しているのですね。そんなに大きく数字は動いてはいません。あのとき、たしか資源化率が 86% だったのですけれども、今は 89.6% だから 3.6 ポイント上がっているだけです。人口、富良野も減っていますしね、そういうところがあるのですけれども。

注目したのは富良野市の令和 3 年の事業の報告を見ていますと、ここに脱炭素がしっかりと位置づけられているのですよね。やってきている事業は、これまでやってきた培ったものを推進しているのですけれども、きちんと今までは資源化にどれだけなったのか、それがお金に換えたら幾らになったのかというような経済面を優先した形でしたけれども、ここにこの事業によって、一体 CO₂ が幾ら削減されているのかというのをきちんと部門別に出して行って、そしてその効果も検証しているのですね。それで、ちょうどそのことが今年 4 月の富良野の広報誌に紹介されていましたから、それから直接訪問された方の資料も頂いたりして検証したのですけれども、何と、二酸化炭素そのものは、1 年間で 5,470 トン削減されていますということを町民に公表されているのですね。5,470 トンが多いか少ないかということはありませんけれども、町長がたしか示されていた、過去の幕別町の二酸化炭素の量なのですから、たしか 2013 年だけの数字で 21 万 5 千トン。だから、これに照らすと、幕別の人口より、今、富良野少ないですから、単純に比較できませんけれども、3% 以上にはなるのかなというふうに思います。

それで、多分これから進められる削減計画は、その省エネと再エネと両方の数字を出しながら、どの分野でどれだけ削減するのか、どの分野をどう増やすのかというのを積み上げられると思うのですよね。その中にこういった実例があれば、やっぱり組み込んで行って、たとえ 3% であっても 4% であっても、それが自然に対するしっかりとした生きた活用であれば、踏み込むべきではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 富良野市の事例をご紹介していただきましたけれども、いわゆる見える化を図ることによって、市民に対してこれだけ効果があったのだよ、さらにまた頑張りましょうという励みを与えるという、非常に大切なことだと思いますので、そこは今後も本町における取組については、見える化をどんどん図って行って、やった感というか、達成感を認識してもらうことは非常に大切なことだと思います。

それと今の 5,470 トンなのですが、難しいのは実は先ほど 24.1 万トンと言いました。直近で言うとも 2019 年が 22.9 万トンなわけなのでありますけれども、若干減っています。若干減っていますというのは、これは環境省が算出しているもので、実際減ったかどうか分かりません。それは今まさに調査の中で幾らになるかということを出してくる、積算をしていくつもりでありますけれども、そういう中で、恐らく家庭から出るごみが主に対象になっているのだろうなと思っています、今の削減というのは。そうすると、大体 6 分の 1 程度だと思うのです。5 分の 1 から 6 分の 1 程度が家庭部門から出ているのかなと思われるので、当然そこもしっかりやっていきながら、では産業部門もかなり出ている。6 万トン 7 万トンぐらいは出ているというふうに思いますので、そういうところでも協力を得る。これもやっぱり見える化によって、これだけ皆さん方に協力してできましたよということも含めて、やはり全町的に一人ひとりの町民が全事業所が協力し合って、達成感を感じられるような形で進めていかなければならないなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 家庭が中心の資料であります。これはもう一つこの事業の参考になるところは、町民の合意を得ながら、細分化 14 種類の分別ですから、簡単に理解が得られなかったら、協力ももらえないという中身でありますから、ものすごくそこは丁寧に住民参加を勝ち取りながら、みんなで資源にしていこうということを合い言葉に、燃やさない、埋めないというのを合い言葉にやってきて

いるのですよね。私はやっぱり、この一番後ろの質問にもなりますけれども、脱炭素社会をつくっていく上では、先ほどの議員の質問にもありましたけれども、やっぱり住民がどれだけここに関心を持ち、私のこととして、また企業は自分の事業所のこととして、どれだけ参画できるかということも、成功の決め手の一つなのだと思うのですよね。ですから、そういう点では見える化した上で、それをではどうするのかということ、やはり今、出前講座もやっていますけれども、もっともっと住民を巻き込んだ形でやっていかなかったらならないだろうと。ごみアプリの活用などはもうどこでもどんどん進んでいますけれども、ここも地域単位に、地域行政の在り方というのもこれまた難題抱えていて、なかなか苦しいところはあるのですけれども、そういった地域に根ざしたグループの力も借りながら、徹底した分別と徹底した資源化にいくのですよね。

だから、この辺も本当に、これだけではなくていろんなところの取組があると思いますので、何とか十勝中のごみを燃やして1か所に集めて、ガソリンもたいて走って行っていったら、もうどんどん二酸化炭素増えていくばかりでないかと、はらはらするのですよね。もう最近、国道走るとパッカー車によくたくさん会います。以前よりもずっと会う。それはやっぱり全十勝がそこに集中して、幕別のももちろん持って行っているからで。だから、一つ一つの町がどう減らしていくかということになると思います。

富良野のお話ししましたが、十勝では鹿追町がバイオガスプラントに家庭のごみも一緒に持ち込んで生ごみを処理している。これ前に全部入れるのが難しいのだと。例えば貝の殻だとか卵の殻だとか、いろいろ難しいのだということもありましたけれども、今お聞きすると一切そういうのを心配なく全部組み込んで堆肥化できるという技術が、どんどん進んできているのですね。そういうことも伺いました。先日、新聞に載りました中札内のごみ処理施設も、これ新築されるのですものね。ですから、今まであった施設を、老朽化したから造り替えるのですけれども、これは微生物を生かして、そして分解させていく、燃やさない。CO₂は完全にないかどうかは言い切れませんが、微生物で直していく、こういうことも紹介されています。更別村も独自の手法でやっています。

だから、全部が全部我が町のごみを運んでいるということではなかったということが分かりまして、近い幕別ではありますけれども、大いにこれは参考にすべきだというふうに思います。見える化で、まずは取り組まれるということでもありますから、ぜひ今まで何十年も燃やしてきたわけですから、そこは思い切って切り替えるというぐらいの姿勢を持たないと、町長いかなと思うのですけれども、その姿勢、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、言うは易く行うは難しの典型であると思っていて、言ってもそう簡単にこれは実現は難しいわけで、覚悟をしなければならないことは間違いないです。そもそも2030年度にマイナス46%、もうほとんど不可能だなと、私の感覚上はですね。というのは、それ削減ですから、まだ2050年のゼロカーボンのほうが私はたやすいなと思った。というのは、吸収を含めてのプラマイゼロのほうが北海道、これは個々の町村が取り組むというより、私はせめて北海道は島国ですから、北海道で取り組む、そういう広域的な取組をしなければならないというふうに思っています。

そうした場合に、北海道は、道の面積の7割が森林でありますから、これは吸収量がおのずと大きいし、十勝管内でも95%が森林だという町もありまして、それはもちろん削減はしなければならないのですけれども、プラマイとなって考えたときには、はるかにマイナスというところがあると思いますので、私はまずは北海道の中での取組が一番ふさわしいと思いますけれども、ただ、我が町としてはしっかりと削減できることは削減した上で、あとは吸収量を隣の池田町からいただくとか、そういうことをしながら2050年のゼロに向かっていくという形を取らないと、可住地面積が大きくて、森林が少ないところは全くもう無理でありまして、我が町も実はそうなのですね。477平方キロのうちの147平方キロが森林ということで35%ぐらいしかないわけで、非常に苦しいなというふうに思っているわけでありまして。こんな嘆いてもしょうがないので、そういう実態をしっかりと認識しながら削減に

努めていくということは、はっきり申し上げたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） この省エネですね。二酸化炭素出さない、排出しないと。やっぱりそれは町民、事業者にとって、我慢だったり重荷だったりしたのでは駄目だと思うのですよ。このことによって新しい事業が展開されるとか、新しい暮らしにつながるとか、そういうポジティブに進めていくとか、そういうふうになっていかなかったら成功はできないのだと思うのですよね。そこにはやっぱりこのごみ、されど宝物だよというように変わっていくその働きかけというのは、やっぱり行政のリーダーシップだと私は思うのですよね。そこは、同じ繰り返しになると思いますから、この質問はここで終わりますけれども、やっぱりそういうきっかけづくりも含めて、見える化に期待したいと思いますが、燃やさないという決意を住民みんなができるぐらいのリーダーシップを、ぜひ町長に取っていただきたい、このように、難しいと言われましたけれども、私も頑張ります。ぜひ、そういうのを立てていただきたいと。もう一回聞くかな。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これですね、何回言われても、そうそう気持ちが変わるものではありません。精いっぱい努力したいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 次、2 点目の質問に入ります。

バイオガスプラントの質問になります。再生エネルギーの普及について、ずっと歯がゆい思いをしてまいりました。それは町の取組が、今お示しいただいたように動いていたということ、ここでまた再確認をさせていただきながらなのですが、十勝全部で今 44 基動いているということですが、我が町には 1 基もありません。そういう点では、この取組としては遅れていると言わざるを得ないと思います。様々な何というのですか、タイミングというのもありましてね、価格が下がったときだとか、送電でいっぱいになってしまったときに立ち上げようとしていたとか、いろいろあります。あるけれども、しかし今年もまた新しバイオガスプラントが動き出している町もあるわけですから、そこもやはりもう少し力を入れていただきたいなというふうに思います。

まず幕別町の再度アンケート調査をされて希望者がいましたよというお答えがありました。これ、札内でもありますが、忠類の地域からよく要望出されるのですけれども、地域的には固まっていますか。事業を進める上では、ばらついていたらなかなかできないということもありますから、現状どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（高橋修二） 申込みの希望がある 6 件 18 戸の内訳でございますけれども、これにつきましては、幕別地区が 3 件 3 戸でございます。これについては、個別型で希望されているということでございます。それと忠類地区につきましては 1 件 1 戸の方が個別の希望、また残りの 2 件 14 戸、これが集中型、共同利用の形で希望されているということで、合計 6 件 18 戸となっております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 今後もこれだけ要望が高いわけですから、継続的な協議を行っていただきまして、チャンスを逃さないでつくり出すということかなと思います。

もう一つは、十勝圏でのそのバイオガスプラントの事業ということになっていくのですけれども、これ平成 25 年に政府の機関 7 省の指定を受けて、十勝圏全体の事業として取組が提示されましたよね。その後、平成 30 年に農水省の指定のみということになって進んできているのですけれども、この十勝圏での動き、若干先ほど 1 回目の質問でお答えはあったのですけれども、私はこういう十勝のエリアを考えると、この帯広を拠点に中心部があって、全部の町がドーナツ型にあるということを考えれば、地理的にもこの十勝圏で動かしていくメリットは大きいのではないかと思います。

それで、今現在での到達ですね。ほとんど報道もありませんので、事業に向けて何か止まっているように見えるのですけれども、実際はどうなのでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 個々の町村の実態については把握し切れませんので分かりませんが、総じて言うと、やはりノンファーム型の制度に移行したということから非常にハードルが高くなった。というのは、安定して売電ができないということです。一定量を超えると、それは売れないということになりますから、それともう一つは設備にもお金がかかる、その負担もしなければならなかったら、これは採算性の問題で踏み切れないというのが実態であろうと思っていて、現にうちの町もそういう実態にあるわけです。ただ、2日ぐらい前ですかね、大樹の農業法人が完成をしたと。ノンファームについては2年後から稼働します、2年後からノンファームの申請をしていくということでもありますけれども、そういったところもあるかもしれません。それはもう個々の事情によって違います。やはり観光地として臭気対策をまず考えなければならぬと。それと、何戸か10戸ぐらい集まっているからやりやすいとか、いろんな条件があった中で、今まで実現をしている。陸別なども農協が音頭を取ってやられたということを知っていますけれども、そういう立地性といいますか、取り組みやすさというのもそれぞれ違いますので、我が町で考えたときには、やはりなかなか難しいのかな。やはりFITを活用しなければ、事業は前に進めないのかなと、そんな感触を持っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） それぞれ酪農家、事業経営を成り立たせながらのプラントということになりますから、経済面も大いにきちんと採算の見通しも持ちながらやらなければならないというところは理解をいたします。ただ、この十勝圏の事業認定されて、構想が出されたときのアピールといいますか、その文章を見ましたら、非常に十勝だけでもこれで260億円もの経済効果があつて、付加価値もその半分130億円あつて、2,000人以上の雇用にもつながるといような、新しいその産業につなげていけるよということも示されていました。だから、確かにその売電の関係で収入は少ないということがあつても、雇用だとかそういうふうを考えていけば、マイナス面だけではないのではないかなという思いはあります。お答えいただいた希望されている町内酪農家の方たち、特に忠類の先ほど教えていただきました件数ですね。ここのところなどは、事業としては取組、形としてはつくり上げやすいのではないかなと思ひまして、早い事業の完成を期待したいと思ひます。

さて、2つ目の太陽光、それから蓄電池等についての補助をしてはどうかということでもあります。過去には太陽光の道も含めて支援がありまして、家庭の設置が進んできた時期がありました。今はほとんどそれぞれ空いている土地に企業のパネルが設置されて大型でやっているというのがほとんどですけれども、これもまた電力会社の子会社であつたり、ほとんど地域の経済に対する環流がないという側面もあります。

それで、なぜ家庭に住宅につけることを提案するかといいますと、これ帯広の事例で研究された資料を見たのですけれども、大体2軒に1戸、これなかなか簡単なことではないのですけれども、設置されることによって自給していくという視点からいって、有効なのだということでもあります。したがって、大きな取組を描くことも否定はしませんが、個々の人たちにそのエネルギーを自給、自分で作って使うということも含めてやるのが、これからの事業として大事ではないかと思ひました。

それで価格は、今調べてみましたら、太陽光は100万円から200万円で、国の平均値を見ましたら百二、三十万円となっているのですけれども、でもそれも枚数によって全然違いますし、また蓄電池の方は、これリチウムイオンの蓄電池でも90万円から150万円というような5キロから7キロです。もう少し値段の安いものもあれば高いものもあるという中、新築するときそれぞれ新築計画を持ってお金を作って建てるのですけれども、これを一緒にセットするというふうになると、やっぱり応援があると進みやすいだろうなというふうに思ひます。これも帯広も今年の3月までやっていたのですけれども、その後、継続になったのかちょっと確認できないのですけれども、市町村によっても随分違っているのですよね、応援の仕方がね。こういうことをゼロカーボン目指していく上で有効なのだということを、位置づけて支援をするという形がいいのではないかなと思うのです。

が、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは先ほど、一番初めの答弁でも申し上げましたように、賦存量が7万5千メガワットアワーで、それが町内の電気消費量10万8千メガワットアワーの7割を賄うことができる。これ机上の計算でありますけれども、しかもフルに使ってということでもありますけれども、そういうふう to こういう数字が出ますと、非常に地産地消の上では、有効な手段であるというふう to 思わざるを得ないわけでありまして、ですからこういったことも、今後、地産地消というか、自分のところで発電をしていくと、そのことによってCO₂の排出を削減していくということからすれば、有効な手段であることは、これ間違いないわけであります。

ただ、私一番危惧するのは、国策としてのエネルギー対策がどうしていくのだというところが一番気になるわけでありまして、まず、原子力の問題があります。これCO₂は出ませんが、安全性という点でどうやっていくのだということが一つありまして、これはあまり触れませんが、火発ですね、火力発電所は国はやめると、廃止すると言っていないのですね。北電は、今、建設中のところもありますから、石狩湾に。この火発をまだ造る、建設中のところも含めてやめると一切言っていないわけで、ではどこに電源、電力源を求めるのだとなったら、今もう足りているのですね、はっきり言ってね、足りているのですよ。これ原発稼働すれば余るのですよ。

だから、そこはエネルギーをどうやって調節していくのだというところが決まらないと、幾ら家庭で発電をしたとしても、今のところは10キロワット未満については、何の許可も要りませんけれども、これが本当に全国の世帯の半分にもなったら、それこそかなり余ってしまう状況になると思いますので、そういったことも全体的なエネルギーがどうなっていくのだと、エネルギー対策がどうやっていくのだということも踏まえた中で、今まさに地球温暖化対策実行計画を今つくろうとしているわけでありまして、ここで現状分析をした上で、どこでどういうふうな削減をしていく、さらにはその次のステップとして、どこで再生可能エネルギーを取り込んでいくのだ、そのための方策、支援策としてどうなのだ、どうしたらいいのだということも含めて、今すぐはこれ申し上げられませんが、あと2年ぐらいたてば方向が見えてくるのではないかと思います。その際の施策の一つとしては、私は候補として上げていいのかなと思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） はい、そうだと思います。今回のコロナ禍の下、それから予期せぬ戦争が起きたこと、そうすると食料とエネルギーが輸入に頼っていたり、自給できないというところ、電気はちょっと別ですけども、というところは本当に生活そのものが成り立たない、事業も成り立たないという、改めて自国で食べ物も作る、エネルギーも作る、そして、環境も守るというようなそういったことが大事で、これはやっぱり町長言われるように国の仕事だと思うのですよね。そういうふう to 押さえながら、我が町でできること何だということの議論でここまで来たのですけれどもね。私もそのエネルギーについては、今までCO₂の排出、火力発電所がもう一番、断トツ多いわけですから、ここは変わっていかなければならない。ですから、個々の家につけていくことは有効だと思っています、その調整ができれば。しかし、まだできていない段階での心配があるということは、おっしゃられるとおりだと思います。

いずれにしても、そういうことも含めて、この計画は、今どこまで来ているかということもまずお伺いしたいのですが、町民、事業所みんなが関わってやっていくことだと、何回も同じことを言ってしまうけれども、今度3番の質問ですけども、そういうことになってきます。

そうしますと、これまでのいろんな計画は、どちらかという to 町が原案をつくって、何人か公募したり専門家に入ってもらったりしてつくり上げて、さあ、どうですかと。そして、パブコメに出しましたと。返事が幾つか来たり、全くなかったりというようなことで、でも出来上がりましたというような、残念ながらそういう流れ多かったと思うのです。それは何か心が入らないというか、魂が入らないというか、やっぱりやり上げようという気持ちにならないではないですか。この問題については、

ぜひそういうことを避けて、何とか町民の人たち、一緒に作り上げるという手法をつくっていただきたい。今もう既に公募も終わって出発しています。どういう段階にあるのでしょうか。そして、考え方も聞きます。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） 今ご質問の件でございますが、まず第1回目、スケジュールで申し上げますと、第1回目の会議は、今、9月21日を予定しております、そこからようやくスタートという形になっていく予定でございます。今ご指摘にありましたように、この計画は町長も申し上げているとおり、行政だけで進んでいくことができるものではないとは重々承知しております。いかに住民の意識の向上を図りながら進めていくかというのが、重要だと考えておりますことから、この協議会においては、コンサルも入って専門的な知識も得ながら進めてまいりますけれども、いろんな視察なんかも含めたりだとか、住民との意見交換をする場を設けたりとかというようなこともやりながら、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 住民のこの学ぶ機会が欲しいのですよね。もちろん具体的に提案されたことに対して交換し合うというのもすごい大事だと思うのですが、今のこの多くの住民の皆さんが、異常気象だとか、国外ですけれども、山林がもう住宅地まで押し寄せて燃えてしまうだとか、いろんな地球が、島が沈みかけるとかあるのですけれども、そういうことは分かっていたにしても、では一体何をどうしてこれを2030年までにやれば達成するのかとかね、そういうようなことというのは、やはり学ぶ機会がないとなかなか認識を持つというふうにはなりづらいと思うのです。そういう機会をつくっていただきたい、それが一つの町民参加だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 地球温暖化対策推進委員会、今月発足をしますけれども、ここはあくまでも今の現状はどうなっているか、そしてそれを踏まえた中で、どういった取組をしていけばいいのだという計画をつくる、策定の核となるところになるかと思います。ただ、それは策定の核となる推進力を持ってやってもらうのですが、その中に例えば地域ごとにこの輪を広げて議論してもらう場、説明する場を設けたり、あるいは子どもたちも、将来を2050年という、今の子どもが大人になる時期ですから、これは子どもたちにも参加してもらって意見をもらうとか、要は今まではどんなふうになるのだよというところの危機感をまず共有した中で、ではどうすることがいいのだろうねということ、一人ひとりが考えるような場づくりをしなければならないというふうに思います。

ですから、これ今具体的にはどうかというのは、今の段階ではちょっとなかなか申し上げられないのですが、一人ひとりの町民がより多くの町民が関わり合えるような、そういった策定をしていかなければならないと思っています。具体的には方法についてはこれから、この委員会の委員の皆さんの意見も聞きながら、議論の輪を町全体に広げていく、そんな感じで策定を進めていきたいと思っています。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） はい、分かりました。

脱炭素の社会というのは、やはり今大きな社会経済システムを変革するという、こういう壮大な事業だと思うのですよね。ですから、そこにこの幕別町は幕別町を基軸として作り上げていくということになると思います。大きなそのシステムを変えていこうとするときには、町としても大改革が必要だと。それはそういった会議の持ち方もちろんそうですけれども、先ほどのようないわゆる計画の流れなどについても、やっぱりマンネリ化していけば、新しい知恵生まれてきませんので、そこも改革していくと、意識改革もするというようなことを、ぜひこの機会に組み入れていただいて、一歩でも前進できるように頑張っていただきたい。終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、14時45分まで休憩いたします。

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○12 番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1 番「特定妊婦」へ向けた対策・支援について。

北海道内には、予期せぬ妊娠や経済苦で育児が困難となるおそれがあり、出産前から支援が必要と市町村が認定した「特定妊婦」が、2021 年度で 931 人いることが新聞報道で明らかにされました。また 2019 年度の 297 人から 3 倍以上に増加していることも明らかにされました。

「特定妊婦」は児童虐待を防ぐため、2009 年施行の改正児童福祉法で支援対象と明記されました。市町村が妊娠届の提出時や妊婦健診、医療機関からの情報で把握に努め、年齢の若さや経済苦など厚生労働省の指標に照らし「特定妊婦」を認定することとされています。市町村が認定し、「要保護児童対策地域協議会」に登録されると、保健師らの家庭訪問の対象となるとされています。

ついては、以下の点について伺います。

（１）「特定妊婦」の認定については「認定の判断が地域で異なっている可能性がある」との指摘がされています。幕別町の「特定妊婦」の認定基準はどのようになっているのでしょうか。また、これまでの「特定妊婦」の認定件数はどのくらいあるのでしょうか。

（２）幕別町における「特定妊婦」の支援の在り方は。また「幕別町要保護児童対策地域協議会」の開催頻度や「特定妊婦」に係る協議の在り方は、どのようになっているのでしょうか。

2 つ目です。

「幕別町高齢者保健福祉ビジョン」の推進状況について。

幕別町は老人福祉法、介護保険法に基づいて、その両方を一体化させ、2021 年度を始期とし、2023 年度までの 3 か年計画である「幕別町高齢者保健福祉ビジョン 2021」を策定しました。同ビジョンは基本理念を「高齢者が健康で生きがいを持って生活し、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしく、尊厳が失われることなく、安心して生活できることを精神とする」とし、「地域包括ケアシステム」を深化・推進するために、基本目標を設定したとされた計画であります。

2020 年 1 月末からの新型コロナウイルス感染症の第 1 波から現在の第 7 波までの期間、様々な感染症予防対策や行動制限がされてきました。そして、今後も新型コロナウイルス感染症の終焉は見通せない状況です。

また、2021 年 8 月からは、高額介護・高額介護予防サービス費や補足給付の改正により、町民の一部には大幅な負担増となったケースがありました。同ビジョンの策定に当たっては、これらのことの想定は十分できるものではなかったと推察されます。

ついては、以下の点について伺います。

（１）新型コロナウイルス感染症や利用者負担増が、介護保険サービス事業所の経営・運営にどのような影響があったでしょうか。

（２）同様の理由で介護保険サービス利用者がサービス利用を控えるケースは。また、利用控えによってサービス利用者の ADL が下がってしまうようなケースがなかったでしょうか。

（３）「同ビジョン」が開始され約 1 年半が過ぎました。「同ビジョン」の到達点はどのようになっているのでしょうか。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「特定妊婦へ向けた対策・支援について」であります。

平成 20 年公布、翌年 4 月 1 日施行の「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、要保護児童対策地域協議会における協議の対象が、養育支援が特に必要である子どもやその保護者、妊婦に拡大され、妊婦については「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」を特定妊婦として拡大の対象としたところであります。

また、平成 28 年には、同年 10 月 1 日施行の「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、医師、保健師、看護師、児童福祉施設の職員や妊産婦の医療等に関連する職務に従事する者などは、特定妊婦と思われる者を把握したときには、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するように努めなければならないとする、いわゆる努力義務規定が設けられたところであります。

ご質問の 1 点目、「特定妊婦の認定基準は、また、これまでの特定妊婦の認定件数は」についてであります。

特定妊婦の認定につきましては、厚生労働省が策定した「養育支援訪問事業ガイドライン」及び平成 28 年 12 月 16 日付け厚生労働省通知別表のチェックシート「支援が必要と認められる妊婦の様子や状況例」に基づき、特定妊婦に該当するかどうかの判断を行うよう国から示されております。

このことから本町では、母子健康手帳交付の際、当該妊婦についてガイドラインの「支援の必要性を判断するための一定の指標」に示された「若年妊娠」「経済的問題を抱える妊婦」「妊婦健康診査未受診の妊婦」「多胎」などの 8 つの項目及びチェックシートに示された「妊婦等の年齢」「妊婦の心身の状態」「虐待歴」「社会・経済的背景」など 36 の項目を確認し、特定妊婦の判断を行っております。

このほか、養育支援が必要な家庭の情報を早期に把握し適切な子育て支援を行うことを目的に、医療機関から、本人に同意を得た上で「親子支援システム」を通じて、既に虐待などの事案で問題を抱えている母親の妊娠、精神的な疾患を抱える母親の妊娠、その他、支援が必要と考えられる妊婦の情報提供があった場合も、特定妊婦として支援を行っているところであります。

本町における特定妊婦の人数は、直近 3 か年で申し上げますと、令和元年度が出生数 139 人のうち特定妊婦が 8 人、2 年度が 162 人のうち 9 人、3 年度が 135 人のうち 5 人となっております。

ご質問の 2 点目、「特定妊婦の支援の在り方は、また幕別町要保護児童対策地域協議会の開催頻度や特定妊婦に係る協議の在り方は」についてであります。

要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法第 25 条の 2 において、要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童に関連する関係者により構成される組織であり、特定妊婦を含む虐待を受けた児童などの要保護児童等に関する支援の在り方や、情報交換を目的として地方公共団体は設置に努めなければならないとされております。

幕別町要保護児童対策地域協議会における特定妊婦に関する協議は、母子健康手帳交付時や妊婦訪問などのほか、医療機関等を通じて、特定妊婦として支援が必要と思われる妊婦の情報提供があった場合には、その都度、こども課及び保健課の担当者から成る要保護児童対策調整機関において、児童相談所や警察などの他機関と情報共有の必要性や、支援方法の検討を行っているところであります。

本町においては、情報のあった妊婦につきましては、原則、特定妊婦として支援が必要であると判断し、保健師の訪問記録や親子支援システムによる医療機関からの情報を活用して、必要な支援を早期に行えるよう、体制を整えております。

なお、要保護児童対策調整機関において、他機関との情報共有や支援が必要と判断した場合には、ケース検討会を開催し、支援等についての協議をすることとなりますが、近年において特定妊婦に関するケース検討会の開催に至ったケースはありません。

次に、「幕別町高齢者保健福祉ビジョンの推進状況について」であります。

本町では、令和 3 年 3 月に、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条の規定に基づき、市町村老人福祉計画と市町村介護保険事業計画が一体となった幕別町高齢者保健福祉ビジョン 2021 を策定し、介護が必要となった後も、変わらず、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「新型コロナウイルス感染症や利用者負担増が、介護保険サービス事業所の経営・運営にどのような影響があったか」と、ご質問の2点目、「同様の理由で介護保険サービス利用者がサービス利用を控えるケースは、また利用控えによってサービス利用者のADLが下がってしまうようなケースがなかったか」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

はじめに、利用者の負担増による影響ではありますが、令和3年の「介護保険法施行令」の一部改正により、同年8月から、介護保険施設等における食費の負担限度額の利用者負担段階及び高額介護サービス費の上限額が見直されたところではありますが、この法改正により本町において負担増となる利用者等は、食費の負担限度額については309人、高額介護サービス費の上限額については21世帯となっております。

このうち、食費の負担については、ショートステイを含む施設入所者に係るものとなりますが、町内の事業所においては負担増による施設退所の事例はなく、ショートステイについても、介護者が何らかの理由により、一時的に介護することが困難な場合等に必要に迫られて利用するものであり、利用を控えるといったケースはほとんどないと伺っておりますことから、利用者の負担増に伴う利用控えや介護保険サービス事業所の経営・運営への影響はないものと認識いたしております。

また、高額介護サービス費についても、見直しの影響があった世帯のうち、実際に高額介護サービス費の適用を受けている世帯は1世帯のみで、施設入所者でありますことから、利用控えといった影響はありません。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響ではありますが、実際に利用者と接しケアプランを作成するケアマネージャーや訪問調査を行う調査員への聞き取りの範囲内になりますが、感染症への不安などから、介護サービスの利用を控えたといった方が僅かではありますがいるものの、ADLの低下に至ったケースはないとのことであります。

しかしながら、サービスを提供する事業所が、新型コロナウイルス感染症の影響により休所や事業を中止せざるを得ず、収入が減少してしまうことは、経営や運営に少なからず影響があるものと考えるところではありますが、現在までにサービス事業者からの具体的な相談等は伺っておりません。

ご質問の3点目「同ビジョンが開始され約1年半が過ぎたが、到達点は」についてであります。

「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2021」は、令和3年度から5年度までを計画期間とし、その期間中における高齢者等並びに要介護及び要支援認定者の推計のほか、「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくために、介護保険を補完する事業や介護予防、重度化防止等の取組及び目標、さらには各年度ごとにおける種類ごとの介護サービスに係る利用量の推計及びその推計に基づく保険料額等を設定しております。

また、本計画は、幕別町介護保険運営等協議会において、進捗状況や介護サービスの状況等を定期的に把握、評価等をし、次期計画に向けた調査、審議を行っているところであります。

現在、計画が始まってから約1年半が経過しようとしておりますが、この間の推計に対する実績、いわゆる執行率の比較としましては、令和3年度で比較しますと、訪問介護や通所介護など居宅介護サービスでは、給付費推計が8億1,556万9千円に対し、給付実績は7億5,511万5千円で執行率92.6%、認知症対応型共同生活介護など地域密着型介護サービスでは、8億375万6千円に対し、7億5,016万6千円で執行率は93.3%となっております。

また、通所リハビリなど介護予防サービスでは、6,793万7千円に対し、6,385万5千円で執行率は94.0%、介護老人福祉施設や介護老人保健施設など施設介護サービスでは、7億542万2千円に対し、6億8,205万円で執行率は96.7%などとなっており、給付費全体としましては、25億7,043万8千円に対し、24億1,696万2千円で執行率は94.0%となっており、コロナ禍にあって例年の執行率と比較しましても、おおむね推計どおりの執行となっているものであります。

なお、現状等から推測し、今後もほぼ計画どおりに推移していくものと捉えているところでありますが、本計画は来年度が最終年度となりますことから、来年度、次期計画に向けた見直しの際には、今後も含め執行状況等の把握、分析を行うとともに、社会情勢や本町における高齢者等を取り巻く環

境等を十分に踏まえた上で、計画策定を進めてまいります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

特定妊婦、それから介護保険計画のビジョン 2021 についての質問をそれぞれさせていただきました。どちらも丁寧な答弁があったものと、理解はさせていただいているところであります。

あまり再質問といっても、そういう答弁だったら必要がないかなとも思うのだけれども、やはりここは幾つかさせていただかないと立場もない。しっかりとやらせていただきたいと思います。

1 つ目、特定妊婦であります。この特定妊婦については、最近、新聞報道でもあって、また改めてクローズアップされてきました。2019 年、3 年前の札幌で起きた池田詩梨ちゃん事件というのは、本当に幼い子どもが両親の虐待によって衰弱死してしまうという、本当に凄惨な事件で、ニュースを見るのも胸が苦しくなつてつらいのだと、そういう印象を持って私も見ていた者の一人であります。判決が出たり、それからまた様々な形で、生まれた子どもがロッカーで生き死にしていたとか、トイレでだとか、そういうようなことなどが最近もある中では、この特定妊婦という言葉が改めてクローズアップされている。そういうことの中で、幕別町という実態があるのかなということは知りたいところであります。

幕別町の事例としては、これはご本人に事例として紹介していいかということの話をした上で、匿名でならということと許可を得ての話をこれからしますけれどもね。今 6 歳になる女の子のお母さん、中学校時代に妊娠をしてしまって、もう 23 週を過ぎた形で卒業式を迎えて、だけど親には誰にもそのことは相談できずに卒業して、高校の入学式を迎えると。その直後に切迫流産でもって入院して、そのまま出産まで入院するのだけれども、そこで初めて親にも周りにも、白状ということなのでしょうが、どういう現状にあるかということを書いて、そこで医療につながったという事例がありました。そんなこともあったりしたものですから、私としては本当に、繰り返しになりますけれども、幕別町の実態、どうなのかということは知りたい中身でありました。あとでこの方の事例についてのことで、ちょっとだけ触れさせていただきたいと思います。

それで、この特定妊婦、どれぐらいいたのかということ、人数のことでは、過去 3 年のことでもって人数を教えてくださいましたけれども、認定する自治体でもって基準が違うということは、なかなか横に比較ができないのかなと思います。幕別町は、どういう形で認定するかということについては、ご答弁の中にありました。8 項目及び 36 項目を確認して、特定妊婦の判断を行うとあるのですけれども、この認定の仕方というのは、どうなのでしょう。厚生労働省が曖昧な形であることが、こういうことになってしまう理由なのですから、この認定の基準というのは、幕別町の場合、普通なのでしょう。特に厳しいとか、認定につながりやすいのだというようなことはあるのでしょうか、まずはここからお尋ねします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 町長から先ほど国が示した 8 つの基準と、それから国の通知による 36 のチェック項目に基づき判断をしていると答弁いたしました。例えば若年妊娠が未成年であるとか、シングルマザーがひとり親のお母さんである、こういったはっきりしたものであれば別なのですから、それ以外は数字や状態、文書などに明記するのが非常に難しいものと考えております。本町としましては、保健師、こども課の職員、そういった携わっている職員が、先ほどの 36 のチェック項目、細かいこと一つでも気になることがあれば、特定妊婦ではあるかないかではなくて、支援の対象として把握しながら、漏れることのないように対応しておりますので、どちらかと広く対応していると考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 広く対応しているということでありました。では、先ほどの特定妊婦が、例えば令和元年度は 8 人と限定した数字で言ってくれますけれども、これはどういうふうに理解したらいい

でしょう。特定妊婦と認定した人が8人いるという読みになるのだけれども、広く考えて支援しなければ駄目な人が8人ということだったら、これはまたこの数字の意味が変わってくる。その辺ちょっとはつきりさせてもらっていいですか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 特定妊婦としてうちが判断した、幕別町が判断した件数については8件でございます。ただ、気になることがある妊婦というのは、特定妊婦でなかったとしても、広く支援の対象としているということのお答えでございました。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 数字のほうは分かりました。広く支援の対象にしているというものの考え方、やり方については、評価させていただきたいなというふうに思います。

それで、幕別町の特定妊婦の数なのですけれども、さきの新聞報道なんかでありました。3年間で3倍にもなっているということの中では、8割が札幌に集中しているのだということも書かれていました。人口の多いところがそういうことになりやすいのかなということが推察されます。

それで見ますと、出生数と特定妊婦のことの数字がそれぞれ出されています。令和元年度で言うと、出生数139人のうち、特定妊婦が8人となりますと、これは5.7%が特定妊婦だったということになるわけです。令和2年度が162人のうち9人ということであれば、5.6%。令和3年度が135人のうち5人ということであれば、3.7%が特定妊婦だと。100人いたら3人から6人ぐらいの間に、特定妊婦がいるのだということになります。実は、札幌市、2019年度、詩梨ちゃん事件の前は大した数上がってきていないのです。その事件があってから、数字が増えるのですけれども、ちゃんとした調査に移ったのではないかなというふうに推察するのですけれども、札幌市は令和2年度1万2,333人が出生していて、869人が特定妊婦なのです、7%。令和3年度で言うと、1万2,100人ちょうどが出生していて、726人ですから6.0%。そうしますと、幕別町がこの間、5.6%と3.7%ですから、そんなに大きく違わない。ほかの自治体に比べたら多いのではないのかなということが推測される、数字としては出てくるのです。幕別町に特定妊婦が認定されやすいというのは、対象となる人が多い、そういうことがあるのではないかなということも予想されるのですけれども、この件についてはどうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 私どもで判定の材料として使っております、8つの項目、この中には先ほど来申し上げている若年妊娠ですとか、飛び込み出産ですとか、非常に命に関わるような問題がある特定妊婦というものもいらっしゃいますけれども、先ほど来言いましたように、例えば心身の不調ですとか、お母様が精神科に通われている、もともと経済的に困窮している世帯とか、そういった特定妊婦が約半数を占めておりますので、特別命に危険があるですとか、至急対策が必要だという特定妊婦が多いということでは考えておりません。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 保健課長の見解は確かに耳に入りました。分かりましたけれども、今日は一般質問、さきに出産に関わってや性教育に関わってのことなどが出されているところでもあります。その辺のところ、どうなのかなということで、なかなか分かりづらいところがあります。これからも幕別町を取り巻く妊娠可能な女性たちの環境ということでは、よく検討していただきたいな、アンテナを立てていただきたいなというふうに思います。

それで特定妊婦、本当に命に関わる問題であると。赤ちゃん1人死なせてしまう、場合によっては、その兄弟やお母さん自体も死なせてしまう、そういう本当に命に関わる大事な問題で、本当にしっかりとしなければならないところなのだと思います。これ全国では8千人になっていて、北海道では令和3年度で931人なのですけれども、全国では8千人いると。だけど、特定妊婦として引っかかりにくい、先ほどの支援が必要だということでは、その10倍はいるだろうというふうに言われていることも、最近のドキュメンタリー番組といえいいのでしょうか、報道番組の中で紹介されていた、こ

のこともお話しさせていただいて、支援の必要な人ということでも、広くアンテナを立てていただきたいなということも言いたいと思います。

それで、幕別町の施策については、ご紹介をいただきました。私の印象としては、幕別町が妊婦さんを認知してからのところの施策については、頑張っているのではないのかな、しっかりやってくれているのではないのかなと印象を持ちました。認知してからというのは、要は病院につながっていて、女性の方が出生届の手続、母子手帳をもらいに來る、そういうところからの8項目、36項目というチェックに入っていく、そういうところでは、入りやすいのかなと思いました。

先ほども申し上げたケースのように、誰にも相談できない、お金もないから病院にも行けない、そういうようなことの中では、病院につながらないで、もう出産をしなければならない月数になってしまふというようなケースがある。そういった女性に対する認知の在り方ということでは、どうなのかなと思っているところです。どうでしょうか、そういったことではリサーチする、見つけ出す、そういう方法は町のほうでは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） おっしゃられるように、若年妊娠のケース等であり得ると思うのですが、特に妊娠したことを若年であるがゆえに、本人も知らないケースですとか、周りに知らせないで母子健康手帳も受けず、産科の医療機関も受診されないというケースは、確かに飛び込み出産があつて初めて、うちが情報を捕捉するというケースもあつたかと思います。保健師が訪問やその他周り、地域の情報等を共有しながら、できるだけ早く把握して、そういったケースについて対応できるように体制を整えていております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 今のはなかなかちょっと難しい質問をしてしまったなと思っています。地域からの情報、あの方はちょっとまだ学生なのに、何か最近ちょっとおなかだとか、しぐさだというようななどで感じ取ってくれて、町につなげてくれればそんなこともあるのかなと思うのだけれども、なかなか難しいことなのだと思いますが、そういった仕組みも構築できるものでしたならば、いいのかなというふうに思いました。そして、何よりも命に関わる重要な1件、それは自分が望まない形の妊娠した女性が、どこに相談に行ったらいいかということが、はっきりしていることが重要なのだというふうに思うのです。町役場の中、施設の中にそのことが広報等でも含めて、ちゃんと紹介されているかどうか、ちょっと確認をしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 広報やホームページ、それから子育てのガイドでもこちらから周知しておりますが、幕別の本町の保健師、札内の相談室、それから忠類の福祉の保健師、そういったところに対応窓口を設けるということでご紹介させていただいております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 窓口に来たら対応する職員はいるということは、それはあるのだと思うのですよ。その枠を超えて、ここに行けばいいのだと、いろんな方法があるのだと思うのですよ。学校の保健の先生であつたり、病院から連絡來るでもいいのだけれども、とにかく町がリサーチすることがこの特定妊婦を守るということにつながると思うものだから、そのことについて研究をしていってください。

それで、ちょっとお尋ねしますけれども、妊娠の届出があつたらば、様々な施策がまたありますけれども、その中で、まくはぐ、子育て支援パンフレットがありますよね。あれは、そういう妊婦さんに一般的に配られるのでしょうか、予期せぬ妊娠、望まない妊娠、そういった方にも配られるものなのでしょうか。どうなのでしょう。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 先ほどの飛び込み出産のケースはちょっと除きまして、基本的に母子健康手帳の交付時に配布しておりますので、妊婦には行き渡るようになっているかと考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 細かいことかもしれませんが、まくはぐ、とても分かりやすいいい資料なのだと思うのですが、一つ気になったのは、12 ページに妊娠したらというページがあるのですね。普通多くの家庭は、新しい命の芽生え、うれしくてと、おめでとうございますということになるのでしょうけれども、この中に妊娠おめでとうございますと書いてあるのですね。これはちょっと今のケースで言うと、おめでとうございますでないのですね。細かい話ですが、ちょっと気になったので指摘をさせていただきたいと思います。

いろんな施策でもって、特定妊婦を支援する施策があるのだと思うのですが、特定妊婦として認定されて、そして出産があつてと、その後のことでは、最近またドキュメンタリー報道なんかでも紹介されていて、とても感動する番組だったので、特別養子縁組制度、こういうのがございます。15 歳未満だから、必ずしも赤ちゃんばかりではないのだけれども、赤ちゃんが生まれてきてと。だけど、育てられない。それは赤ちゃんがいることが、赤ちゃんにとっても産んだ女性にしても、不幸なことになっていくというようなことが予想されて、その一方でいろいろな妊活をしてても、子どもが欲しくても授からないという、そういう方がいて、そういう中では、生まれてすぐ、報道の中で紹介されていたのは、生まれて翌日でしたけれども、そういう方法もある。愛知県では、これは愛知方式と言って、大変成果を上げているという言い方はあれですが、多くの方が幸せになっているということの例の中で紹介されておりました。そういったことなどにつながった支援の仕方と、出産後の支援の仕方なども、この幕別の特定妊婦の中にはあつたりするのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 今、手元にある資料の中では、そういったケースにつながつてというケースは承知しておりません。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） それでは、実際、出産があつた後の子ども、それから母親は、どのようなその後の生活をされているケースが多いのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 基本的に特定妊婦は、出産後の養育について、出産前から支援が必要だといわれる妊婦でございますので、出産が終わった後も、経済的に困窮という状況は続くかなと思っております。ただ、若年妊娠で親族のサポートを十分に受けられるような環境になった方というのは、むしろ特定妊婦としてではなく、通常の支援を行っていくことが適切と考えております。なので、経済困窮ですとか、引き続き支援が必要な状態が続く方については、こちらと同じような支援を引き続き続けていくという対応をしております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 同じような支援が必要な方が、幕別町要保護児童対策地域協議会の議論の対象となつて、見守られていくと理解してよろしかったでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） そのとおりでございます。

その後、必要なケースがあつて、情報共有、または他機関との連携とかということでの支援が必要な場合に、ケース検討会を開催いたします。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 今、ケース検討会、このことについてもお聞きしようとした言葉でありました。その言葉出たので、ここで質問させていただきますけれども、近年開かれていないということが答弁の中でありました。とても大事な会議になってくると思うのです。情報の共有の仕方や議論の仕方というのは、いろいろあるのだけれども、こういう事例検討というのは必要なのだと思っているのですが、行われ不来のは行われなくてもいいという判断の下で行っていないのだということで、理解してよろしかったでしょうか。それからもう一つ、さっきの私がお話しした 6 年前のケースです。

そのお母さん、それからそのおばあちゃんとお話ししていても、特定妊婦に認定されたという言葉がないのだけれども、聞いても分からないということなのだけれども、分かれば、特定妊婦に認定されていたのかどうなのか、そして事例検討ではないですね、そういうことで会議が開かれていたのかどうなのか、教えていただけますか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 要保護児童対策地域協議会であります。

まず、代表者会議、構成員全体、全員が対象になりますが、そちらのほうは年1回の開催、必ず行っております。その中で、関係機関全員の集まりということですので、全体会議で情報共有というのは、その前にちょっと特定妊婦に関してのケース検討はございませんけれども、ほかのケースも含めて、1年間の状況ということで、個別のケースがあれば、その中でもご紹介するという中の、守秘義務のある、もちろん構成団体ですので、その中でのケースというのは共有をしております。その中で、あとは年間何かしらの要保護に関するテーマを設けての、その年1回の機会ですから、学習というところの項目もありまして、何かしらをテーマに学習をしております。その中でケース検討、先ほど2つ目の質問ですけれども、6年前ということですが、ちょっと6年前の件数、ケース検討の中での要支援というところ、個々のケースまでは把握していないのですが、特定妊婦という中での開催実績といたしましては、5年前に2件ございました。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） そうしたら、私が紹介したケースが、会議でケース検討となったかどうかは分からないということですね。特定妊婦として認定されたかは、もう今は分からないと。分かりました。大変大きな例だと思ったものだから、これが認定されていないはずはないだろうと、そういう思いの中で、その認定の基準についてどうなのかということも知る上で、お尋ねしたところであります。分かりました。これはいいです。

特定妊婦の問題ですけれども、なぜそうなったのかということを議論してもどうしようもないのだと。実際もうおなかが大きくなってしまっていて、もう産むしかないのだという状況になっていて、そこでなぜこうなったなんてことを言っても、それはどうしようもないことなのだと思うのですよ。言われていることは、できるだけ早く医療につなげようということなのです。保険証がなくても、お金がなくても、親に言えなくても、誰に言えなくても、とにかく病院に行って、そして命を守ろう、このことが徹底されていくことが重要だというふうに紹介されているところで、これはもうもっともなことだと思うのです。

先ほどの協議会については、年に1回であまり行われていないと聞くとちょっと心配になってくる。認定の在り方については分かったけれども、その後の支援の在り方についてのことについても、よく現状でいいのかどうなのか検討していただきたいと思いました。そういう思いでいるのですけれども、このことについてちょっと答弁をいただけませんか。私の思いがどうかということになります。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（檜木良美） 特定妊婦の検討会の関係のご質問ですけれども、調整機関の中で、調整機関がこども支援係と健康推進係なのですけれども、妊婦でありますことから、保健師が基本的には関わってくることが多いので、ほかの関係機関を絡めた形での支援内容だったり、情報共有をする必要までではないような事例があるので、そういった中で検討して、支援をしていておりますことから、ここ最近はそういったケース検討会というのを開いておりません。ただ、その方の状況によっては、医療機関が入ってもらったほうがいいのか、児相を本当に絡めたほうがいいのか、その子が本当にどういうふうになっていくかということで、重要なことがあった場合については、そういった関係機関と連携を取ったり、情報を共有しながら、支援の方法を考えなければならないときには、検討会を開くという判断をして、検討会を開くような形で進めております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 分かりました。この質問の最後にしますけれども、先ほど紹介した6年前の事例

の件の若いお母さん、大変幕別町に対してはよくしてくださったと感謝をされていて、幕別町でよかったと言っている。そのことも添えさせていただきたいと思います。これからもしっかりお願いしたいと思います。

2つ目の質問に行きます。

幕別町高齢者保健福祉ビジョンの進捗状況であります。

コロナや患者負担が増加するようなことなどありましたけれども、それについての影響はないのだということでありました。そして、サービス事業所の状況も給付費推計と給付実績の違いから、大きくないことから、しっかりやれているのではないかという言葉がありました。おおむね推計どおり執行されているということがあり、そして利用者のADLも下がっていないということであれば、何も言うことはございません。よかったなと思っています。コロナ禍でいろんなことが発生しなくてよかったなと。

ただ、私がこうやって質問を立てたのはやっぱり理由があって、ほかの事業所の中からは、これは通所系の事業者でありましたけれども、利用者が減って大変だったと。新型コロナ関連の給付金なども検討するような、結局しなかったけれども、そういったこともあったということなど言われているところであります。大きい事業所、小さい事業所、やっぱり規模によって影響に違いがあるのだと思うのです。それから、これは大きい施設ということになりますけれども、入所施設と通所施設が併用している、そういう施設の中では、入所の施設の介護士が、コロナで出勤できなくなっていて、そしてその応援を通所のほうのスタッフがしたということの中では、通所施設が運営できなくなると、それはもう運営できないわけですから、利用者が来られないわけですから、収入減になったというようなことなどはあります。

ちょっと紹介しますが、今2021という計画の中では、2021年が始期ですから、今答弁があった目標と、実際の実績の状況になるわけですが、2020年、これはコロナ1年目ですが、ここで介護予防サービスが79.9%、これはこれから行われる決算委員会の決算資料の中から拾った数字です。それから地域密着型介護予防サービスに至っては50.1%。そういうふうに大きく影響が出た時期もあるのですよね。それしか利用者がいなくて、利用者が減ってしまって、展開しなかった。そういったことはしっかり含んでください。そして、これからまた、コロナをはじめ、どういう状況があるか分かりませんから、この点についてもしっかりアンテナを立てていただきたいと思います。

幕別町高齢者保健福祉ビジョンでありますけれども、これは初回質問のときにもありましたように、基本理念、明確なものがあります。その中で、地域包括ケアシステムを深化、推進するための基本目標を設定したとされる計画でありますということが述べられているところであります。地域包括ケアシステム、自分がここで暮らしたいのだというところで暮らせるような、そういう環境づくりが重要なのです。もうそんなこと私が言うまでもないことなのだというふうに思います。その中では、入所施設というようなものもあるわけですが、この入所施設に対する考え方なのですが、これは本当に介護力がない、もう介護を自宅ではできない、そういった家族にとっては、もうありがたい施設で、もう代えがたい施設で、とても重要なのですけれども、これがここに入れることが一番の幸せでは、今も言ったとおりないわけです。在宅で過ごせる。だから、将来的なことも考えて、もし急に何かあったこと、体調の変化があって、入所しなければ駄目なことになったときのためにということの中での申込みということもあって、これは待機でも何でもありません。そういった辺のところもしっかり見通していただきたいと思います。あくまでも一番のゴールは在宅で長く過ごせること。そのことを、この幕別町高齢者保健福祉ビジョン、また来年度審議され、再来年春には新しい3か年計画になりますけれども、検討していただきたいと思いますと思っていますところです。

私のこの思いについて、指摘について、何かあればご答弁ください。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 幕別町高齢者保健福祉ビジョン2021で掲げる地域包括ケアシステムの深化と推進であります。今おっしゃられたとおりでございます。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを

人生の最後まで送れるようにということで、在宅で最後まで過ごしてほしいという思いで、いろいろ取組を進めてまいります。その中で、例えば地域のつながりですとか、生活支援コーディネーターなどを活用して、地域でどれだけそういう高齢者を見守れるかというようなことは、なかなか新型コロナウイルス感染症が、今まだ収束が見えない中で、外出控えとかもあって、進められないところもあるので、こういったところに視点を置きながら、計画を進めていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 今、ご答弁にあったことはよく理解ができます。

この 2021 の計画の中で、その前の 2018 とも見比べてみましたが、マンパワーを使った新しい事業が幾つもある。だけれども、それらがこの新型コロナウイルスの関係で、もうほとんど何もできていない状況で、このことは町にとっても本当に残念な話だし、高齢者の皆さんにとっても不利益を被った、これは今、町の努力で解決するというものではないのかもしれませんが、世間のコロナの状況が変われば、それから新しい計画の中でまたしっかりとこの考えを継承して行っていただきたいなと思います。くれぐれも入所が、施設に入ることが一番の幸せなのだと思います。議論はなしにしないで、繰り返しますが、在宅で過ごしたい、家で過ごしたい、そのためにどうするか、そのことを追求して行っていただきたいなと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

〔散会〕

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

15 : 39 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和4年第3回幕別町議会定例会
(令和4年9月7日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
16 藤原 孟 18 中橋友子 1 石川康弘
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（1人）
- 日程第3 議案第77号 幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第78号 幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第79号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第80号 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第7 議案第82号 令和4年度幕別町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第8 議案第83号 令和4年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第84号 令和4年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第85号 令和4年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第86号 令和4年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第87号 令和4年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第88号 令和4年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第89号 令和4年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）

会議録

令和4年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和4年9月7日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月7日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (16名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 | 6 若山和幸 |
| 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 10 野原恵子 | 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 |
| 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 | 16 藤原 孟 | |

- 6 欠席議員

3 内山美穂子 9 酒井はやみ

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副町長 伊藤博明

教 育 長 菅野勇次

企画総務部長 山端広和

住民生活部長 寺田 治

保健福祉部長 檜木良美

経済部長 岡田直之

建設部長 小野晴正

忠類総合支所長 笹原敏文

札内支所長 新居友敬

教 育 部 長 川瀬吉治

政策推進課長 白坂博司

総 務 課 長 佐藤勝博

地域振興課長 谷口英将

糠内出張所長 宮田 哲

住民課長 本間 淳

福 祉 課 長 亀田貴仁

こども課長 平井幸彦

保 健 課 長 宇野和哉

水道課長 松井公博

経済建設課長 半田 健

学校教育課長 西田健司

防災環境課参事(消防担当) 宮野裕範

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

課長 北原正喜 係長 川瀬真由美

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

16 藤原 孟 18 中橋友子 1 石川康弘

議事の経過

(令和4年9月7日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、16番藤原議員、18番中橋議員、1番石川議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） 次に、事務局から諸般の報告をさせます。

議事課長。

○議事課長（北原正喜） 3番内山議員、9番酒井議員から本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8番（荒貴賀） 通告に従いまして、質問いたします。

子どもの声を取り入れたまちづくり「幕別町子どもの権利に関する条例」が生きる取組をであります。

2020年4月に国連の子どもの権利委員会で「新型コロナウイルス感染症に関する声明」を出しました。子どもたちの文化的・芸術的活動を大切にすること、学びの保障、栄養のある食事を確保すること、子どもの意見を聞くことなど、11項目について提案されています。この声明を子どもたちに分かりやすく伝えるため絵本を出版された方もいます。コロナの感染拡大で多くの制限・ストレスが続く中、子どもたちの声を聴き、子どもたちの権利を保障する知恵が求められています。

新設させることも家庭庁は、子どもの権利に関して一切記載がないなど、設置意義について今後注視していかなくてはならない状況もあります。

2010年4月、「幕別町子どもの権利に関する条例」が制定され12年がたちます。第2章「子どもにとって大切な権利」、第3章「子どもの権利を保障する大人の責務」では、子どもの生きる権利などの保障、子どもが育つ環境の保全、行政や住民の役割などが掲げられています。子どもの声を聴き、

生かすまちづくり、子どもの権利を持つ町の取組について以下の点を伺います。

1、子どもの権利に関する条例に沿った取組状況は。また、総合計画、分野別計画に子どもの声はどのように反映されてきたのか。

2、条例にある意思表示と参加する権利、住民だけでなく子どもたちがまちづくりに参加できる仕組みづくりの考えは。

3、学校の校則が全国的に問題になっています。本町での現状は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目と2点目につきまして答弁をさせていただきます。

「子どもの声を取り入れたまちづくり『幕別町子どもの権利に関する条例』が生きる取組を」についてであります。

本町では、1989年に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもにとって大切な権利を明らかにし、子どもを取り巻く全ての人や団体の責務などを定めることで、子どもにとって大切な権利を保障し、子どもの最善の利益を考慮しながら、成長の過程にある子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援し、未来をつくる子どもの幸せな町の実現を図るため、平成22年に「幕別町子どもの権利に関する条例」を策定し、各種施策の推進に取り組んでおります。

ご質問の1点目、「子どもの権利に関する条例に沿った取組状況は、また、総合計画、分野別計画に子どもの声はどのように反映されてきたのか」についてであります。

はじめに、子どもの権利に関する条例に沿った取組状況についてであります。

本条例では、子どもの権利の保障に資するため、「子どもの育ちの支援」「子育て家庭の支援」「子どもの参画の促進」「子どもの権利の普及」「虐待、体罰、いじめ等からの救済等」の5つの施策を規定しております。

各施策における主な取組といたしましては、1つ目の「子どもの育ちの支援」では、保育所等への空調設備の設置、手洗い水栓の温水化、学校でのICT環境の整備などによる環境づくりや、埼玉県上尾市、高知県中土佐町、神奈川県開成町並びにオーストラリアのキャンベラ市との相互交流による人材育成、地域や自然を生かした様々な総合的な学習の実施など、子どもたちの遊びや体験の場づくりを行っております。

2つ目の「子育て家庭の支援」では、子育てしやすいまちづくりの一環として、まくべつ子育てアプリ「母子モ（ボシモ）」の導入、妊娠、出産から子育て期までの様々な不安や疑問に対応し、総合的にサポートする「子育て世代包括支援センター」の設置、子育て支援センターにおける子育て世帯の交流場所の提供、一時保育やファミリーサポートセンター事業による支援を行っております。

3つ目の「子どもの参画の促進」では、ナウマン公園大型遊具設置の際には忠類小学校児童会と意見交換を行い、子どもたちが提案した遊具等の選定が実現したほか、明野ヶ丘公園再整備ワークショップにおいては、小学生チームが作成した成果品が「幕別みらい物語」の絵本となり、また、若草南公園再整備の検討においては、札内南小学校3年生から、遊具の選定や配置場所について提案をいただいております。

4つ目の「こどもの権利の普及」では、幕別町応援大使のメッセージを掲載したパンフレットを小中学生に毎年配布しているほか、「子どもの権利絵画コンテスト」の実施、道徳、社会科やホームルームの中で子どもの権利について考える時間を設けるなど、子ども自らが子どもの権利に関して興味を持ち、理解を深めていただけるよう努めております。

また、町民・保護者に対しては、町のホームページや広報に条例に関する情報の掲載を行っているほか、小中学校、学童保育所及び保育所には子どもにとって大切な4つの権利である「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」を理解してもらう

ための掲示板を設置しております。

5つ目の「虐待、体罰、いじめ等からの救済等」では、毎年11月の児童虐待防止推進月間に併せて、子どもの虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボン運動の推進や、小中学校においては、年2回北海道教育委員会が実施する「いじめアンケート調査」や、年3回各学校において実施するいじめの問題への対応状況調査によりいじめの実態把握に努め、悩みの相談員として子どもカウンセラー、スクールカウンセラーを配置するなど虐待やいじめ防止に取り組んでおります。

次に、総合計画、分野別計画へ子どもの声を反映する取組であります。総合計画策定時においては、「小学生議会及び中学生・高校生議会」を開催し、小・中・高等学校から合わせて34人が参加し、討論した32件のうち、「手洗い水栓の温水化」は令和3年度に、「インターネット光回線の開通」については本年7月にそれぞれ実現されたところであります。

分野別計画においては、「次世代育成支援行動計画」「第3期幕別町子どもの読書活動推進計画」の策定時において、小中学生を対象にしたアンケート調査を実施しているほか、公園、学童保育所を建設する際の遊具の選定に子どもたちの意見を参考にしているところであります。

ご質問の2点目、「条例にある意思表示と参加する権利、住民だけでなく子どもたちがまちづくりに参加できる仕組みづくりの考えは」についてであります。

子どもたちがまちづくりに参加できる機会としては、先ほど申し上げましたように、小学生・中学生・高校生議会、ワークショップの開催や子ども向けのアンケートなどを実施しておりますが、今後においても（仮称）「幕別町地球温暖化対策実行計画」の策定時に、2050年のゼロカーボン社会を中心的に担う子どもたちからの意見聴取を予定しているほか、可能な限り子どもたちが参加し意見表明ができる場の設定に努めてまいります。

コロナ禍における様々な行動制限により不安やストレスを抱え孤立化しがちな中、子どもの健全な育ちや学びを促すため、権利行使の主体者として子どもの権利を保障するためには、条例の意義はますます重要であると考えておりますことから、今後も各種事業を通じてより一層の条例の普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 荒議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の3点目、「学校の校則が全国的に問題になっているが、本町での現状は」についてであります。

平成22年3月に国が示した「生徒指導提要」において、校則は、学校が教育目的を実現していく過程の中で、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として、必要かつ合理的範囲内において制定し、児童生徒の行動など一定の制限を課すことができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされています。

また、児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定の決まりが必要で、学校教育において、社会規範の遵守について指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しております。

校則の内容としては、学業時刻や児童会・生徒会活動などに関するものだけではなく、服装、頭髪、校内外の生活に関するものなど、様々なものが含まれており、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなるので、学校種や児童生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方ができるとされています。

令和3年6月、国は学校における校則の内容や校則に基づく指導に関し、生徒の下着の色や髪型を指定して点検することなどに関する一部報道において、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかといった旨の指摘がなされたことを受け、学校における校則の見直し等に関する取組事例をまとめ、引き続き、学校や地域の実態に応じて、校則の見直し等に取り組むよう周知を図ったところであります。

本町の小中学校の校則については、小学校では主に、登下校、校内生活、校外生活などについての決まりを定め、中学校では、将来、社会の中で生きるための集団生活の「場」に応じたふさわしい行動や、服装・身だしなみの決まりを定めるなど、校則が何の目的で定められているかなどを記載し、生徒に考えさせるような工夫もなされております。

また、各小中学校では、校則の随時の見直しのほか、年度替わりに点検を行っておりますが、校則の内容や校則に基づく指導について、合理的な範囲を逸脱しているのではないかと、過度な指導ではないかといった、児童生徒や保護者からの相談や意見などもなく、最近の見直し事例はなかったことを確認しているところであります。

教育委員会としましては、学校における校則の内容について、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況などに応じて、適宜、見直し等に取り組むことや、校則に基づく指導に関して、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとして捉え、自主的に守るようにすることなど、引き続き、小中学校への指導に努めてまいります。

以上で、荒議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） それでは、再質問させていただきます。

子どもの権利条例、2000年12月に川崎市で制定されたのが始まりで、今年4月現在、全国で61の自治体で子どもの権利条例が制定されていまして。過去3年を見ましても、12の自治体で条例制定が行われています。要は急速に広がってきているのかなというような認識があります。また、兵庫県の川西市では、子どもの人権オンブズパーソン条例という、いわゆる子どもの権利擁護と救済を目指した条例が30の自治体で別に制定されているところもありました。子どもの最善の利益、条例づくりのために、プロセスに子どもの声を反映させながら幕別町も取り組んでいたということで、ご答弁の中で理解したところであります。幕別町の条例制定から12年たちます。子どもの権利に関する条例がどれほど前進してきたのか、そしてコロナで我慢を強いられている子どもたちがいる、この状況を町にしっかりと考えていただきたいと思って質問させていただきました。

現在、子どもたちが直面している現状は大変厳しいものがあります。コロナ禍の中で浮き彫りになったと言ってもいいような状況も一つありますが、貧困や虐待、いじめ、自殺、深刻な状況が伺えます。子どもたち自身が自分たちは幸せと感じていないまま生活を送っているというような重苦しい実態が一部でもあります。

2000年にユニセフのイノチェンティの研究所が発表した報告には、日本の子どもたちは、身体的健康調査をしたら先進諸国で38か国中一番いい成績でしたよという報告がありました。しかし、精神的幸福度については、下から2番目の37位という低さでもありました。日本の子どもたちの特徴は、身体的に充実した結果がありますが、心に大きな課題を抱えていますというようなことが報告されています。子どもたちの幸せの実現に向けて、子どもの権利について、今こそ条例の精神が大切になっていると感じています。コロナ禍で行事の自粛が相次いでいます。気軽に友人と遊べない、不安やストレス、我慢を強い子どもたちがいます。町長、今の子どもたちをどのように感じていますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、世界的なお話、あるいは全国のお話をさせていただきましたけれども、それと比べて幕別町内の子どもたちの状況はちょっと違うのではないかな。そんなに何かあまりにも押さえつけられて自制して、窮屈な思いをしているところまでは行かないのかなと。もっと幕別町内の子どもについては、伸び伸びと生活している子が多いのかなと。

とはいえ、やはりコロナ禍において、自由に遊べない、外に出られない、活動できないという、そういう制約がありましたので、そういう点では何らかのストレスというものを抱えている子はいるのかなと思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 子どもの権利に関する条例は、やはり町だけではなくて教育委員会も関わってく

る問題だなどと思っております。同様に、教育長に昨年でいじめが 28 件、不登校で 53 件、すごい右肩上がりと言うとあれですけども、すごく増えている状況もあります。同じように不安やストレスを抱えている状況について、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） コロナ禍において、学校行事ですとか、そういったものが中止になったり、縮小になったり、延期になったりというようなことで、子どもたちはやはりストレスを抱えているとは考えておまして、その中でも、先ほど町長言ったように、本町においては最大限の子どもたちの権利の保障に努めているところでありまして、そういった意味では、比較的伸び伸びと生活しているとは認識をしております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒貴賀） 町長、影響についていろいろな調査があります。やはり全国的な問題ですとか、地方によって、状況は必ずしも同じではないというのは認識しているところであります。やはりそういったところも考えて、学校が休みになりました、生活のリズムが崩れました、不安な心の状態に陥りました、家族との関係が悪くなりましたというような様々な声がありました。

やはりこういった状況があることも国のほうでも、国立成育医療研究センターというところが 2021 年 12 月に調査して、6 人に 1 人の子どもたちが中等以上の鬱の症状があると、外から見えない子どもの内面に寄り添うことが大切ですよということが指摘されていまして。これは新聞にも載っていたのです。私も、これ見たことがあります。やはりコロナの中で、子どもの精神面、大きく不安な状況を抱えています。やはりこういったことを幕別町がどういう状況にあるのかというのは調査することが必要ではないかと思うのですが、町長はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） コロナの初期、2 年前の 2 月に北海道が他県に先んじて緊急事態を独自に宣言しまして、かなり早くから休校にしたり、子どもに対する制約が早かったのだと思うんですね。その頃は、コロナという感染症の実態がよく分からなくて、とにかく家の中にじっとしていなければならぬと、そんなようなムードがありました。きちっとしたアナウンスというか、そういう広報というのが国のほうでできなかった状況にありましたので、とにかく家に閉じ籠もっていなければならない。学校は休みになったから、では家のすぐ前の公園で遊んでいると、それを見ていたお年寄りが、学校が休みなのに子どもが公園に出て遊んでいる、けしからんと、こんな話も実は私、耳にしたことがありまして、振り返ってみれば過度の制約を課したことによって、子どもたちはやはりストレスを抱えた実態があったかと思えます。

ただ、ここに来て、もう 2 年 8 か月、我々学習してきたわけでありまして、これはもうある程度のことも医学的にも分かってきたということがあって、やはりウィズコロナの中でいかに平常を取り戻していこうという形に今はなってきましたので、私はそんな深刻な状況には、我が町の子どもたちは置かれていないと考えていまして、ではアンケート調査をやったから何が出てくるのですか、その次の対策として何か有効なものが出てくるのですかと。なったときに非常に疑問がありますので、これは各学校において各学校の先生方あるいは地域の人たちあるいは保護者が十分見守っているわけで、異常を感じていれば、それに即座に対応しているということがありますので、アンケート調査や実態調査はやるまでもなく、ほぼほぼ状況は分かっているというふうに認識しておりますので、特段、調査をやったことによって新たな対策を打つ、そんな状況にはないなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒貴賀） 町長から、今の現状をかなり認識されているというお話でありました。子どもの権利条例にも、子どもたちの意見を聞く、子どもたちは自分の意思を誠実に受け止められたことで、自分たちが大切にされていることを実感するというのが報告の中でもあります。やはり確かに大きな影響とか分かりません。私もどういった方向性があるのかというのは、やはり国がしっかり示すべきだと思っております。

そうした中で、幕別における子どもたちの状況を町がしっかり考えていく、そういったものに取り組んでいくという姿勢は大切だなと思っております。だからこそ、まずは何が出るか分からないかもしれないですけども、調査をして、状態はどうですか、それを町部局がやるのか、教育委員会がやるのかは、その状況にもよるかもしれないのですけれども、やはりそういった視点はすごく大切だなと思っておりますが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと誤解されたかもしれないのですが、私は今、現状において、コロナ対策として調査を行う必要性は感じていないという、そういうつもりで申し上げたわけで、子どもに関して、あるいは高齢者に関していろんな計画がありますけれども、計画を策定する前段で状況把握のための調査というものは、これは必要でありますので、それはこの前と同様に状況、現状を把握した上で、数年、5年間とか、そういう計画を立てていくことに変わりはないと思っています。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） 高校3年生の方とお話する機会がありました。コロナが、町長が言われたとおり2月の緊急事態のときにちょうど中学校3年生だったそうです。中学校3年生で卒業式もうほとんどできない状態、クラスの子たちがどこに行ったか分からない状態で、あのときを迎えてしまったのです。2月に1週間か2週間登校して、もう終わってしまった。要は学校に行く機会がなかったのです。そういった状況で、今、高校3年生になって、9月から就職活動するという話をされていました。その方が、コロナで多くのことが中止になりましたと、本当に楽しいことがなかった3年間でしたという話をされていました。町長はそんなに大きな影響はなかったのかなと言われたのですけれども、子どもたちは影響があったということが、一例かもしれないのですけれども、やはりこういった声があるのですよ。やはりこういったことを踏まえた中で、町として取り組んでいくということは大切だなと思っているのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに中学生、高校生、特に大学なんかはもう極端ですけども、リモートで実際に会えない、学校に行けない、行って講義が受けられない、友達もできない、非常に孤独な思いをして暮らしてきた期間があったと思っております。ですから、本当にかわいそうだったなという思いはあります。本来であれば、学校に行って、友達もつくって、わいわい騒いだり、勉強ももちろんしますけれども、そういう楽しい学生生活を送れるはずだったのが送れなかったことに対しては、本当に気の毒だった、かわいそうだったなと思っています。

ただ、それが、では町としての対策として何ができるかといったら、これはちょっとまた別物であって、回復するようなことはもちろんできません。今から学祭をやりますとか、そんなことはできませんので、それはそれで、そういう時代を私たちは生きたのだということを糧にして、次の成長に向かっていってもらえればというふうに、そういう期待を持っています。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） 例えばなののですけれども、その方が言っていたのですけれども、確かにもう取り返せない時間、子どもの時間はもう二度と来ませんという状態の中で、でもやはり友人たちと会いたいという思いがありました。でも、どのようにしてやっていいかという、そこは、ぐちゃぐちゃと言ったらあれですけども、本当に訳の分からないまま過ぎてしまった。この間もそういった状況がある中で、同窓会とか、そういったことも取り組んでいきたいという話もしていました。でも、どうやってやっていいか分からない、学校にもそういったことはちょっと難しいのではないかなという話もされていると。やはりそういったところも一緒に考えるということが、やはり私、必要なのではないかなと。いきなり、連絡したら駄目です、それは本当に子どもたちのためなのかな。もっとそういったことの、いわゆる権利ですよ、考えた取組というのがもっと必要ではないかなということで、ちょっとお話ししたのです。

次に行きますが、調査のお話がありました。実は、教育委員会も関わることなののですけれども、学

校評価アンケートを年に2回取られています。いわゆる学校の評価がどのような状況になっているのかということで実施されています。保護者と子どもたち、内容については、学校は楽しいですか、相談相手はいますか、家庭学習は行っていますかというような、子どもの現状について知るというようなことでやられているのだと認識しています。系統的に捉えているので、状況はかなり精密に分かるのではないかなと思っています。私は、こうした中にコロナの状況で生活が変わりましたか、そういった点も入れていくということは必要ではないのかな。町長、今、お話がありましたが、新たにやるのがどうなの、現状を知るために必要なこと、今やっていることの中に取り入れていくということは考えられないのかお聞きしたいが、よろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田健司） 児童生徒の状況ということなのですが、学校評価にというお話ですが、ふだんから学級担任だったり、養護教諭を中心としたきめ細やかな健康観察というのも行っておりまして、さらに必要に応じて家庭相談、個別相談、そういったものも実施しているので、改めて学校評価アンケートの中でそういった実態を把握するということは、現状としては必要ないと考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） 先ほども同じことなので大変申し訳ないのですが、やはり外に表れていない子どもたちの不安やストレスというのが大きいのです。きっとそういった何らかの支援に関わる人たちは、もう限界が訪れてしまった人たち、もはや自分たちではどうすることもできなかった状況、周りもそうですけれども、だからこそ、そういったところで受け皿となっていた。だから、そうした状況にならないためにも、まず何が必要なのかなという意味で、今の現状を認識するという意味で、調査する必要があるのではないかなということでお聞きしたところであります。どうですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 子どもたちの関係については、学校において、学校全体として組織的に、ふだんからの見守りですとか、見取りというのはお願いをしております、さらにコロナ禍において、先ほども申し上げましたように、いろいろな制限がある中で少なからずというか、子どもたちもストレスを内包しているようなことがあるのかなということで、常々学校には、より一層の見取り、注意深い見守りをお願いしているところあります。

加えて、学校ではQ-Uテストという、全部の学校ではないのですが、実施しております、その中で子どもたちの心の状況ですとか、そういったのもある程度は把握をできますので、そういった中で把握ができていますので、先ほど課長が申し上げましたように、改めて調査を行う必要はないと考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） 分かりました。教育委員会としても今現状では必要ないという認識であるということとで受け止めますが、やはり子どもたちは聞いてほしいというのがすごくあります。学校の先生たちに聞いていただくのが第一条件なのかもしれないのですが、全体的に状況、今どうなっているのかというのは大切な視点だなと思っておりますので、引き続き何らかの形でできないかどうかは考えてほしいなということがあります。

ちょっと戻ります。やはりコロナの状況、まだまだ続くのだと思います。先ほど町長が言われたとおり、科学的に判明していろいろな状況が分かってきました。確かにそういった状況なのかもしれないのですが、現状を見たときに、今一番増えているのではないかなというぐらいであります。もしかしたら今だけかもしれないです。もしかしたら冬になったら落ち着くかもしれないです。でも、全然見通しが立てられない状況があります。きっとこれ、まだ1年、2年と続くようなことになれば、こうした子どもたちが、まだまだ出てくるのではないかなと思うのです。やはりこうした子どもたちに対してどういったことができるのかというのは、やはり考えていかなければいけないのではないかなと思うのです。何ができるかというようなところはあるのだと思うのですが、やはりそういった視

点をもっと、今後も続くウィズコロナの状況を見据えた取組というのがもっと必要になってくるのではないかと思いますのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） コロナはこれまで収まったかなと思ったらまた盛り返して、敵もさるものながら変異して何とか生き延びようと、それと我々との闘いということなので、確かに7月、8月と爆発状態にありましたけれども、また収まってくるわけで、一番は何が必要かということ、感染者が増えることによって医療が逼迫するかどうかということ。逼迫してくると行動制限につながっていくということになりますので、その行動制限までいかなければ、これは我々含めて子どもたちもストレスというものはかなりかかってこない。要は行動が制限されなければふだんと同じですから、あとは手指の消毒だとか、マスクをするだとか、あるいは密になったところに行かないだとか、その程度のことで、そんなに行動制限がかからない、そのことによってストレスもかからないということになりますので、今はもうこの状況の中で推移していくのだろうなと思いつつも、どういうふうに変異してくるか分かりませんので、その状況によって町として打たなければならない対策については、その時々検討していかなければならないなと思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） ストレス、状況によっては致し方ない。こういったことが子どもたちの命を守るという状況も発生してくるというところでは、私も理解しているところであります。

そこですごく大切なのは、子どもたちに理解してもらうのかどうかはちょっとすごく難しいところもあります。しかし、一緒になって考えて、こういったことが大切ですよということをお伝えするというのも大切なのではないかと思います。学校とか子どもたちに対しては、親がお話しできるのかなというのはありますけれども、しかし町としてもそういった、私、今回、質問の中で挙げましたけれども、一緒になって取り組むことによって理解が進むとか、そういったことも考えていけるのかなと思っています。

例えば、文化祭をできなかった。でも、みんなで考えてもできなかったのであれば納得ができる。でも、何となくそういったものが来たときに、何でそういうふうになったのだろう、過程がよく分からないけれども、そうってしまった。それはやはり過度なストレスにつながるのではないかと思います。そういったところも考えたときに、子どもの権利条例に合った取組、いわゆる子どもの声は聞いていますか、意見はしっかりと最大限尊重されていますかという姿勢は必要なのではないかと思うのです。ちょっと視点は違うのですけれども、そういった取組についてはもっともっとやっていくべきだと思うのですが、町長はどうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これちょっと学校教育の話に半分以上なっているかと思いますけれども、子どもの意向といいますか、希望を十分踏まえることは、当然のことです。

ただ、そういう中で、実現できるかできないかはまた別な問題、そこはトータルで判断をしなければならぬというのが出てきますけれども、全く子どもの望み、希望というものを聞かない中で親が判断するということは一番駄目でありますから、そこは当然学校の中でも、今の感染状況からしたら、体育祭はできるか、運動会はできるかとか、文化祭はできるかとか、そういうことは保育所も含めて、当然、私はやられているというふうに思いますし、何といてもそこに携わる人たち、教員であったり、保育士であったり、教諭というのは、やはり子どもの健やかな成長を願って、指導、保育に当たっているわけですから、そこは私は十分考えていただいた中で、子どもたちのことを第一に考えた上での結論に達していると思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） 分かりました。教育委員会の管轄に少し入ってしまいましたが、確かにそういったことが大前提なのは理解しています。しかし、大前提なのですけれども、そこが難しいというのが本音のところでは。感染拡大が広がる中で、取組を止めるのではなくて、ぎりぎりまでこういったこと

ができるかということをも町でも取り組んできたというふうには認識しています。

しかし、学校もそうなのですけれども、保護者の状況、地域の状況というのがなかなか理解されていなかったのかなというのが正直ありました。家庭によっては考え方が違うと言ったらそれまでのですけれども、やはりそういった意味でも、子どもたちの最善の利益は何なのかな、子どもたちにとってはどういったものが必要なのかな、学校に何でこうなったのというような話が大変増えてきているそうです。そういった中でも、やはりもっと子どもの権利条例が訴えているようなことを、町部局なのか教育委員会なのか分かりませんが、もっとしっかりとお伝えして、もっとみんなで取り組んでいこうというようなことは必要なのではないのでしょうか、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） もちろんおっしゃるとおりだと思います。まず、子どもの権利条例ですけれども、子どもが自分たちの権利をしっかりと認識すること、そのためには周りの大人が、あなたたちはこういう権利があるのだよということをしっかりと教え込んで、そして大人がしっかりと守らなければ駄目なのです。子どもを尊重してあげないと。それが12年たっているけれども、なかなかできないというのが実態かもしれません。ですから、これは長い時間がかかりますけれども、大人の自覚を促すということをしっかきやっていかなければならないなと思っております。

ただ、今言った個々のケースはちょっと分かりませんが、先ほど申し上げたように、幼稚園、保育所、学校においても、やはり子どもたちのことを第一に考えながら、この行事をどうするかということ判断していると思いますので、そこは本当にどういうケースのことを指して言われているのか分かりませんが、私はしっかきやっていただいていると思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） 分かりました。ぜひそういった全体に関わること、いろいろなところで気にしなければいけないのだらうなと思っております。私自身ももっと子どものことを考えた取組をして考えなければいけないと思ひますし、町全体として、そこに幕別町の住民がそういうふう考えていくためにも、前進できるように今後も取り組んでいただきたいなと思ひます。

では、校則について、教育委員会にお聞きしたいと思ひます。

ご答弁にありましたが、全国的な取組で、国からの方針で行われましたというお話がありました。本当に全国的に校則の問題が取り沙汰されて、幕別町はどうなのかなということが一番の思ひでもありました。特に学校の校則、決まり事というのが、一応1ページに、学校の生活に関わる考え方というのがあるのですけれども、それに書かれていない、要は記載されていない決まり事というのが実はあるのです。いわゆるローカルルールと言われているものなのです。校則の中ではあるのだけれども、子どもたちにそういった話を聞いたら、決まりだから受け止めているよと、そしてそれも常識だよというような話をされておりました。町というか学校としては、校則にないルールというものを、学生生活に必要なものとして取組まれてきているというのが、現実にあるということをしっかき押さえていただきたいなと思ひます。

特に先ほど町長もお話しされましたが、子どもの権利を大人が学ぶということはすごく大切なことだと思います。校則一つ取っても、なかなかそういう従来のものは今まで残ってきた。幕別町はそういったことはなかったというお話ではありましたが、やはり幕別町の子どもの権利に関する条例について、もう少し深く取り組んでいくということが必要ではないかなと思ひます。先生たち忙し過ぎて、その状況は本当に理解しています。やらなければいけないですし、取組まなければいけない状況でありますし、一番に考えていかなければならないルールであるということも理解しています。しかし、現状を見たときに、それがなかなかできるのか、そういった時間を取れるのかということところで、本当にどうしたらいいのでしょうかというふうなお声がありました。やはりこうした現状がある中で、校則の問題とかが残ってきたのかなと思ひてきています。

国際的な支援団体、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンというところがあります。教員向けに調査をしているところなんです。ここでは3割の教員の方が、子どもの権利条例の内容について間違った認識

をされているというような話がありました。要は条例自体は知っていますよと、内容は知っていますよ。ただ、内容を見てきたときに、3割の人たちが間違った認識をされていたというようなことがありました。やはりこうした状況も踏まえて、幕別町の子どもに関する条例を、もう少し細かく取り組む必要があるのではないかなと思うのですが、教育長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 小中学生、子どもたちに対する子どもの権利の普及というか、啓発というか、そういうようなお話だと思いますけれども、町の取組として、幕別町応援大使のメッセージを掲載したパンフレットを、小学5年生と中学校3年生に毎年配布しているほか、子どもの権利絵画コンテストの実施など、また道徳、社会科、学級活動での子どもの権利についてを考える時間を設けるなど、子ども自らが子どもの権利について、興味を持って理解を深められるような取組を進めておりますし、今後においても進めてまいりたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） ぜひそういった方向性を持って取り組んでいただきたいと思っています。特に校則の問題やルールについては、声はなかったというような話がありました。結構なかなか学校に言いにくい環境があるみたいな話をしていました。

例えば、学校評価アンケートの名前を書いて出してくださいとなっているのです。名前を書いてアンケートを出すというのは、なかなか書きにくいのですという話もありました。コロナでこんな大変な状況で学校に迷惑もかけられないから、私たちは我慢していますとか、そんな話もあったりします。一部かもしれないです。もしかしたら本当に全体的なことではないかもしれませんが、でも、もしかしたらすごく大切なことなのかもしれません。やはり特に校則やルールというのは、学校ごとに違うのです。そういったことをぜひ考えた上で、あっちの学校ではいいけれども、うちの学校は駄目だったのだよねというようなことがあるのだそうです。私もそんな声を聞きましたけれども、実際にあります。そうした中で、当然学校ごとのルールですから、それは守っていくということは分かりますけれども、ではなぜそれが必要なのかというのは、もっと子どもたちにも理解してもらい、そして子どもたちを交えた校則やルールについて研究していくということが必要ではないのでしょうか、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 学校によって校則が違うということもあるということですけれども、その辺は詳細には私も把握はしてございませんけれども、ある程度地域の実情ですとか、校風だとか、学校の状況がそれぞれ違う部分もあると思いますので、そこについてはある程度の違う部分というのは、やむを得ないのかなというふうには思っております。

あと、子どもたちが自分たちで校則について考えていく、あるいは保護者がそういうふうを考えていくというようなことも、必要でないかというようなことだと思いますけれども、例えば、ある学校では、校則に関してこの約束の中で変えたほうがいいこと、なくしたほうがいいこと、また新しくつくったほうがいいことなどがあったら、どんどん先生や同じ子ども同士、あるいは児童会などで話をしたり、学級で話し合ったりしましょうというようなことも書いてありまして、そういったような取組もなされておりますので、子どもたちが自主的に校則について考える、理解するというような工夫もなされておりますので、そういったことも含めて指導してまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） 私もその辺ちょっと認識していませんでした。やはりすごく先進的な取組だなと思っています。やはり自分たちで考える、明文化することはすごく大切だと思うのです。校則で多くが明文化されていないローカルルールというのが存在する中で、しっかりと明記して、ルール等を自分たちで変えていこうという機運が、学校内であるのだなというふうにすごく認識されました。そういった取組が幕別全校で広がっていったら、すごくいいなというふうな認識しています。

ただ、当然校則やルールは各学校の校長の裁決でありますので、いろいろやりにくい状況もありま

すが、そこはしっかり教育長がリーダーシップを取って、そういったことを取り組んでいただけるような方針を打ち出していいただければと思っています。

最後になりますが、コロナで学校も町も、全体的に通して本当に制限がされております。特に一度すごく強く言われてしまうと、なかなか次に踏み出せない。特に公園を見ても、今までの半分しかないのです。町長は、今、自由で何も拘束とかもうないですと、今こそ自由な遊びや制限がない中でストレス発散して、子どもたちの自由な権利を保障するために、今、問題ないというような話があるのですけれども、現実的には、やはりコロナの期間があまりにも長過ぎたせいで、子どもたちの遊ぶ状況が変わってきてしまった。当然理解していると思います。新聞やテレビでも報道されています。外で遊ぶものが室内になった、友達と遊びに行けないから一人で遊ぶようになってしまった。やはりこうした変化というのが生まれてきているのです。

こうした状況の中で、子どもたちが外で遊ぶことが大切です、要は私たち、昔はたくさん遊んでたくさん学んで、それが子どもたちの育成には大切ですよというようなことがあったのですけれども、それがそのときに制限されたことによって、それがまだ戻っていない。特に今の状態でも、コロナがずっとある中で、やはり大人も周りもすごく神経を使う中で、子どもたちもそういった状況にもさらされている。だからこそ、コロナの中で子どもたちの権利というものを、何ができるのかということを経験してほしい。町長、何ができるのかなということで、ちょっと首をかしげられていましたけれども、私もちょっと何ができるのかなというのがありますけれども、やはり子どもたちの声を聞いてというのが一番なのかなと思っています。

やはりそういったところも、同じようなことにもなりますけれども、聞いてあげること、一番の思いだと思います。そこに何ができるのかなと考えること、町としても条例を進めていくのも大切なことだと思うのです。やはりこういったことを踏まえて取り組んでほしいということ、最後に申し上げたいと思います。町長、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） コロナ禍における行動制限に我々は慣らされてしまっていることは、これ否めなと思います。

ですから、例えば宴会にしても、もう一次会で帰ってしまう。前だったら二次会、三次会といったのが、やはりここでやめておこう。あるいは公区、地域の集まりにしても、本当は毎年花見やっただけけれども、ちょっと感染拡大してきたから、飲み会は特に感染の機会になるのでやめてしまおう。そういう本当後ろ向きというか、後ろ向きと言ったらちょっと言葉悪いですが、用心するというのが、非常に皆さんの気持ちの中に定着してしまっている状況があるとは思いますが、これは否めない、まさしくそうだと思います。

ただ、これがいいのかと考えたときに、私は決していいとは思いません。人間はやっぱ人と人との会話なり、つながりがあって親近感増していく、あるいはいろんな事業を通して人と人との心のつながりができて、いいものが、いい行事ができていくとか、いいまちづくりができていくということにつながっていきますので、やはりこれをどこかで打破しなければならないなという思いはあります。

私、職員については、コロナ禍だからといって、コロナのせいにしてやめたら駄目だよということを常に言っていて、コロナ禍において今までと同じようなことはできないにしても、例えば、ひとつ会議にしても3回に分けてやるとか、そういうことはできますし、また経済対策にしても、今まで宴会はやったけれども、会議の後に懇親会はやっていただけれども、それをやめてお持ち帰りにしよう、そこで経済の循環をさせよう。工夫はありますので、そういうことを今後も言い続けていきたいと思っていますし、これはもう子どもについても全く同じだというふうに思っておりますので、そこは教育委員会ともしっかりと気持ちを一つにして、なるべく平時に戻るような話しかけといいますか、問いかけというものをやっていく必要があるなと思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） ぜひ本当に子どもたちになかなか声が出しにくい状況があります。やはり仕方がな

い、しょうがない、こんな状況がありました。そこで、打破するためにもぜひ知恵を絞って、私も知恵を絞って取り組んでいきたいと思いますので、ぜひ町としても、教育委員会としても、知恵を絞ることを期待して、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

10：57 休憩

11：10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第 3、議案第 77 号から日程第 14、議案第 89 号までの 12 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 3、議案第 77 号から日程第 14、議案第 89 号までの 12 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第 3、議案第 77 号、幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 77 号、幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 10 ページ、議案説明資料の 3 ページをお開きください。

令和 2 年 12 月に施行された改正公職選挙法は、公費による選挙運動費用の負担、いわゆる選挙公営制度のうち、これまで町村議会議員選挙及び町村長選挙では対象とされておられませんでした選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について、条例に定めることによって選挙公営の対象とすることができると定められており、本町におきましても、令和 3 年第 1 回町議会定例会において、立候補に係る環境の改善を図るため、当該費用を公費負担とするべく本条例を制定したところであります。

国は、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙の選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する費用に係る限度額の引上げ等を内容とした、公職選挙法施行令の一部を改正する政令を本年 4 月 6 日に公布し、同日施行いたしました。

幕別町選挙管理委員会難波勝美委員長から本年 8 月 12 日付けで、幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の申出を受けましたことから、本町においても、改正公職選挙法施行令の趣旨を踏まえ、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動費用ポスターの作成に係る公費負担の単価の上限について、本条例の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の 3 ページをご覧ください。

改正条例の概要であります。

1、改正概要の（1）選挙運動用自動車の使用の公費負担額であります。

選挙運動用自動車の使用は、表の①一般運送契約、これは一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約、いわゆるハイヤー契約によるもの、これとこれ以外の契約の場合の②個別契約の2つに分類しております。

今回改正を行うのは、下線で表示しております②個別契約の自動車の借入契約と燃料供給契約で定めている上限額であります。

自動車の借入契約に係る1日当たりの上限額を、公職選挙法施行令で規定する衆議院議員等の選挙における上限額に準じ、現行の1万5,800円から1万6,100円に、燃料供給契約に係る1日当たりの上限額を、同様に現行の7,560円から7,700円に改めるものであります。

次に、（2）選挙運動用ビラの作成の公費負担額であります。

4ページをご覧ください。

公職選挙法施行令で規定する衆議院議員等の選挙における上限額に準じ、1枚当たりの単価の上限を7円51銭から7円73銭に改めるものであります。

次に、（3）選挙運動用ポスターの作成の公費負担額であります。

ポスターの作成は、表の中央の単価の上限①と、表の右側、枚数の上限②にそれぞれ上限を定めておりますが、改正を行うのは①のポスターの作成単価の上限であります。

公職選挙法施行令で規定する衆議院議員等の選挙における上限額に準じ、単価の上限を525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を、当該ポスター掲示場の数で除した金額から、541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を、当該ポスター掲示場の数で除した金額に改めるものであります。

表の欄外に記載しておりますが、前回の選挙時の例で申し上げますと、本町のポスター掲示場の数84か所で計算いたしますと、作成単価の限度額は改正前の4,222円が、改正後は85円増額の4,307円に改められるものであります。

5ページから7ページにかけて新旧対照表を記載しております。

議案書の10ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行し、以後その期日を告示される選挙から適用すると定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第78号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第78号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 11 ページ、議案説明資料の 8 ページをお開きください。

昨年 8 月人事院は、男性職員の育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和することが適当と認め、公務員人事管理に関する報告を行うとともに、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出において、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じるべき措置を示したところであります。

国は、人事院からの法律改正についての意見の申出等を踏まえ、国家公務員に係る法令の改正を行い、これに準じて地方公務員の育児休業等に関する法律を改正いたしました。これを受け、人事院は育児休業等に係る人事院規則を改め、本年 10 月 1 日から施行する旨通知があったところであります。

本町におきましても、育児休業の取得回数制限の緩和や非常勤職員の育児休業取得の要件緩和など、職員が働きながら育児のしやすい環境を整えるため、本条例において、所要の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の 8 ページをご覧ください。

改正条例の概要であります。

改正事項は、大きく 3 点であります。

事項の 1、育児休業の取得回数制限の緩和であります。

地方公務員の育児休業等に関する法律、以降は「育児休業法」と省略いたしますが、同法の改正により、職員が同一の子について育児休業をすることができる回数が原則 2 回まで緩和されました。法改正前は、育児休業の取得回数は同一の子について原則 1 回とし、条例で定める特別の事情がある場合は、再度の育児休業をすることができると定められておりました。

改正法の施行により、育児休業の再度の取得については、条例で定める「特別の事情」に関わらず、原則 2 回まで取得することができるように改められましたことから、条例で定められる特別の事情で定めている「育児休業等計画書により申し出た場合」を削除するものであります。

事項の 2、非常勤職員の育児休業取得の要件緩和であります。

2 点あります。

1 点目は、子の出生後 8 週間以内の育児休業の取得要件の緩和であります。

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が 1 歳 6 か月に達する日まで」にその任期が満了することが明らかでないことと、引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないことという 2 つの要件について、子の出生後 8 週間以内に育児休業を取得しようとする場合、男性の非常勤職員の場合であります。この場合には子が 1 歳 6 か月に達する日まで任期が満了とならないことが要件でありましたが、「子の出生の日から起算して 8 週間と 6 月を経過する日まで」に短縮し、緩和するものであります。

2 点目は、子が 1 歳以降の育児休業の取得の柔軟化であります。

非常勤職員の育児休業の対象期間の上限は、原則「子が 1 歳に達する日」であります。保育環境が整わない場合など、特別な場合の「子が 1 歳 6 か月に達する日」又は「子が 2 歳に達する日」とする要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を設けるものであります。

事項の 3、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置であります。

2 点新たに追加する規定であります。

1 点目は、職員から妊娠または出産等についての申出があった場合、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じることを規定するものであります。

2 点目は、任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするために、研修や相談体制の整備を講じることを規定するものであります。

以上が、改正概要であります。

9 ページから 14 ページにかけては、改正条例の新旧対照表を記載しております。

9 ページをご覧ください。

第2条は、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員、これは育児休業をすることができない職員であり、育児休業の対象とならない職員を定めております。

一方で、第3号は、非常勤職員であって、次のいずれかに該当する者以外の非常勤職員と定めておりますことから、次のいずれか、アとイであります。このアまたはイに該当する者は育児休業の対象となるという規定であります。

アとイで、育児休業することができる非常勤職員を規定しております。

アは、（ア）と（イ）のいずれにも該当することを要件としております。

改正前のア、（ア）で規定しておりました任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員の要件を廃止するものであります。

改正後の（ア）につきましては、前段改正概要でご説明いたしました事項の2、非常勤職員の育児休業取得の要件緩和の1点目、子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和に係る改正であります。

イは、（ア）と（イ）のいずれかに該当することを要件としております。

イの改正は、改正概要の事項の2、非常勤職員の育児休業の取得の要件緩和の2点目、子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に係る改正であります。

10 ページをご覧ください。

第2条の3は、育児休業法第2条第1項の条例で定める日、これは非常勤職員の育児休業の終期、を定めております。

改正概要で説明いたしました事項の2、非常勤職員の育児休業取得の要件緩和の2点目、子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に係る改正で、「1歳6か月に達する日まで」とする要件の改正であります。

11 ページをご覧ください。

第2条の4は、第2条の3と同様に「2歳に達する日まで」とする要件の改正であります。

12 ページをご覧ください。

第3条は、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情を定めております。

改正概要の1、育児休業の取得回数制限の緩和に係る改正であります。

改正育児休業法により、育児休業は原則2回まで取得することができるよう改められますが、同法は、既に2回の育児休業をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合には子の年齢の上限に達するまでは2回を超えることができることとされておりますことから、第3条において、特別の事情を定めるものであります。

13 ページをご覧ください。

第3条の2は、育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間を定めております。

改正前は、12 ページになりますが、第2条の5としていたものを、第3条の2に移動させたものであります。

第10条第6号の改正は、第3条第5号を削ることに伴う文言整理であります。

第19条第2号の改正は、第2条第3号ア（ア）を削ることに伴う文言整理であります。

14 ページをご覧ください。

第23条と第24条は、改正概要でご説明いたしました事項の3、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置を新たに規定するものであります。

議案書の14 ページにお戻りください。

附則についてであります。

第1項は、施行期日を定めております。

この条例は、令和4年10月1日から施行するものとしてあります。

第2項は、経過措置を定めております。

この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例によるものとなります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第79号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第79号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の15ページ、議案説明資料の15ページをお開きください。

本条例は、地方自治法第227条の「普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」とする規定と、同法第228条第1項の「手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」とする規定に基づき、手数料に関する事項を定めているものであります。

国は、住宅を長期にわたり使用することで、解体に伴う廃棄物を抑制し、環境への負荷の低減を図るとともに、良質な住宅を将来世代へ継承することを目的とした長期優良住宅認定制度を実施しており、認定を受けた住宅に対して税の特例などの措置を行っております。

令和3年5月28日に長期優良住宅の普及促進による住宅の質の向上に加え、既存住宅を安心して購入できる環境を整備し、その流通を活発化させるため、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の改正法が公布され、本年10月1日に施行されます。

現行の認定制度では、住宅の新築や増改築を行った場合にのみ長期優良住宅として認定できる制度でありましたが、法改正により良質な既存住宅について、建築行為を伴わなくても長期優良住宅の認定を受けることができることとされましたことから、本条例において、これに係る認定審査等の手数料を加えるための改正を行うものであります。

議案説明資料の15ページをご覧ください。

別表は、手数料を徴収する事務とそれに係る手数料の額などを定めております。

右側の改正条例に沿いましてご説明いたします。

今回の改正は、別表左端の番号16の3、16の4及び16の6の項であります。

15ページから16ページにかけての16の3の項は、名称欄に記載のとおり、長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料を定めております。

建築行為を伴わない住宅の認定申請の追加に伴い引用条項を改め、長期優良住宅建築等計画を「長期優良住宅建築等計画等」に改めるとともに、「建築行為を伴わない住宅に係るもの」の文言を加えるものであります。

16ページをご覧ください。

中ほどの16の4の項は、長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料を定めております。

16 の 3 の項と同様に改めるものであります。

17 ページをご覧ください。

上段の 16 の 6 の項は、長期優良住宅建築等計画等認定地位承継承認申請手数料を定めております。

16 の 3 の項と同様に改めるものであります。

議案書 15 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 80 号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 80 号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます

議案書の 16 ページ、議案説明資料の 18 ページをお開きください。

はじめに、改正概要をご説明いたしますので、議案説明資料の 18 ページをご覧ください。

表の左端に記載のとおり、改正項目は、重度心身障害者の医療費助成事業に係る助成対象者の範囲の拡大であります。

本町の重度心身障害者医療費助成制度は、北海道が実施する北海道医療給付事業の枠組みの中で実施しております。市町村民税課税世帯に属する対象者は、助成事業により自己負担割合が 1 割に、非課税世帯に属する対象者は、初診時一部負担金等を除き自己負担が生じない助成事業であります。

今回の改正は、後期高齢者医療制度の改正に伴い、課税世帯に属する 65 歳以上の対象者の一部を助成事業の対象に加えようとするものであります。

改正の内容欄をご覧ください。

現行の本町の重度心身障害者医療費助成事業の対象者は、ここには記載していませんが、65 歳未満で市町村民税世帯非課税者と課税世帯に属する一定の所得未満の重度の身体障がい者の方々などと、2 行目に記載しておりますが、65 歳以上の後期高齢者医療制度加入者、これは 65 歳から 74 歳までの重度の身体障がい者の方々などを含んだ後期高齢者医療制度の加入者であります。この加入者のうち市町村民税世帯非課税者と現役並み所得者として 3 割を負担している加入者を助成対象とし、課税世帯に属する現役並み所得者以外の 1 割負担は、本制度の助成対象とはしていません。

括弧書きで記載しておりますのは、65 歳以上の重度の身体障がい者の方などで現役並み所得者に該当しない課税世帯者は、後期高齢者医療制度に加入することにより、後期高齢者医療制度として 1 割負担で、結果的に重度心身障害者医療費助成と同様となりますという意味で記載をしております。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和 3 年 6 月に公布となり、その中で高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、後期高齢者医療制度加入者のうち、現行の 3 割負担者を除いた一定以上の所得がある方について、令和 4 年 10 月 1 日から医療費

の窓口負担が1割から2割に改められたところであります。

本改正を受け、北海道が後期高齢者医療制度において自己負担割合が2割となる加入者について、現行制度における1割を維持するべく北海道医療給付事業の見直しを行い、助成対象者に加えることとされたことから、本町においても同様に助成対象者に加えるため、本条例を改正しようとするものであります。

改正による1割相当分につきましては、18ページの下段に記載のとおり、北海道と幕別町とで0.5割ずつ負担をするものであります。

20ページをご覧ください。

第3条は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成の対象を定めております。

第3条は、条文の構成として、本文2行目の右端から記載をしておりますように、「次の各号のいずれにも該当しない者に対して助成すると定めており、各号に記載している者は助成対象外であります。

第3号のウは、現行、高確法の先行条文で定義しておりますが、高齢者の医療の確保に関する法律のことでありますが、この高確法の規定による医療を受けることができる者のうち、括弧書きでは、同法第67条以降、法令の条項を記載しておりますが、この記載している内容は、市町村民税世帯非課税者と現役並み所得者である自己負担割合が3割の方を意味しております。

これらの方々を除くとして、本文の各号のいずれにも該当しない者に対して助成するとしている該当しない者から除く内容でありますことから、結果的に制度の対象者としております。

条例改正後は、本年10月1日から後期高齢者医療制度において自己負担割合が2割となる方についても、改正条例の欄のウの2行目で下線表示をしております「及び第3号」これに該当しますが、ここに加えて除外する要件から除外し、対象とする者に追加するものであります。

加えて引用条項の修正であります。

議案書にお戻りいただき、16ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、この条例は、令和4年10月1日から施行するとするものであります。

第2項は、適用区分を定めております。

この条例による改正後の幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によることとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第82号、令和4年度幕別町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第82号、令和4年度幕別町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,969万2千円を追加し、予算の総額をそれぞれ169億486万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為補正」「1追加」であります。

「役場庁舎管理業務委託料」から、6ページにわたりますが、「忠類歯科診療所の指定管理者業務に係る指定管理料」までの31件の債務負担行為の追加であります。

忠類歯科診療所の指定管理者業務に係る指定管理料を除く30件は、庁舎をはじめとした公共施設等の管理等の委託業務であります。受託事業者の人員確保等の準備期間を考慮し、本定例会に提案するものであります。

現在、複数年契約に基づく管理等の業務委託については、一般会計において31件の債務負担行為を設定し、73の契約を締結しているところであります。

これらのうち、本年度をもって29件の債務負担行為に係る69の契約の期間が終了いたしますことから、新たに4ページの5行目の忠類地域公共施設等管理業務委託料の1件を加え、公共施設の管理等の債務負担行為30件、この限度額の合計は29億9,416万4千円ですが、これに消費税及び地方消費税を加えた額として、債務負担行為を追加しようとするものであります。

30件の債務負担行為に係る管理等の業務委託契約の期間については、令和5年度から9年度までの5年を基本としておりますが、5ページ、上から2行目の幕別地域大型ごみ収集業務委託料と、その下の幕別地域公共施設ごみ収集業務委託料は、ごみ収集車両の耐用年数を考慮し7年とし、その2行下の町道管理業務委託料と公園管理業務委託料は、北海道の積算基準の改定間隔を考慮し3年としております。

また、下から4行目のスクールバス運行業務委託料（相川線・新川線）、6ページの1行目、小学校管理業務委託料（幕別小学校）、3行目の中学校管理業務委託料（幕別中学校）、5行目のわかば幼稚園管理業務委託料の4件は、5年以内に委託内容の変更が想定されますことから、3年又は1年としております。

一番下の忠類歯科診療所の指定管理者業務に係る指定管理料であります。

本定例会において、忠類歯科診療所に係る指定管理者の指定について議案を提出しておりますが、これに伴う債務負担行為を設定しようとするものであります。

期間は、令和5年度から9年度までの5年であります。

限度額は、2,750万円に消費税及び地方消費税を加算した額と定めるものであります。

7ページをご覧ください。

「第3表 地方債補正」「1変更」であります。

古舞道営農道整備特別対策事業は、事業費の変更に伴い1,510万円を追加し、限度額を6,010万円に変更しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、変更ありません。

それでは、歳出をご説明申し上げます。

はじめに、議案説明資料の23ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業であります。

今回追加いたしますのは、感染防止対策と原油価格、物価高騰に係る支援策の5事業あります。

1、公共施設換気対策事業1,410万2千円であります。

事業内容の欄をご覧ください。

新型コロナウイルス感染防止のため、換気対策を適切に行う必要があることから、幕別町民会館2階講堂に換気機能付のエアコン7台を設置するものであります。

2、防災拠点施設感染防止対策事業244万3千円であります。

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や感染が疑われる方の搬送後に、救急車内のストレッチャー等を清掃するための高圧温水洗浄機を更新するものであります。

3、高齢者等物価高騰対策緊急支援事業 3,113 万円であります。

原油価格・物価高騰により、生活全般に深刻な影響を受けている低所得の高齢者、障がい者、ひとり親世帯などの生活費の一部を支援するものであります。

対象は、本町に住所を有している生活保護の受給世帯と、令和4年度の住民税非課税世帯のうち、高齢者のみの世帯、身体障害者手帳1級または2級の方の属する世帯、ひとり親世帯等 2,520 世帯を対象に、1世帯当たり1万2千円を給付するものであります。

4、子育て世帯生活応援給付金給付事業 3,006 万1千円であります。

原油価格・物価高騰に直面する18歳以下の児童等を養育する住民税非課税世帯と児童扶養手当受給世帯に対し、子育てに係る費用の一部を支援するものであります。

児童1人当たり5万円を給付するもので、600人を見込んでおります。

24ページをご覧ください。

5、ナウマン公園キャンプ場整備事業 1,300 万2千円であります。

現在のナウマン公園に設置しているトイレと手洗い場を増設し、新型コロナウイルス感染症のリスク低減を図るとともに、キャンプ場の区画設定や看板設置、路盤改良により、キャンプ場として利用しやすい環境を整えようとするものであります。

キャンプ場整備工事 770 万円と、男女1基ずつのトイレ増設と手洗い場の蛇口増設工事 530 万2千円であります。

下の表には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る予算計上の状況を、通常分と原油価格・物価高騰対応分に分けて記載しております。

通常分の交付限度額①は2億1,832万8千円であります。

そのうち、これまでの補正予算計上済額②は1億2,745万円、交付金残額①－②は9,087万8千円、今回補正予算計上額③は、事業費1、公共施設換気対策事業、2、防災拠点施設感染防止対策事業、5、ナウマン公園キャンプ場整備事業の3事業の事業費を合計した2,954万7千円、差引き①－②－③は6,133万1千円であります。

同様に原油価格・物価高騰対応分の交付限度額①は1億3,968万1千円であります。

そのうちこれまでの補正予算計上済額②は4,926万8千円、交付金残額①－②は9,041万3千円、今回補正予算計上済額③は、事業名3、高齢者等物価高騰対策緊急支援事業 3,113 万円から北海道の補助金 1,060 万8千円を控除した 2,052 万2千円と、子育て世帯生活応援給付金給付事業の事業費の計 5,058 万3千円、差引き①－②－③は3,983万円であります。

通常分と原油価格・物価高騰対応分の差引き①－②－③を合計した1億116万1千円が、今回の補正予算計上後における地方創生臨時交付金限度額の残額であります。

今後、適切な時期に追加の地域経済支援策などを組み込み、提案してまいりたいと考えております。

表の下段には、これまでの交付金限度額の推移を記載しております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、22目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費 9,073 万8千円の追加であります。

ここでの説明は省略いたします。

12ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費 9万7千円の追加であります。

国への精算還付金であります。

3目障害者福祉費 2,456 万8千円の追加であります。

2事業とも前年度事業の精算に伴う、国と北海道への精算還付金であります。

13 ページになります。

6 目老人福祉費 24 万 1 千円の追加であります。

令和 2 年度の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の北海道への精算還付金であります。

2 項児童福祉費、3 目施設型・地域型保育施設費 132 万 3 千円の追加であります。

町立保育所運営事業は、保育士の処遇改善に関する令和 4 年度分の給料、職員手当、共済費を追加するものであります。

当該費用の財源として、4 月から 9 月までの給料等は、国の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金として交付され、10 月以降の相当額のうち、公立保育所分は地方交付税に措置されるものであります。

次の市立保育所運営事業は、札内青葉保育所と札内南保育園に係る保育士の処遇改善に係る委託料と交付金の追加であります。

14 ページをご覧ください。

18 節負担金補助及び交付金の細節 5 私立保育所 ICT 化推進事業補助金は、札内南保育園において、園児の登園、降園、指導案の作成、保護者連絡等の機能を有した支援システムを導入することへの助成で、その 3 分の 2 は国庫補助金として町へ交付されるものであります。

認定こども園等施設型給付事業は、保育士の処遇改善に係る負担金と交付金の追加に加え、前年度の保育所運営費に係る国への精算還付金であります。

家庭的保育事業所運営事業は、保育士の処遇改善に係る負担金と交付金の追加であります。

4 目へき地保育所費 33 万 4 千円の追加であります。

15 ページにわたりますが、保育士の処遇改善に係る給料、職員手当、共済費に加え、忠類保育所の舞台用暗幕の購入に要する費用を追加するものであります。

5 目発達支援センター費 7 万 7 千円の追加であります。

保育士の処遇改善に係る給料等の追加であります。

16 ページをご覧ください。

6 目児童館費 310 万 6 千円の追加であります。

国への精算還付金であります。

7 目子育て支援センター費 29 万 9 千円の追加であります。

保育士の処遇改善に係る給料等の追加であります。

17 ページになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目予防費 59 万 4 千円の追加であります。

国への精算還付金であります。

4 目成人保健対策費 1 万 4 千円の追加であります。

国への精算還付金であります。

5 目診療所費 10 万 5 千円の追加であります。

忠類歯科診療所の備品購入に要する費用を追加するものであります。

6 目環境衛生費 87 万 7 千円の追加であります。

個別排水処理特別会計繰出金であります。

8 目新型コロナウイルスワクチン接種事業費 4,070 万 2 千円の追加であります。

今回は、4 回目の追加接種対象者として加えられた医療従事者と高齢者施設等の従事者に対して、10 月から 12 月にかけて実施する 2 千人分のワクチン接種に係る経費と、2 回目までの接種を完了した 65 歳以上の方 9 千人分のオミクロン株に対応したワクチン接種に要する費用を追加するものであります。

1 節は、相談業務や集団接種会場で従事する会計年度任用職員に係る報酬、10 節から 18 ページにわたって 13 節まで、事務費を追加するものであります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 2,819 万 4 千円の追加であります。

産地生産基盤パワーアップ事業は、収益力強化に計画的に取り組む産地において、農業者等が行う

高性能な機械、施設等の導入や、栽培体系の転換に対して総合的に支援をする事業であります。

今回は、大豆の作付面積の拡大による販売額の増加を目標として、一農業者団体がリース導入する汎用コンバイン、トラクター等に対する国からの間接補助金であります。

4目農業施設管理費 23万1千円の追加であります。

農業担い手支援センター給湯器の修繕費用であります。

19ページになります。

7目農地費 296万7千円の追加であります。

土地改良施設等維持管理事業は古舞川のり面の復旧に要する費用、多面的機能支払交付金事業は北海道への精算還付金であります。

8目土地改良事業費 1,510万円の追加であります。

古舞道宮農道整備事業の事業費の増額に伴う北海道への負担金の追加であります。

7款1項商工費、4目スキー場管理費 290万4千円の追加であります。

冬季の営業に向け、白銀台スキー場のロッジのすがもり対策として、屋根のはぜ締めとコーキング、軒天の張り替え、小屋裏の断熱強化等の改修を行うものであります。

20ページをご覧ください。

5目企業誘致対策費 9,667万5千円の追加であります。

企業開発促進補助金は、本年度工業団地等で投資を行った企業2社に対する補助金であります。

本社機能移転促進補助金は、リバーサイド幕別工業団地に本社を移転し進出した企業1社に対する補助金であります。

8目土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持補修費 1,603万円の追加であります。

道路施設維持事業は、強風や台風、大雨によって道路側溝に堆積した土砂の撤去に要する機械借上料と、街路樹の剪定等に要する費用を追加するものであります。

道路施設補修事業は、凍上などによる路盤改良等の補修工事費と、8月15日の大雨による2か所の緊急整備工事費を追加するものであります。

21ページになります。

3項都市計画費、2目都市環境管理費 191万1千円の追加であります。

枯れ木の撤去に要する機械借上料のほか、依田公園浄化槽の修繕工事や、いなほ公園親水施設の漏水工事などの費用を追加するものであります。

10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費 69万8千円の追加であります。

灯油単価の上昇に伴い、町民プールの燃料費を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

8ページまでお戻りください。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金 269万5千円の追加であります。

私立保育所等に対する保育士処遇改善に係る国庫負担金であります。

2目衛生費負担金 3,225万9千円の追加であります。

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金であります。

2項国庫補助金、1目総務費補助金 8,013万円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

2目民生費補助金 746万6千円の追加であります。

町立保育所と私立保育所に係る保育士処遇改善に係る国の交付金と、札内南保育園のICT化に係る国庫補助金であります。

3目衛生費補助金 844万3千円の追加であります。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金であります。

17款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金 134万7千円の追加であります。

私立保育所等に係る保育士処遇改善に係る道負担金であります。

9 ページになります。

2 項道補助金、1 目総務費補助金 1,060 万 8 千円の追加であります。

高齢者世帯等生活支援事業に係る道補助金であります。

4 目農林業費補助金 2,819 万 4 千円の追加であります。

産地生産基盤パワーアップ事業に係る国からの間接補助金が、北海道を經由して交付されるものがあります。

21 款 1 項 1 目繰越金 1 億 5,280 万 2 千円の追加であります。

22 款諸収入、5 項 4 目雑入 64 万 8 千円の追加であります。

細節 53 は依田公園浄化槽の修繕に係るルートインジャパン株式会社からの負担金、細節 68 は多面的機能支払交付金の精算に係る事業者からの返還金であります。

10 ページをご覧ください。

23 款 1 項町債、4 目農林業債 1,510 万円の追加であります。

古舞道宮農道整備特別対策事業債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） 議案書の 11 ページ、総務費の中の負担金補助及び交付金、高齢者等物価高騰対策緊急支援給付金、この高齢者に対する給付金の在り方につきまして、案内する文書を高齢者に分かりやすいものにしていただきたいということを議会で申し上げてきました。今回、改善されるのかどうか。

次、13 ページ、14 ページから各目にわたっていくのですけれども、児童福祉費の負担金補助及び交付金の保育士等処遇改善臨時特例交付金、これは既に年度初めから、もっと言えば令和 3 年度の終わりから開始されていたものでありますが、それぞれの施設、保育士何人対象になっていて、1 人当たり幾ら金額が処遇改善されているのか、そしてその対象は常勤の保育士だけなのか、非常勤の職員にもわたっているのかどうか伺います。

それと、資料になります。ただいま副町長のご説明 24 ページで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内訳が告示いただきまして、差引残額が 1 億 116 万 1 千円ということでありました。この使い道につきまして、適切に時期も含めて、今後になるのだろーと思いたしますが、告示されるということですが、その適切な時期というのを、いつというのも大変厳しいのですけれども、実は、随分全道的にも十勝管内でもこういった低所得者、高齢者、児童福祉関係の支援というのは打たれてきております。さらに農業関係であるとか、あるいは全町民に対する水道料金の減免の関係であるとか、たくさんこの間報道されておりました。そういったことで、町民の皆さんの中にも期待があります。そこをどの時期に、つまりこの議会が終わってしまったら、定例でいけば 12 月になってしまいますので、その間にしっかりと提起される準備をしているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（亀田貴仁） 私からは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の中の、高齢者等物価高騰対策緊急支援給付金事業につきましてご説明をさせていただきます。

今のご質問としましては、町から送る書類、内容を分かりやすくということでありましたけれども、まず対象者に対しましては、把握できる限りは町のほうから、プッシュ型で書類のほうを案内させていただきたいとは思っています。その中でどうしても見ていただかなければならない部分もありますので、ある程度書かされる部分はありますけれども、できるだけ見た方が分かりやすくなるような工夫はさせていただきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 保育士の処遇改善でございます。まず、町立保育所の対象といたしましては、有資格のフルタイム保育士でございます。人数が町立保育所3所で24人、それから保育職ということですから、へき地保育所になります。こちらがフルタイム2人、それから発達支援センター、こちらがフルタイムが1人、そして子育て支援センターがフルタイム4人分という計上でございます。

まず、対象でございますが、町立については有資格のフルタイム保育士と申し上げました。そして、補助基準上は、民間も含めフルタイムに限らずという中で、申請いただく中で、非常勤の職員も含まれております。ただ、各施設を対象とするかどうかというところは、全部が全員というわけではなくて、常勤、非常勤も含まれた人数ということになっております。

1人当たりの平均額というところなのですが、大変申し訳ないのですが、ちょっと手元に持ち合わせておりません。ただ、補助金額の中で3分の2以上、そちらが人件費に充てられることという要件がありまして、ほぼ多くが給与のほうに充てられているという計算での補助金の申請によって、審査、決定している金額の積上げでございます。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） ただいまコロナウイルスの地方創生臨時交付金の部分の対応についてのご質問でございますけれども、今現状として、ここで記載されている1億円程度の残額につきましては、予定されている事業としてございます。こちらにつきましては、早ければ本定例会、遅くとも臨時会等を踏まえた中で対応してまいりたいと思っておりますが、これ以外の施策につきましては、国のいわゆる臨時交付金の配分額等が、まだ決まっておきませんので、そうした状況を踏まえた中で、その他の施策については決まり次第、速やかに対応してまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） まず、高齢者のほうからなのですが、基本的にプッシュ型で行うということは、電話連絡をされるということなののでしょうか。つまり直接お電話をかけてお話をし、そして対応をされるということなののでしょうか。

この間、こういう制度がありながら、書類を頂いても気づかないで過ごしたということも含めまして、せっかくの制度が繋がっていない事実があることをお伝えしてまいりました。そういう人たちに関わりまして、本当にいろんな状況の方がいて、電話での対応というのもできない人もいらっしゃいます。そこも含めて、つまり連絡が取れない人、あるいは申請書が送り返せない人を放置しないで、町のほうで何らかの事情があるというふうに受け止めて、対応をして、行き渡るという手だてを取るべきだと思うのですが、そういうことになっているのでしょうか。

保育士の方の処遇改善の交付金に当たりまして、民間については非常勤職員も対応というふうに受け取れたのですけれども、公立のほうは対応されていないのでしょうか。ご承知のとおり、幕別町の保育所の保育士の配置体制というのは、全体から見ると正職員のほうが少なく、臨時職員のほうが多いという実態です。つまり、フルに働いていてももし対象になっていないということであれば、同じ仕事をされてコロナ禍で加重負担になっているという分を解消するために、その目的で出されている内容の補助金でありますから、全体に行き渡るべきものと思っておりますが、そういうふうになっているのかどうか。

それと、金額のお答えなかったのですけれども、たしかこれは国のほうの補助金の定めがありまして、上限9千円というふうになっていたかと思えます。私、ちょっと今日資料持ってきていないのですけれども、しかしそれが3分の2ということであれば、少なくとも6千円ということになるのですけれども、実態はそうっていないという現場の声を聞いております。金額についてはお答えいただかなかったのですけれども、そういった把握なされていらっしゃるのでしょうか。もし、なされていないとすれば、改善が必要だと思います。

それと、地方創生臨時交付金ということで、一番の要因としては、国の金額がまだ定まってこないということにあったのだらうと思います。ただ、本当に必要なときに必要な政策を機敏に打っていくということが大事だと思うのですけれども、国の金額が定まらないという環境は、十勝どこも同じだ

と思うのです。しかし、そこを超えてというか、その範囲の中で終わっているというのも、もちろんあるでしょうけれども、帯広市などの財政の打ち方見ていると、市のお金も単独投入して政策を打つということも報道されています。そういった考えで、本当に今時期だんだん影響深まっていますので、そういう対応も含めてやっていく考えがあるのかどうか伺います。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（亀田貴仁） プッシュ型の周知方法ですけれども、まず基本的には、確認書という書類を発行しまして、その内容で返送いただくということで対応したいというふうに考えているところであり、確かにそれによって、もう多くは内容が分からないとか気づかないとかで返信できない方もいらっしゃるかとは思いますが、例えば職員が別の部署でも訪問に行くような場合とか、そういったときには声かけをすとか、できる限りそういった対応は取ってまいりたいと思います。

ただ、非課税世帯の今回の対象者も、課税世帯による税扶養を受けているような場合は対象外という考え方もありますので、完全に 100%は難しい部分がありますけれども、できる限りの対応はさせていただきますと思います。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井彦彦） まず、町立の保育所の対象でございます。フルタイム保育士の有資格の職員ということで先ほど申し上げました。有資格としているのは、あくまで有資格と無資格というところでの任用の資格のあるなしの違いというところで、もともとの賃金差があまりなかったという賃金体系というところもございますが、あとは町全体の会計年度任用職員の給与体系という中の均衡性というところも考慮しているものでございます。

そして、先ほどの 9 千円という額なのですが、その中で、3 分の 2 以上は本給ということは先ほど申し上げまして、それと手当等も含めての額で、必ずしも本給の中での 9 千円というところが達成されていないところはありますけれども、頂く申請の中で計画書をまず頂いて、それから実績報告書により、また支出前の審査というところで、確実に賃金、手当も含めたものに支給されるというところは、担保として確認いたします。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） ただいまの臨時交付金の関係でございますけれども、国のほうで 1 兆円プラスアルファなのかはっきりした部分がまだ示されていない中で、なかなか充てられるべき財源が今ないという状況でございます。なので、先ほどの繰り返しになりますけれども、臨時交付金、これが配分等が決まり次第、速やかに対応してまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 1 番目の高齢者の関係は、これこそ地域の民生委員の方たちのお力もお借りするということも必要なのかなというふうに思うのです。今のお答えですと、そういった方で返事がない、返信されないとかというのは、別な要件で何らかの形で職員が訪問したときに、たまたまそういう事態があればというように取れました。少なくとも全体にきちっと周知徹底されるというのは、やっぱり行政側の責務だと思うのです。その手法として民生委員の方のお力を借りるとか、対象者は限られているわけですから、ぜひそういった手法を取っていただきたいと思います。

保育所の処遇改善ですが、町立 24 名の有資格者のフルタイム、ここには有資格者のフルタイムというふうになると、会計年度任用職員も入ってくると押さえていいですね。この会計年度任用職員は非常に微妙なところがありまして、30 分だけ時間が削減されていて雇用形態がフルでないというのがありますよね。その辺は対象になっていないと、つまり 30 分間だけ勤務が短いということに対してのこの処遇改善は届かないのだと思うのですけれども、そこはどうでしょうか。

それと、金額掌握されていないということでありますので、少なくともその 3 分の 2 という基準があるのであれば、もう既に半年以上たっているわけですから、そういった声、恐らく届いていないのだと思うのです。実態として 3 千円、数千円だったとかというようなことも耳に入ってきます。これ、やっぱり適切に目的に沿って届いているかどうかというのは、新しい支援策であるだけに、年

度末待たないで検証するということが大事ではないですか。

分かりました。臨時交付金のことは早い時期の対応を求めたいということによろしいです。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 処遇改善でございます。先ほども 31 名という有資格のフルタイム、それは会計年度任用職員のことでございます。

それから、この補助が手元に届いているかどうかの確認というところですけども、あくまで補助事業ということで、ちょっと繰り返しになりますけれども、年度末というか、精算の時期は確かにございますけれども、その中のあくまで申請というか、書類の中でも確認できるのですが、日常的にも運営に関わったりとか、そういう中では法人ですとか事業所とも連絡調整とかそういうことも行っておりますので、その書類提出の前も含めて、状況確認という中では連絡調整していきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（亀田貴仁） 高齢者等の給付金事業の周知ですけども、先ほど、私、民生委員のお話はちょっとご説明しなかったですけども、民生委員の訪問というのも声かけも含めながら、できる限りの対応をさせていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

〔一括議題、議案審議〕

○議長（寺林俊幸） 日程第 8、議案第 83 号、令和 4 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）から日程第 14、議案第 89 号、令和 4 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 7 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 83 号、令和 4 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）から議案第 89 号、令和 4 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）までを一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第 83 号、令和 4 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 173 万 6 千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 29 億 3,672 万 8 千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5 ページをご覧ください。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金 173 万 6 千円の追加であります。

前年度の特定健康診査負担金の確定に伴う国と北海道への精算還付金を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページをご覧ください。

5 款 1 項 1 目繰越金 173 万 6 千円の追加であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第84号、令和4年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,245万9千円を追加し、予算の総額をそれぞれ29億6,610万5千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、7ページ、8ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

10ページをご覧ください。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金1億6,245万9千円の追加であります。

前年度の介護給付費等の確定に伴う、国、北海道、診療報酬支払基金への精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

9款1項1目繰越金1億6,245万9千円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第85号、令和4年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

11ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ781万円を追加し、予算の総額をそれぞれ5億2,419万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、12ページ、13ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

14ページをご覧ください。

「第2表 債務負担行為」であります。

本年度をもちまして、簡易水道施設管理業務の契約期間が終了いたしますことから、令和5年度から7年度までの3年間を期間として、5,445万円に消費税及び地方消費税を加算した額を限度額として、債務負担行為を設定しようとするものであります。

簡易水道と上水道の当該業務に関わり、両施設の中央監視業務は幕別町浄化センターの施設内で行っており、現在進めております下水道処理区統合事業の進捗状況に鑑み、下水道施設の中央監視業務と整合を図り、令和7年度までの3年間を期間として設定しようとするものであります。

歳出をご説明申し上げます。

16ページをご覧ください。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費781万円の追加であります。

本年4月からこれまでに幕別、新和、駒畠、忠類の簡易水道区域で8か所の漏水が発生いたしました。このため修復に伴います修繕料をはじめ、幕別簡易水道の漏水発生時には、給水タンクにより配水池へ応急的に給水を行いましたことから、これに伴う燃料費や給水タンク車の運転に要する施設管理委託料を追加するものであります。

また、駒畠簡易水道の水源において、硝酸態窒素と亜硝酸態窒素の濃度が増加傾向にありますことから、安定した水質を確保するため、十勝中部広域水道企業団からの受水量を増やしたことに伴い、当該水道料を追加するものであります。

原材料費は、受注生産であります配水本管用補修資材について、緊急時に早急に復旧が行えるよう追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

15ページにお戻りください。

5 款 1 項 1 目繰越金 781 万円の追加であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 86 号、令和 4 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

17 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 319 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 11 億 4,316 万 8,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、18 ページ、19 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

20 ページをご覧ください。

「第 2 表 債務負担行為」であります。

処理場管理業務委託料（公共下水道）ほか、2 業務であります。

処理場、ポンプ場、雨水排水ポンプ場のいずれも本年度をもちまして管理業務の契約期間が終了いたしますことから、令和 5 年度から 7 年度までの 3 年間を期間として、3 施設総額 1 億 6,605 万円に消費税及び地方消費税を加算した額を限度額として、債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、「第 3 表 地方債補正」「1 変更」であります。

公共下水道建設事業は、依田マンホールポンプ場に設置している 2 台のマンホールポンプのうち、1 台が経年劣化などにより吐出能力が低下し、1 台を更新する必要が生じたことから、240 万円を追加し、1 億 2,370 万円を限度として地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法等に変更ありません。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

22 ページをご覧ください。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 242 万円の追加であります。

依田マンホールポンプ場のマンホールポンプ 1 台の更新工事費を追加するものであります。

2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費 77 万円の追加であります。

幕別浄化センターの返送汚泥ポンプ 1 台の修繕経費を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

21 ページにお戻りください。

5 款 1 項 1 目繰越金 79 万円の追加、7 款 1 項町債、1 目都市計画事業債 240 万円の追加であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 87 号、令和 4 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

23 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,771 万 4 千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 2 億 1,906 万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、24 ページ、25 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

26 ページをご覧ください。

「第 2 表 地方債補正」「1 変更」であります。

個別排水処理施設整備事業は、新築住宅等の建設に伴い、合併浄化槽を新たに 5 基設置する必要性が生じたことから、1,270 万円を追加し 4,030 万円を限度として地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法等に変更はありません。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

28 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 206 万 3 千円の追加であります。

令和 3 年度の個別排水処理事業に係る消費税額の確定に基づき算定した、令和 3 年度の確定申告と令和 4 年度の間申出に伴う消費税及び地方消費税の納税分であります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 1,565 万 1 千円の追加であります。

合併浄化槽 5 基の設置に係る工事費を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

27 ページへお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金 65 万 8 千円の追加であります。

受益者分担金であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 87 万 7 千円、4 款 1 項 1 目繰越金 347 万 9 千円、6 款 1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債 1,270 万円の追加であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 88 号、令和 4 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

29 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、債務負担行為の設定であります。

30 ページをご覧ください。

「第 1 表 債務負担行為」であります。

処理場管理業務委託料（農業集落排水）であります。

本年度をもちまして処理場管理業務の契約期間が終了いたしますことから、令和 5 年度から 9 年度までの 5 年間を期間とし、1 億 4,150 万円に消費税及び地方消費税を加算した額を限度額として債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 89 号、令和 4 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

31 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、債務負担行為の設定であります。

上水道施設管理業務委託料であります。

本年度をもちまして上水道施設管理業務の契約期間が終了いたしますことから、令和 5 年度から 7 年度までの 3 年間を期間として、1,239 万円に消費税及び地方消費税を加算した額を限度額として、債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上で、国民健康保険特別会計から水道事業特別会計までの補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご検討のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 83 号、令和 4 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第 84 号、令和 4 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 85 号、令和 4 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 86 号、令和 4 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 87 号、令和 4 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 88 号、令和 4 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 89 号、令和 4 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明 9 月 8 日から 20 日までの 13 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、9 月 8 日から 20 日までの 13 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、9月21日午前10時からであります。

12：38 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和4年第3回幕別町議会定例会
(令和4年9月21日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 日程第3 議案第74号 幕別町ナウマン公園キャンプ場条例
- 日程第4 議案第75号 幕別町公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第76号 幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例
(日程第3～日程第5産業建設常任委員会報告)
- 日程第6 議案第81号 指定管理者の指定について
(民生常任委員会報告)
- 日程第7 議案第92号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第93号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第94号 幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第95号 令和4年度幕別町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 議案第96号 令和4年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第97号 令和4年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 認定第1号 令和3年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第14 認定第2号 令和3年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第3号 令和3年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第4号 令和3年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第5号 令和3年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第18 認定第6号 令和3年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第19 認定第7号 令和3年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第20 認定第8号 令和3年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第21 認定第9号 令和3年度幕別町水道事業会計決算認定について
(日程第7～日程第15 決算審査特別委員会報告)
- 日程第22 陳情第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書
(民生常任委員会報告)
- 日程第23 議案第90号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第24 議案第91号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第25 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第26 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第27 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

令和4年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和4年9月21日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月21日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 若山和幸 | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 | | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義
教 育 長 菅野勇次
企 画 総 務 部 長 山端広和
保 健 福 祉 部 長 樫木良美
建 設 部 長 小野晴正
忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文
教 育 部 長 川瀬吉治
総 務 課 長 佐藤勝博
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲
住 民 課 長 本間 淳
経 済 建 設 課 長 半田 健
水 道 課 長 松井公博

副 町 長 伊藤博明
農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
住 民 生 活 部 長 寺田 治
経 済 部 長 岡田直之
会 計 管 理 者 合田利信
札 内 支 所 長 新居友敬
政 策 推 進 課 長 白坂博司
地 域 振 興 課 長 谷口英将
商 工 観 光 課 長 西嶋 慎
福 祉 課 長 亀田貴仁
保 健 福 祉 課 長 高橋宏邦

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 北原正喜 係長 川瀬真由美

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- | | | |
|--------|---------|--------|
| 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 |
|--------|---------|--------|

議事の経過

(令和4年9月21日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番小田議員、3番内山議員、4番藤谷議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、令和3年度幕別町各会計決算審査特別委員会委員長から付託いたしました議案について、会議規則第77条の規定による審査報告書が、民生常任委員会委員長から、付託いたしました陳情について会議規則第94条の規定による審査結果報告書が、議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

後ほど、ご覧いただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第2、発議第9号及び日程第7、議案第92号から日程第12、議案第97号の7議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第9号及び日程第7、議案第92号から日程第12、議案第97号の7議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、発議第9号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田口廣之議員。

○11番（田口廣之） 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書につきまして、朗読をもって提案理由の説明をさせていただきます。

発議第9号

令和4年9月21日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員田口廣之

賛成者 幕別町議会議員岡本眞利子

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。

3 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策・無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること。

4 橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

5 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

6 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公営住宅などの公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

9 堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

10 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月21日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第74号、幕別町ナウマン公園キャンプ場条例から日程第5、議案第76号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例の3議件を一括議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長田口廣之議員。

○11番（田口廣之） 朗読をもって報告をさせていただきます。

令和4年9月21日

幕別町議会議長寺林俊幸様

産業建設常任委員会委員長田口廣之

産業建設常任委員会報告書

令和4年8月30日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条第1項の規定により報告する。

記

1 委員会開催日

令和4年8月30日、9月13日、2日間

2 審査事件

議案第74号、幕別町ナウマン公園キャンプ場条例、議案第75号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例、議案第76号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例

3 審査の経過

審査に当たっては、条例の制定内容及び関係条例の一部改正について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論をみた。

4 審査の結果

議案第74号、幕別町ナウマン公園キャンプ場条例から、議案第76号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例までの3議件の原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第3、議案第74号、幕別町ナウマン公園キャンプ場条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第74号、幕別町ナウマン公園キャンプ場条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第75号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例につい

て、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 75 号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第 5、議案第 76 号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 76 号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 81 号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長小田新紀議員。

○2 番（小田新紀） 朗読をもって報告をさせていただきます。

令和 4 年 9 月 21 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

民生常任委員会委員長小田新紀

民生常任委員会報告書

令和 4 年 8 月 30 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1 委員会開催日

令和 4 年 8 月 30 日、1 日間

2 審査事件

議案第 81 号、指定管理者の指定について

3 審査の経過

審査に当たっては、現在の指定管理者を候補者として選定するもので事業計画概要及び参考としてこれまでの運営状況について説明され、利用者の実績や計画について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論をみた。

4 審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第 6、議案第 81 号、指定管理者の指定について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 81 号、指定管理者の指定についてに対する委員長報告は、原案を可とするものであります。

本件は委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 92 号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 92 号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 1 ページ、議案説明資料の 1 ページをお開きください。

令和 2 年 5 月に開催されました第 1 回町議会臨時会において、国の財政支援措置に基づき、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者が休業しやすい環境を整えることを目的に、保険給付として傷病手当金の支給を特例的に行うため、本条例を制定いたしました。

これまで、令和 2 年度と 3 年度には申請がありませんでしたが、本年度に入り、初めての申請を受け、現在までに 3 名の被保険者に対し、5 万 2,903 円を支給したところであります。

議案説明資料の 1 ページをご覧ください。

国の財政支援の適用期間の延長に合わせて、これまで 8 度にわたり改正を行ってまいりましたが、去る 9 月 8 日付けで、厚生労働省から「令和 4 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても財政支援の対象とする。」と通知が出されましたことから、本町においても条例の失効日を「令和 4 年 12 月 31 日」に改めようとするものであります。

議案書の 1 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は公布の日から施行する、と定めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 93 号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例及び日程第 9、議案第 94

号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第93号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第94号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の2ページ、議案説明資料の2ページをお開きください。

原油価格や物価の高騰により住民の経済的負担が増大していることから、住民や事業者の負担軽減策として、事業者を含めた幕別町との水道契約者を対象に、水道料金の基本料金を令和4年9月分から令和5年2月分までの6か月間徴収しないこととするため、所要の改正を行おうとするものであります。

はじめに、議案第93号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案説明資料の2ページをご覧ください。

料金の支払義務を定めております、第20条第1項において「水道料金は、水道の利用者から徴収する。」と定め、第21条の「料金は、別表第1に掲げる基本料金及び水量料金の合計額とする。」とする規定を受け、別表第1を定めております。

3ページをご覧ください。

別表第1に記載のとおり、水道料金は口径ごとに、1月当たりの「基本料金」と、使用水量1立方メートル当たりの「水量料金」を合計して算定しております。

2ページにお戻りください。

条例改正は、附則を改めるものであります。

改正前の「附則」を「附則第1項」とし、附則第2項として「第21条の規定にかかわらず、令和4年9月1日から令和5年2月28日までの間に行った点検又は認定に係る水量に基づき算定する料金については、別表第1に掲げる基本料金を除いた額とする。」と加えるものがあります。

この改正により、徴収しないこととなる料金は、口径が13ミリメートル又は20ミリメートルの場合は、1月当たりの基本料金350円の6か月分で、2,100円であります。

議案書の2ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は「公布の日から施行し、令和4年9月1日から適用する。」と定めるものであります。

次に、議案第94号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の3ページ、議案説明資料の4ページをお開きください。

議案説明資料の4ページをご覧ください。

議案第93号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例と同様に、住民や事業者の負担軽減策として、水道料金の基本料金を令和4年9月分から令和5年2月分までの6か月間徴収しないこととするため、所要の改正を行おうとするものであります。

本条例におきましても、第20条で「料金の支払義務」を、第21条で「料金」を定め、別表第1に料金を規定しております。

5ページをご覧ください。

別表第1に記載のとおり、水道料金は、種別の「家事用」「団体用」「営農・営業用」は、1月当たりの「基本料金」と、使用水量1立方メートル当たりの「水量料金」を合計して算定しております。

4ページにお戻りください。

条例改正は、附則を改めるものであります。

附則第7項として「第21条の規定にかかわらず、令和4年9月1日から令和5年2月28日までの間に行った点検又は認定に係る水量に基づき算定する料金については、別表第1に掲げる基本料金を除いた額とする。」と加えるものがあります。

この改正により、徴収しないこととなる料金は「家事用」又は「営農・営業用」の場合は、1月当

たりの基本料金 399 円の 6 か月分で、2,394 円であります。

5 ページをご覧ください。

別表第 1 を改めるものであります。

表の下段の、種別「営農用（防除用）」「臨時給水（一般用）」「臨時給水（公共用）」の欄の記載を「水量料金」の欄に改めようとするものであります。

議案書の 3 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は「公布の日から施行し、令和 4 年 9 月 1 日から適用する。」と定めるものであります。

この二つの条例改正に伴い、両会計において減収見込みとなります、2,588 万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して一般会計から、水道事業会計補助金と簡易水道会計繰出金として支出し、両会計の減収相当額を補てんしようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） ただいまの水道料金の減免につきまして、お尋ねいたします。

それぞれ各市町村で減免の対策がとられてきたことが報じられておりまして、期待が持たれているところであります。幕別町も減免を実施することについては、物価高騰対策にとって有意義な政策であるということをやまず申し上げます。そのうえで、ご承知のとおり幕別町の水道料金の設定の仕方というのは、基本料金を安価に定めて使用量、水量ですね、それで加算していくという方法であります。したがって、基本料金のみを減額すると、今回の提案であれば、そうじゃない今まで打ち出されてきている他町の料金から比べると 1 件あたりの減額される金額が 2 分の 1 以下ではないかというふうに思います。それぞれの町ですから、それはそれで受け止めるのですけれども、実際にこの減額によってそれぞれ、対象となる件数がどのくらいあるのか、一般家庭で幕別町の場合は 13 ミリメートルから 20 ミリメートルまでが 350 円、25 ミリメートルが 893 円というふうに変わっていますので、それぞれこの基本料金の違い、該当する件数がそれぞれ何件あって、平均一般家庭でどれだけ減額になるのか、まずお示しいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 水道課長。

○水道課長（松井公博） はじめに、用途ごとの料金の件数でございますけれども、上水道から申し上げます。上水道につきましては、生活用としまして、口径で 13 ミリメートルから 50 ミリメートルということでご契約されております。この件数につきましては、9,657 件でございます。

次に、業務営業用ということでご契約をいただいております、これにつきましては 13 ミリメートルから 50 ミリメートルの口径になりますが、528 件でございます。

それから、工業用としまして、13 ミリメートルから 50 ミリメートルの契約がございます。件数につきましては、60 件になります。

その他ということで 13 ミリメートルから 40 ミリメートルのご契約がございます。これについては 14 件ということでございます。

続きまして、簡易水道の方になります。簡易水道につきましては、口径ではございませんので、用途で契約がございます。はじめに家事用としまして 702 件、営業用といたしまして 30 件、それから営農用といたしまして 345 件が現在の件数になっております。

平均の無料となります金額でございますけれども、上水道の生活用、13 ミリメートルそれから 20 ミリメートル、25 ミリメートルがご使用になられている約 90%以上を占めております。こちらの金額につきましては、350 円ということになります。次に簡易水道でございます。こちらにつきましても家事用の利用が多いことのものでございまして、基本料金の無料となります額につきましては 399 円ということになります。以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） わたしのほうから、ただいまの水道課長の答弁に対して、一部修正したいと

思います。一般家庭の平均的な金額ということなのですから、13 ミリメートルと 20 ミリメートルの口径の使用率が全体の 99.66%です。それぞれ、13 ミリメートル、20 ミリメートル、それから 25 ミリメートル、40 ミリメートル、50 ミリメートルというかたちでは数字は出してはいないんですけれども、13mmと 20mmで 99.66%なので、全体的にはその 13 ミリメートルと同じ金額になっているかなというふうに考えております。以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） そうしますと、今回の料金改定はほとんどが 13 ミリメートルから 20 ミリメートル使用の一般家庭と、ここが 99.66%でありますから、先ほどここにお示しいただきました 9,657 件というのが、そこに該当するんであらうというふうに思います。最初に副町長からご説明ありましたように、ここは 350 円が基本料金でありますから、6 か月ということになれば 2,100 円の減額ということであらうと思います。この 2,100 円も貴重な財源であり、納付する町民にとっては大変助かることではあります。ただ、料金設定の仕方が、はじめに申し上げましたように基本料金をものすごく安く抑えているという幕別町の料金形態のあり方からいけば、基本料金だけではなくて、水量料金についても減額するようなお考えは持てなかったのでしょうか。例えばですね、今回出されました豊頃町であれば一般家庭の基本料金でいくと、1 件あたり 1 万 1,100 円、幕別町は 2,100 円ですが、1 万 1,100 円。音更町でありましたら、これは 4 か月ということでありまして幕別町よりは 2 か月間短いのはありますけれども、しかし基本料金が 1 か月 5 立方メートルまでが 1,194 円、これが 4 か月分ですね。それから、それより上がりますと、2,514 円ということでありまして、これも倍額以上の減額が示されています。帯広市にしましても、4 か月間の減免ですけれども約 4 千円から 6 千円の減額ということでありまして、もう少し頑張って水量の料金のほうまでの減免は難しかったのでしょうか。という経過で決定になったのかお示してください。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 水道料金の支援のあり方についてでございますけれども、議員のおっしゃいましたようにそれぞれの町の金額の多い少ないこれはいろいろあると思います。ただうちの町で考えた場合に本町においてコロナ禍の中でこういった支援が必要があるかといったところ、年度内の基本料金を徴収しないということが、最も多くの町民に対して公平的に多くの世帯に広がっていく支援だということで、基本料金に限ったということでございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） そうなんだろうと思います。水道料金は幕別町の全世帯に恩恵が受けられるということでありまして、部長おっしゃられるような視点というのはまず基本にあるというのは理解をいたします。そのうえで、まずなるべく応援の金額が大きいほうが住民の立場から言えば、大きいほうがいいと思うものですから、他町と比較して申し訳ないですけれども 2 分の 1 とか 4 分の 1 とかあまりにも違いがあるものですから、水量料金のほうの減免というのも考えられなかったのかなということ、ここ 1 点だけお聞きしたかったわけです、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 水量料金等の話もありましたけれども、基本的にそれ 1 件、水道のみをとらえているのではなくて、臨時交付金を使ってですね、さまざまな広くいろいろな、たとえば、先般出ました子育て世帯ですとか、これから補正予算で提案する内容、いろんな世帯に幅広く臨時交付金の支援が行き届くようなその中の 1 つとして、水道料については基本料金ということで、決めた経緯がありますので、この 1 点のみをもって、金額の多い少ないではなくて、全体的な臨時交付金のあり方、そのなかで検討してきたということで考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 93 号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第94号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第95号、令和4年度幕別町一般会計補正予算、第8号を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第95号、令和4年度幕別町一般会計補正予算、第8号についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,925万8千円を追加し、予算の総額をそれぞれ170億2,411万8千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出をご説明申し上げます。

議案説明資料の6ページをお開きください。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業」であります。

今回、追加いたしますのは、既に国から配分されております「原油価格・物価高騰対応分」に加えて、昨日9,701万9千円の交付限度額が示されました「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援分」の臨時交付金を合わせて充当して実施する支援策であります。

1 後期高齢者世帯生活応援給付金事業、7,602万8千円であります。

事業内容欄をご覧ください。

電気・ガス・食料品等の物価高騰に直面する住民税非課税世帯のうち、75歳以上の後期高齢者のみの世帯に対して、町単独事業として生活費の一部を支援するものであります。

積算欄に記載しておりますように、1,518世帯に1世帯当たり5万円を給付するものであります。

2 事業継続緊急支援事業、1,500万円であります。

新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少に加え、原材料等の物価高騰による影響を受けている町内中小・小規模事業者、個人事業者の事業継続に向けた一助とするため、北海道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」に上乗せをして、町単独事業として補助金を交付するものであります。

墨付き括弧で示しておりますが、対象事業者は、①と②のいずれも満たす事業者であります。

①は、昨年11月から本年10月までのいずれかの月の売上が、新型コロナウイルス感染症流行前の平成30年11月から令和2年3月までの同月と比較して20%以上減少し、かつ比較した月の減少額が、中小・小規模事業者は20万円以上、個人事業者は10万円以上減少していること。

②は、昨年11月から本年10月までのいずれかの月に購入した原材料等のうちのいずれかの単価が、令和2年11月から令和3年10月までのいずれかの月の単価よりも増加していること、であります。

補助金額は、北海道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」と同額の中小・小規模事業者は10万円、個人事業者は5万円であります。

積算欄に記載のとおり、中小・小規模事業者と個人事業者、それぞれ100事業者を見込んでおります。

7ページをご覧ください。

3 水道料金負担軽減対策支援事業、2,680万円であります。

原油価格・物価高騰により経済的負担が増大している、事業者を含めた、町との水道契約を結んで

いる方を対象に、水道料金のうち基本料金を6か月間徴収しないこととし、負担軽減を図ろうとするものであります。

積算欄に記載のとおり、水道事業会計への補助金2,330万円と簡易水道特別会計への繰出金270万円に加えて、大樹町や更別村から給水を受けている世帯や地下水を使用している世帯などに対し、同様に支援するための助成金80万円を計上するものであります。

下の表には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る予算計上の状況を「通常分」「原油価格・物価高騰対応分」、昨日、限度額の通知があった「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援分」の3つに分けて記載しております。

「通常分」は、今回の補正予算に財源充当しておりませんので「差し引き①－②－③」は、6,133万1千円に変更はありません。

次に「原油価格・物価高騰対応分」であります。

「交付金限度額①」1億3,968万1千円のうち、これまでの「補正予算計上済額②」は、9,985万1千円、「交付金残額①－②」は、3,983万円で、同額を「今回補正予算計上額③」に充当し「差し引き①－②－③」は、0円であります。

次に「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援分」であります。

「交付金限度額①」は、9,701万9千円のうち、「今回補正予算計上額③」は、7,799万8千円、「差し引き①－②－③」は、1,902万1千円であります。

表の右端の合計の列の「差し引き①－②－③」8,035万2千円が、今回の補正予算計上後における地方創生臨時交付金限度額の残額であります。

今後、適切な時期に追加の地域経済支援策などを組み立て、提案してまいりたいと考えております。

表の下、欄外には、これまでの臨時交付金にかかる交付限度額の推移を記載しております。

昨日、通知のありました、一番下に下線表示をしております「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援分」を含め、補助裏に充当された別枠分の臨時交付金を除いた総額は、13億5,095万9千円であります。

以上で、議案説明資料の説明を終わります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、22目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費1億1,782万8千円の追加であります。

ここでの説明は省略いたします。

6ページをご覧ください。

7款1項商工費、3目観光費143万円の追加であります。

アルコ236の機械室地下にある湧泉水タンクに漏水が確認されたことから、改修工事に要する費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページまでお戻りください。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金1億1,782万8千円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

21款1項1目繰越金143万円の追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

荒議員。

○8番（荒貴賀） 1点だけ確認させてください。事業継続緊急支援事業についてです。先ほどの副町長からの説明ですと、北海道の事業に上乘せするというお話いただきました。北海道の事業に給付が確認できれば、町で給付するという認識でよろしかったでしょうか。要は、①のほうにですね、

20%減少、かつ20万円以上の減少、個人事業主は10万円以上の減少ということで記載されていましたが、北海道の事業にはそういった記載等がなかったのでしょうか、ここについてはどういった認識だったのでしょうか、それとも単純に道の事業にはこういったことが書かれていなかったのか、この辺の経緯についてご説明をお願いします。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 道が実施する事業の継続緊急支援金につきましては、確かに減少率の部分しかございません。今回、町のほうでは減少額をなぜ設けたかといいますと、減少率だけですと補助金を交付する額よりも、補助金が過剰に交付されるのを防ぐために今回減少額を設けております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） もしそういった考えであれば、ここの減少額のところ、要は給付額と同額にすることで防ぐことができるのではないかなと思うのですが、なぜ半分20万円減ってはじめて、10万円給付される、10万円減ってはじめて5万円給付されるということになっています。なぜここをもうちょっと柔軟にできなかったのかなと認識しているところですが、どうでしょうか。それについては。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 今回町の給付金につきましては、対象者はあくまで道の支援金の給付が決定した方になります、すなわち法人ですと道の給付金で10万円、町の交付金で10万円という形で20万円という形で同額で設定しております。個人についても同じです。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第96号、令和4年度幕別町簡易水道特別会計補正予算、第3号及び日程第12、議案第97号、令和4年度幕別町水道事業会計補正予算、第3号の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第96号、令和4年度幕別町簡易水道特別会計補正予算、第3号、議案第97号、令和4年度幕別町水道事業会計補正予算、第3号を一括してご説明申し上げます。

いずれの補正予算も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して実施いたします「水道料金負担軽減対策支援事業」に関する補正予算であります。

はじめに、議案第96号、令和4年度幕別町簡易水道特別会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、予算の総額をそれぞれ5億2,425万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費6万円の追加であります。

水道料金負担軽減対策支援事業を実施するため、水道料金収納システムの「料金データ作成業務委託料」を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページになります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料 264 万円の減額であります。

水道料金負担軽減対策支援事業の実施に伴い、基本料金 6 か月相当分を減額するものであります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 270 万円の追加であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算、第 3 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 97 号、令和 4 年度幕別町水道事業会計補正予算、第 3 号について、ご説明申し上げます。

6 ページをご覧ください。

補正予算第 2 条は、収益的収入及び支出の補正であります。

収入、支出ともに補正予定額 6 万円を追加し、第 1 款水道事業収益を 5 億 8,009 万 8 千円に、第 1 款水道事業費用を 5 億 3,129 万 6 千円に定めるものであります。

補正予算第 3 条は、他会計からの補助金であります。

水道料金負担軽減対策支援事業の実施に伴い、基本料金 6 か月相当分と事務費として、一般会計から補助を受ける金額は、2,330 万円であります。

8 ページをご覧ください。

収益的支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、5 目総係費 6 万円の追加であります。

水道料金負担軽減対策支援事業を実施するため、水道料金収納システムの「料金データ作成業務委託料」を追加するものであります。

7 ページになります。

収益的収入であります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 2,324 万円の減額であります。

基本料金 6 か月相当分の減額であります。

3 目他会計補助金 2,330 万円の追加であります。

一般会計からの補助金であります。

以上で、幕別町簡易水道特別会計と幕別町水道事業会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 96 号、令和 4 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算、第 3 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 97 号、令和 4 年度幕別町水道事業会計補正予算、第 3 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中でありますので、この際 11 時 10 分まで休憩いたします。

11：01 休憩

11：10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 13、認定第 1 号、令和 3 年度幕別町一般会計決算認定についてから、日程第 21、認定第 9 号、令和 3 年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの 9 議件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長野原恵子議員。

- 10 番（野原恵子） 令和 3 年度幕別町各会計決算の審査について、朗読をもって報告させていただきます。

令和 4 年 9 月 21 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

令和 3 年度幕別町各会計決算審査特別委員会委員長野原恵子

決算審査特別委員会報告書

令和 4 年 8 月 30 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告する。

記

1 委員会開催日

令和 4 年 8 月 30 日、9 月 13 日、14 日、3 日間

2 審査事件

認定第 1 号、令和 3 年度幕別町一般会計決算認定について

認定第 2 号、令和 3 年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

認定第 3 号、令和 3 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第 4 号、令和 3 年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

認定第 5 号、令和 3 年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

認定第 6 号、令和 3 年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

認定第 7 号、令和 3 年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

認定第 8 号、令和 3 年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

認定第 9 号、令和 3 年度幕別町水道事業会計決算認定について

3 審査の結果

全会計を「認定」すべきものと決した。

以上であります。

- 議長（寺林俊幸） 報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は、省略いたします。

これより、認定第 1 号、令和 3 年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第 1 号、令和 3 年度幕別町一般会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第 2 号、令和 3 年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第2号、令和3年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第3号、令和3年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第3号、令和3年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第4号、令和3年度幕別町介護保険特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第4号、令和3年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第5号、令和3年度幕別町簡易水道特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第5号、令和3年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第6号、令和3年度幕別町公共下水道特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第6号、令和3年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第7号、令和3年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第7号、令和3年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第8号、令和3年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第8号、令和3年度幕別町農業集落排水特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第9号、令和3年度幕別町水道事業会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第9号、令和3年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第22、陳情第5号、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長小田新紀議員。

○2番(小田新紀) 陳情第5号、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入を求める意見書の提出を求める陳情書につきまして、朗読をもって報告させていただきます。

令和4年9月21日

幕別町議会議長寺林俊幸様

民生常任委員会委員長小田新紀

民生常任委員会報告書

令和4年8月30日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

1 委員会開催日

令和4年8月30日、9月7日、14日、3日間

2 審査事件

陳情第5号、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書

3 陳情の趣旨

2019年10月の消費税率10%引上げに続き、収束の見えない新型コロナウイルス感染拡大、さらには、ロシア軍のウクライナ侵攻による国際情勢の激動や円安の影響で、あらゆる分野で資材の高騰や不足が続き、国民生活、経済活動は甚大な被害を受け、深刻な状況が続いている。

その中で、政府は、2023年10月から適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」)の実施に向け、2021年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請を開始した。

消費税率10%引上げと同時に、軽減税率導入によって消費税制度は複雑化した。インボイス制度が導入されれば、軽減税率対象品目を扱う事業者のみならず、全ての事業者に事務負担の増加を余儀なくされる。さらに、500万人を超える、いままで消費税申告が必要なかった1千万円以下の免税業者の個人営業の食堂や小売店、ヤクルトレディや配達員などの請負事業者、通訳や音楽家、個人タクシーなど個人事業者やフリーランス、地域シルバー人材センターの会員などの方々が、取引先から課税業者となることを求められ、重い負担を負うことが予想される。

課税業者にならなければ、取引から排除され「小さい店は閉店せよと言われていることと同じ」と、怒りの声が上がっている。また、農業者は、農協を通じた取引について適格請求書の発行を免除されているものの、機械利用組合等の構成員となっている場合、登録者になることが必要となる。十勝の基幹産業である一次産業にも非常に大きな影響が見込まれる。

インボイス制度導入には、日本商工会議所をはじめとした多くの中小業者団体、日本税理士会連合会などが中止や見直し、延期を求めている。

コロナ禍、物価高騰で厳しい営業活動が強いられている中小業者を守り、地域の雇用と暮らし、経済を守るために、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を求める。

4 審査の経過

審査に当たっては、陳情者を参考人として招致し、陳情の趣旨等について論議がなされ、起立採決で結論をみた。

5 審査の結果

「不採択」すべきものと決した。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第 22、陳情第 5 号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書について、討論を行います。

委員長の報告が不採択でありますので、最初に原案に賛成の発言を許します。

酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 日本共産党議員団を代表して、消費税インボイス制度の導入中止を求める意見書に賛成の討論をいたします。

インボイス制度は 2019 年の消費税率 10%への引上げと合わせて決められ、来年 10 月に本格導入するとしています。しかし、その影響は非常に大きく、特に小規模事業者やフリーランス、個人事業主、農業者に大きな打撃を与えるとして、さまざまな団体が中止又は延期などを求めています。地方議会からも今年 7 月末までに 423 の議会から同趣旨の意見書があがっています。それだけ、この制度が与える影響は非常に大きく、地方経済にとって取返しのつかない打撃となる可能性があります。陳情に賛成する理由を 4 点述べます。

第一は小さい事業者経営の存続が危ぶまれるほどの負担を強いることです。これまで消費税の納税を免税されていた小規模の事業者や、個人事業主に新たな大きな税負担がのしかかることとなります。現在売上高 1 千万円以下の事業者は、消費税納税を免除されています。しかしインボイスの導入により、売上げが数十万円であっても売上げにかかる消費税を支払わなければならなくなります。すでに経営状態が苦しい事業者の倒産や廃業が相次ぐことが強く懸念されています。現在の免税業者は売上げの消費税分を丸々免税されているように見えますが、実際には仕入れの際にそれにかかる消費税を負担しています。また大規模店との競争を迫られるため販売価格を下げざるを得ず、実際には販売時には消費税を転嫁できないケースも多くあります。そのため消費税導入の際には、年間売上げ 3 千万以下の小規模事業者は負担しないとされてきました。それが 1 千万円まで縮小され、さらに今、わずかな売上げにも課税されようとしています。これは税の累進性に逆行するものであり、小さな事業者を支えられている地方の経済にも大きな影響を与えると考えられます。

理由の 2 点目は、帳簿方式に比べ事務作業が煩雑化し、特に個人経営者にとっての負担が大きくなることです。今、帳簿で行っている計算をインボイスを使って納税することが義務づけられます。インボイスには取引の金額、年月日、品目、消費税額のほか、税務署が割り振った事業者ごとの登録番号が記載されます。インボイスは 7 年間保管しなければなりません。日本商工会議所の調査では、複雑で事務負担に対応できないと答えた事業者が 49.2%にのぼるなど、現場が煩雑さに困惑することが危惧されています。理由の 1 点目、2 点目のように誰にとっても増税か負担増になる制度です。

理由の 3 点目は、制度周知の問題です。町内事業者の聞き取りの中で、事業者のなかにインボイス制度の内容がいまだ十分に周知・理解されておらず、商工会員含めて登録が進んでいません。このままスタートするなら、その影響は実施されてはじめて、直面するという事態になりかねません。

最後、4 点目は地方自治にも影響を与えることです。例えば社会福祉協議会の事業である高齢者就労センターは登録会員が個人事業者となり、高齢の会員一人ひとりがインボイス方式の登録を行い、課税事業者とならざるを得ません。わずかの収入から 1 割の新たな税負担は困難であり、登録を求めなかった場合、社会福祉協議会が負担しなければなりません。町の社会福祉協議会によると、現在約 120 名の登録者がおり、1 人年間 20 万円から 40 万円のお仕事をされています。個人の負担にするとわずかな報酬からその 1 割を負担してもらわなければならないため、それは難しい。しかし、協議会が代わりに負担するとなると年間約 500 万円にもなる。町に負担してもらえなければ、事業そのものの存続も危ういとのことでした。北海道がシルバー人材センターへの支援を国に求める意見書をあげています。そこには、センターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、

ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題と訴えています。

以上、賛成の理由を4点述べました。インボイス制度の導入が与える影響が深刻であることは、日本商工会議所、中小企業家同友会全国協議会、日本税理士会連合会、日本税理士政治連盟、全国商工団体連合会、日本出版社協議会が、中止や延期を求める声明を出していることから見ても明らかです。消費税率10%への引上げに続き、令和2年から収束の見えないコロナ感染拡大、令和4年ロシアによるウクライナ侵攻による国際情勢の激動と円安の影響であらゆる分野で物価が高騰、品不足が続き、国民生活はもとより、経済活動全体に甚大な被害を与えています。こんなときに必要なのは、課税の強化ではなく減税だと思います。96か国が消費税にあたる税の減税に踏み切っています。せめて5%の一時据え置きに戻して、インボイス制度は中止してほしいと思います。本来、税金徴収は、原則累進性であるべきで、利益に応じて課税すべきです。町民やその生業への影響の大きさを鑑み、ぜひ採択をと議員各位の賛同を求めます。以上です。

○議長（寺林俊幸） 次に、原案に反対の発言を許します。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

陳情第5号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書についての委員長の報告は「不採択」であります。

したがって、会議規則第81条の規定により、陳情第5号の原案について採決をいたします。

採決は電子表決システムにより行います。

陳情第5号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書は、原案のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

なお、会議規則第81条の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

なしと認め、確定します。

投票総数17人、賛成4人、反対13人。

したがって、陳情第5号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書は不採択とすることに決定しました。

日程第23、議案第90号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第90号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてにつきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案書の18ページ、議案説明資料の25ページをお開きください。

地方自治法は、人事委員会を置かない普通地方公共団体に執行機関として公平委員会を置き、「公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。」と規定しております。

これを受け、地方公務員法第9条の2第2項において、「委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。」と定めております。

本議案は、現公平委員会委員であります、山崎和夫氏が、本年9月30日をもって任期満了となりま

すことから、同氏を引き続き、選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

任期は、令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4年間であります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の25ページに記載しておりますので、ご参照いただき、選任につき、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

なお、会議規則第81条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

なしと認め、確定いたします。

投票総数17人、賛成17人、反対0人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第24、議案第91号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第91号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてにつきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案書の19ページ、議案説明資料の26ページをお開きください。

地方自治法は、執行機関として法律に定めるところにより普通地方公共団体に教育委員会を置かなければならない、とし「教育委員会は、別に法律に定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。」と定めております。

これを受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項において、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」と定められております。

また、同条第5項では、「地方公共団体の長は、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに親権を行う者などの保護者である者が含まれるようにしなければならない。」と規定しております。

本議案は、現教育委員会委員であります小尾一彦氏が、本年9月30日をもって任期満了となりますことから、同氏を引き続き、任命いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

任期は、令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4年間であります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の26ページに記載しておりますので、ご参照いただき、任命につき、同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。これより、表決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

なお、会議規則第 81 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

なしと認め、確定いたします。

投票総数 17 人、賛成 17 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 25、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 20 ページ、議案説明資料の 27 ページをお開きください。

人権擁護委員法は、「人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。」と掲げ、人権擁護委員を市町村の区域に置くものとするとして定めております。

同法第 6 条第 1 項において、「人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。」とし、同条第 2 項では、「法務大臣の委嘱は、市町村長が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。」と定めております。

また、同条第 3 項では、「市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。」と定めております。

本町においては、現在、6 名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、現人権擁護委員であります佐藤晋氏が、本年 12 月 31 日をもって任期満了となりますことから、同氏を再度、推薦いたしたく、議会の意見を求めようとするものであります。

任期は、令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの 3 年間であります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 27 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につき、同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。お諮りいたします。

諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任と認めることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第 26、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第 77 条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛に提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどご覧いただききたいと思います。

日程第 27、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和 4 年第 3 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

(11 : 50 閉会)